

# 第1次長門市総合計画

## 後期基本計画



活力ある健康保養のまち

～みんなの笑顔行き交う、

未来のまちをめざして～

# 第1次長門市総合計画

## 後期基本計画

活力ある健康保養のまち

～みんなの笑顔行き交う、

未来のまちをめざして～

## ■ 長門市市民憲章 (平成18年3月21日制定)

市民憲章は、市の理想・目的を示し市民生活の規範となるもので、まちづくりの方向性を明らかにするとともに、理想的なまちづくりへの市民一人ひとりの参加意識を高め、住民相互の絆を強くするためのものです。

### 長門市市民憲章

わたくしたちは、長門市民としての自覚と誇りをもち、  
「未来へはばたくまち」をめざして、次のことを誓います。

- 一 青い海 みどりの大地 いかしあう、美しいまちをつくります。
- 一 ふるさとの知恵 そだてあう、豊かなまちをつくります。
- 一 夢 かたりあう、伸びゆくまちをつくります。
- 一 笑顔 ふれあう、温かいまちをつくります。
- 一 命 ささえあう、健やかなまちをつくります。

## ■ 長門市の花木・生物 (平成18年3月21日制定)

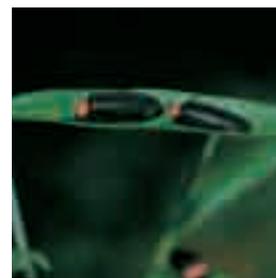
青い海と緑の大地、清らかなせせらぎに抱かれた、心なごむ美しいふるさとをめざして、次の花木・生物を市のシンボルとして定めます。



市の花木／サクラ



市の花木／ツツジ



市の生物／ホタル

# 総合計画後期基本計画

## 市長あいさつ



### はじめに

本市は、平成17年3月22日に合併し、8年目を迎えました。

これまで、平成19年3月に策定した長門市総合計画に基づき、「みんなの笑顔行き交う、未来のまち」の実現を目指して、各種施策を実施してきました。

総合計画前期計画の5年間が終了するにあたり、このたび、新たに平成24年度から向こう5年間の後期基本計画を策定しました。

平成19年以降今日までの間、国際経済情勢においてはリーマンショックを皮切りにした金融危機、ギリシャ政府の財政危機を発端としたユーロ不安、新型インフルエンザの発生などが、国政においては政権交代、平成23年3月11日の東日本大震災などが、本市においては止まらない人口減少、少子高齢化の進行などが起きています。

後期基本計画は、こうした社会環境の変化、前期計画の検証作業及び市民アンケートの結果を踏まえて、新たに策定したものであります。

『「チームながと」を構築し全国に誇れるまちを創る』ことを基本理念に、厳しい財政状況ではありますが、選択と集中の視点を一層強化しながら、この計画に掲げる施策を展開し、また、市職員も地域社会の一員として積極的に市民活動に参画し、市民が住むことに喜びを感じることができ誇りを持てるまちづくりを進めてまいります。

市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、昨年10月開催された「おいでませ山口国体」は、市民の皆様のおもてなしにより大いに盛り上がり、来場者に好評を博したところでありますが、この成果を一過性のもので終わらせることなく、これを継承し、本市のスポーツ振興あるいは観光振興につなげていくため、是非、2019ラグビーワールドカップにおけるキャンプ地として、代表チームを誘致できるよう、今後、取り組んでいきたいと考えています。市民の皆様のご協力を重ねてお願い申し上げます。

終わりに、この計画策定に当たって熱心にご審議いただいた総合計画審議会委員、各地域審議会委員の皆様をはじめ、市議会議員の皆様、パブリックコメントをお寄せいただいた皆様、さらに市民アンケートにご協力いただいた皆様に対しまして、こころから厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

長門市長 大西 倉雄

# Contents 目次

## 序 章 後期基本計画の策定にあたって

1 後期基本計画策定の意義	2
2 長門市を取り巻く状況	3
3 住民ニーズからみたまちづくりの主要課題	5
4 各種団体ヒアリングからみた主要課題	6
5 前期基本計画の評価からみた主要課題	6
6 後期基本計画の視点	7
7 後期基本計画のまとめ方	9

## 第 1 章 自然と人が安らぐ安全なまち

第 1 節 循環型社会の形成	12
第 2 節 一体的な景観の形成	18
第 3 節 住環境の整備	22
第 4 節 防災・防犯体制の強化	30
第 5 節 都市機能の強化	36
第 6 節 総合交通対策の推進	40

## 第 2 章 6次産業が栄えるまち

第 1 節 6次産業の推進	48
第 2 節 体験・滞在・反復型の観光地づくり	56

## 第 3 章 生きがいと笑顔があふれるまち

第 1 節 まちぐるみ健康づくりの推進	64
第 2 節 高齢者福祉の充実	70
第 3 節 障害者福祉の充実	74
第 4 節 児童福祉の充実	78
第 5 節 地域福祉の充実	82

## 第4章 個性豊かに人が輝くまち

第1節 学校教育・就学前教育の充実	88
第2節 生涯学習の充実	92
第3節 個性が輝く文化の創造	100

## 第5章 みんなで創り、自分発信するまち

第1節 自分発信のまちづくりの推進	108
第2節 住民と行政のパートナーシップの確立	116

## 参考資料

用語説明	126
長門市総合計画基本構想	132
長門市総合計画審議会条例	144
長門市総合計画審議会委員名簿	145
諮問	146
答申	147
奥付	148

# 序 章

後期基本計画の  
策定にあたって



# 1

## 後期基本計画策定の意義

本市では、平成19年3月に、まちづくりの最も上位に位置づけられる総合的な計画として、「第1次長門市総合計画」を策定しました。

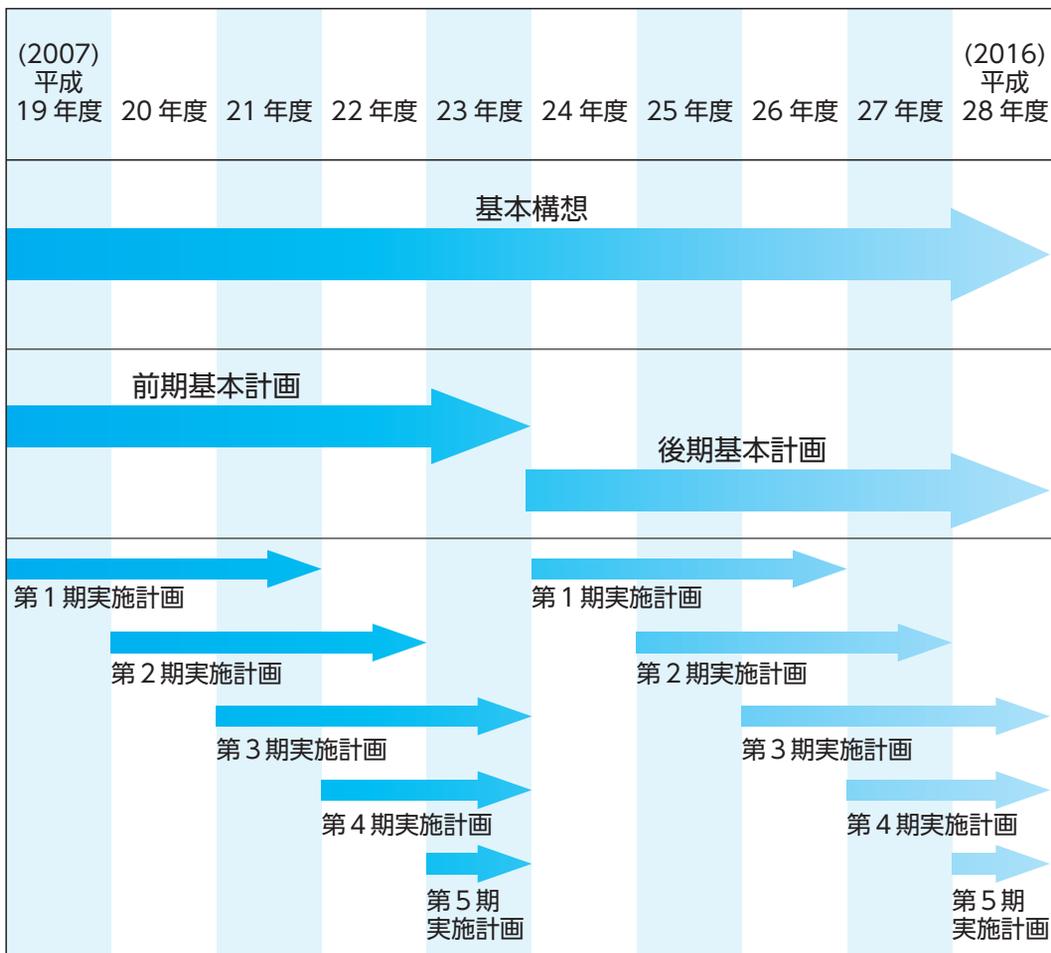
本総合計画の基本構想において「みんなの笑顔行き交う、未来のまちをめざして」をキャッチフレーズに、「豊饒ほうじょうの海と大地に抱かれた活力ある健康保養のまち」の将来都市像を掲げました。

そして、この都市像を実現するために、平成19年度から5か年を計画期間とする前期基本計画を策定し、さまざまな施策を展開してきました。

この前期の基本計画が平成23年度をもって終了することから、前期基本計画策定時からの時代状況の変化や各施策の進捗状況を踏まえ、基本構想で掲げた都市像の実現を目指し、平成24年度から28年度までの5年間の本市における具体的な施策を体系的に組み立てた後期基本計画を策定します。

本計画においても、基本構想に掲げたように、長期的な展望を持って計画的に行政運営を進めることによって、安全で安心な、やさしさと活力を実感できる地域社会の構築を目指します。

### ■ 計画の構成と期間



## 2 長門市を取り巻く状況

最近5年の間に世界同時不況や新型インフルエンザをはじめ、昨年3月の東日本大震災、福島での原子力発電所による事故が発生するなど、国民の生活に多大な影響を及ぼす出来事が発生しています。

このように、社会経済の変化の速さや動きの幅が大きくなっている中、これまでも指摘されてきた以下にあげる本市を取り巻く状況は、今後も続くことが予想されます。

### (1) 国境を越えた地域間競争の激化

国内の経済は、世界の中でも東アジア、特に中国や韓国とのつながりを重視して進められることが考えられます。

#### 【観光振興を推進する中であって、国際交流とその交流人口の拡大が必要です】

長門市観光コンベンション協会による本格的な観光振興が期待される中、「海」「里」「湯」「食」「人」等をキーワードに農林水産業と商工業の連携、さらにこれらの産業と文化、教育、福祉、環境などのあらゆる事業が「融合」し、新たな価値を創造することで、中国を中心とした東アジアとの交流の拡大を進める必要があります。

### (2) 人口減少社会の到来と少子高齢化の進展

人口が減少し、年齢による人口構成のバランスがますます失われ、今まで以上に、本格化する人口減少、少子高齢社会に向けたまちづくりのあり方が求められています。

#### 【少子高齢化が急速に進行していきます】

平成22年の34.6%の高齢化率は、10年後の平成32年には47%を超えることが予想されるとともに、14歳以下の年少人口も10%を切ることが予想され、着実に超少子高齢社会が到来しつつあります。

#### 【高齢者、子育て世代が安心して暮らせる環境づくりが必要です】

人口減少が続く中においても、高齢者が安心して暮らすことができ、また、安心して出産や子育てができるなど、多様なライフステージに対応した環境づくりが必要です。

### (3) 地球規模での環境問題への対応

地球温暖化防止、循環型社会の構築、自然環境の保全・再生等に対する国民の関心は、ますます高まっています。このため、これまで以上に環境を守るためのさまざまな取り組みが求められています。

#### 【将来の世代を考慮した総合的な環境対策が必要です】

資源循環型社会形成のためのごみの減量化やごみ収集ルールに対する取り組みは順調に推移しているものの、将来の世代を考慮した総合的な環境対策が求められています。

### (4) ライフスタイルと価値観の変化

若年層や高齢者の単独世帯が増加し、また、介護や子育て支援などのために親と子の世帯が比較的近い距離に居住したり、複数の生活拠点を持つなど新しい生活様式が出てきています。

今後は、今まで以上に、それらに柔軟に対応できる社会の形成やまちづくりに活かす仕組みづくりが必要になっています。

### 【心の満足感が得られるような地域づくりの方向性が求められています】

世代間の価値観の違い、生活スタイルの多様化に対応し、心の満足感が得られるような地域づくりの方向性が必要となっています。

### 【生涯にわたり生きがいをもって活動できる環境整備が必要です】

スポーツ、生涯学習、コミュニティ活動等を行う場や機会の充実など、市民が個性と能力を発揮し、生涯にわたり生きがいを持って活動できる環境を整備していくことが必要です。

## (5) 協働のまちづくりへの取り組み

住民ニーズの高度化、多様化や地方分権などの変化に的確に対応し、地域の抱える課題に対処した満足度の高い効果的なまちづくりを目指す上で、市民と行政が知恵と力を出し合う新たな関係や仕組みづくりが不可欠となっています。

### 【市民協働の仕組みづくりの確立や地域活動等への支援が必要です】

まちづくりのため、政策形成過程から管理運営に至るまでの市民参加の仕組みづくりの確立や地域活動等への支援などが求められています。

## (6) 人と人の共生時代の到来

まちづくりは、そこに住む市民自らが創意と力の結集によって作り上げていくものであり、行政との協働のもとで、市民の積極的な参加を促し、市民一人ひとりが主役になり、自ら考え、自ら行動できる自立したまちづくりを目指す必要があります。

その中心になるものがコミュニティであり、今後も地域を支えるコミュニティづくりを推進し、その活動の場づくりや組織強化の支援に努める必要があります。

### 【地域コミュニティの醸成と併せ、自立したまちづくりの推進が必要です】

人は生涯を通じて学び続けるという観点から、地域で学び、自ら考え、行動できるまちづくりの考え方を、コミュニティの醸成と併せて、浸透させていく必要があります。

## (7) 地方の自立に向けた取り組み

合併特例法から始まった平成の大合併は、合併新法の平成21年度末の失効をもって一段落しました。平成11年3月末時点で3,232あった市町村は、平成23年3月末時点で1,724まで減っています。

一方、この間、国・地方とも長引く景気の低迷による税収不足を補うとともに、数次の景気対策事業を行うため、公債を増発してきましたが、国と地方の長期債務残高は平成22年度末で862兆円に達しています。

この償還が将来の財政を圧迫する要因となるため、国・地方の財政は危機的な状況にあるといえます。

また、医療・介護・福祉等の社会保障関係費は、高齢化等の影響により年々増加する見通しであるため、さらなる財源不足に陥る可能性が高い状況です。

今後は、地方分権や規制改革の進展等によって、地方の自主決定力が求められることから、今まで以上に地方の主体性と自立が必要となることが予想されるとともに、さまざまな住民ニーズに対応していくため、これまで以上に簡素で効率的な行財政システムの構築に取り組んでいく必

要があります。

### 【地方分権の進展により、個性あるまちづくりが問われています】

行政の果たす役割はますます増大かつ多様化しており、個性あるまちづくりのあり方が問われています。今後も、市民との協働に努め、行財政改革等を通して効率的な行財政運営を進めながら、市民の期待とニーズに迅速かつ誠実に応える体制を強化する必要があります。

## (8) まとめ

世界同時不況や新型インフルエンザなど、海外で発生した出来事が、短い期間で直接、国民の生活に影響を及ぼしました。

また、一方で、政権交代など国内の政治情勢の変化は、地方自治体の取り組みや国民の生活に少なからず変化を及ぼしています。

地域住民に直接向き合う本市は、このような社会経済情勢にあっても、市民の生活の安定が第一であり、社会変化に対応できる柔軟で着実な行政運営を図るとともに、地方の魅力ある独自のまちづくりの理念を確立する必要があります。

# 3 住民ニーズからみたまちづくりの主要課題

市民アンケート調査結果をもとに、住民のニーズからみた、今後のまちづくりにあたっての主要課題を以下のように整理しました。

本市に対する「愛着度」は前回調査(平成18年2月)に比べ、若干上回っていますが、「住み良さ」に対する評価やこれからも住み続けたいと考えている「定住」に対する評価はいずれも若干減少しています。

今後も住み良さを高め、定住に結びつけていくためには、産業の振興による就業機会の確保やまちの活性化、保健・医療・福祉の充実、環境対策や安心・安全のまちづくり等を中心に住民ニーズの充実に努める必要があります。

一方、これからのまちづくりの方向性においても、「産業」「福祉」「まちの基盤」といったキーワードが欠かせない要素となっています。

また、このようなまちづくりの方向性の中、保健・医療・福祉面では「救急医療体制の整備」「介護保険及びその他の福祉サービスの充実」「障害者の雇用の場の確保」「保育サービスの充実」、教育・文化・スポーツ面では「家庭・地域・学校一体の教育環境の整備」「市民参加型スポーツ・レクリエーションイベントの充実」、産業面では「農林水産業後継者の育成」「広域交流型商業施設の整備」「起業家への支援や新産業の開発・育成」「観光における情報発信の充実」、生活環境面では「自然環境にやさしい地域づくり」「地域交通の整備(買い物支援などの交通弱者対策)」といった項目が、今後重点的に取り組むべき項目としてあげられており、それらへの対応が求められています。

また、今後の行政運営に欠かせない協働のまちづくりについては、自治会など地域の組織との連携や市民の意見を聞く機会や場の創出などを通して、市民が参加しやすい環境づくりに努めるとともに、自然保護や環境保全などの活動を通じた参加のきっかけづくりを進める必要があります。

## 4 各種団体ヒアリングからみた主要課題

産業分野については、農林水産業と商工業の連携による長門ブランドの開発・市場開拓、「食文化」としての提案、宿泊需要と結びついた観光振興の推進等が必要です。

福祉分野では、地域の福祉向上に努める諸団体と市民が連携して、地域での「見守り」や「気づき」のネットワークによる地域福祉の推進が必要です。

そのためには、諸団体での人材育成やボランティア団体の活性化が必要です。

また、教育分野では、次世代育成の観点から市民と地域をつなぐ諸団体への人材、情報等のバックアップが必要です。

コミュニティ分野では、地域と行政をつなぐ諸団体への支援による、地域コミュニティの再構築が必要です。

## 5 前期基本計画の評価からみた主要課題

### (1) 自然と人が安らぐ安全なまち

景観保護を含む本市独自の自然環境の保全とともに、ごみの減量化、地球温暖化防止対策、新エネルギーへの取り組みなど地球にやさしい環境に対する取り組みを継続実施する必要があります。

空き家活用など住宅供給、定住促進対策の継続的な取り組み、市民主体の公園・緑地の維持・管理への取り組み、上下水道事業の安定化への取り組みなど住環境整備の継続的な取り組みが必要です。

自主防災組織や防災体制の強化など東日本大震災での経験を踏まえた防災・消防体制の強化が必要です。また、情報化や道路等の都市基盤整備への継続した取り組みも必要です。

### (2) 6次産業が栄えるまち

農林水産業と商工業の連携による生産・加工・流通まで一貫した産業構造への取り組みが必要です。

観光については、市民との協働による本市の「海」「里」「湯」「食」「人」に触れるシーンづくりを含めた受入体制づくりが必要です。

### (3) 生きがいと笑顔があふれるまち

各計画に基づく高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉各施策の確実な取り組みが必要です。中でも、地域福祉については、地域見守りネットワークや地域リーダーの育成強化など地域力の強化に努める必要があります。

### (4) 個性豊かに人が輝くまち

地域住民との連携による地域協育ネットやコミュニティスクールを通じた学校運営や公民館を核とした生涯学習の充実、地域参加型の文化活動の充実などが必要です。

### (5) みんなで創り、自分発信するまち

市民が活動しやすいボランティアセンター機能の検討やコミュニティに対する意識の醸成が必要です。

市民参画や情報公開の機能強化を通して、市民と行政のパートナーシップの確立が必要です。そのために行財政改革の継続した取り組みや職員のスキルアップを図る必要があります。

併せて、地方分権時代の中、隣接市との広域連携を通して、厳しい財政下での行政サービスの充実を図る必要があります。

## 6 後期基本計画の視点

本市を取り巻く状況、市民や関連諸団体のニーズ、施策レベルでみた前期基本計画の評価などを通じた主要課題を踏まえると、現段階で成果が出ていない取り組みもありますが、第1次総合計画前期基本計画に基づく基本施策については、一定の進捗がみられます。

このような中において、本市は人口減少社会に加え、長期的には、まちの活力の担い手である14歳～64歳の生産年齢人口は10年後には全体の半分にまで減少し、一方で65歳以上の老年人口が4割を超えるなど、年齢のバランスを欠いた人口構造が予想されるとともに、産業構造についても基幹となる産業の位置づけが難しい状況を迎えようとしています。

後期計画においては、このような本市の都市構造を念頭に、それを再生し、活力ある住みやすく、暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、以下の諸点に留意し、総花的でなく、重点的に進めるべき分野を明確にするなど、めりはりのある施策等の取り組みを行い、行政と市民が一体となって総合計画を推進していきます。

### ■ 活力を生み出す新しい産業に取り組むまちづくりの推進

市民の産業振興への期待は高く、世界同時不況以降、若干持ち直したとはいえ、厳しい状況が続く我が国経済の中において、本市においても地元経済の活性化は最重要課題であり、活気を取り戻し、人口流入のきっかけとなる産業のあり方が今問われています。

そのため、製造業を中心とした従来型の企業誘致が頭打ちにある中、地元の企業の育成も視野に入れた農業、水産業、商業、工業という単独の分野にとらわれない特産品を活用した新たな「食文化」の提案など新しい産業への取り組みが重要になっています。

また、観光については、長門市観光コンベンション協会設立を機に、やさしさの心を持って、市民一丸となった観光産業への取り組みが重要です。

## ■ 市民協働のまちづくりの推進

産業分野はもちろん、福祉分野における地域を巻き込んだ「見守り」や「気づき」のネットワークづくり、教育分野における「地域協育ネット」、「コミュニティスクール」など地域力を学校教育に繋げる活動、さらには安全・安心分野における地域自主防災組織や要援護者への避難誘導等における地域力など、「人」と「人」が繋がる状況は、本市のさまざまなところでみられ、それともなって地域コミュニティの重要性が認識されつつあります。

地域コミュニティによる地域力の結集により、自分たちの住んでいる地域は、自分たちで考え創り育てていくことによって、本来の市民協働のまちづくりを推進することができます。

## ■ 安心して暮らせるまちづくりの推進

過疎化や少子・高齢化が急速に進展している中で、スーパーマーケット等の撤退や小規模商店の廃業等による買い物弱者や、公共交通の便数の減に伴う通院・通学における交通弱者が増加している状況から、地域の足の確保・整備を図っていく必要があります。

また、自治会、集落においても高齢化が著しく、冠婚葬祭などにおける集落機能が失われた自治会が発生するなど日常生活の不安を払拭するための施策が求められています。

## ■ 社会の変化に対応できる柔軟な行政運営と独自のまちづくりの理念の確立

第1次総合計画前期基本計画の期間において、世界同時不況や新型インフルエンザなど、海外で発生した出来事が短時間で市民の生活に影響を及ぼしました。

また、福祉分野を中心としたたび重なる制度改正や政権交代など国内の政治情勢の変化は、地方自治体の取り組みや市民の生活に少なからず変化を及ぼしています。

市民に直接向き合う市は、このような周辺事情の変動にあっても、市民の生活の安定を図る責務があります。

したがって、社会の変化に対応できる柔軟な行政運営とともに、変化に左右されない地方としての独自のまちづくりの理念を確立する必要があります。

## ■ 生活利便性の向上のための広域連携の推進

交通基盤の整備や情報化の進展等により、市民の生活圈や経済圏等は既存の行政区域を越えて広がっています。

また、地方圏における大幅な人口減少や少子・高齢化の急速な進展等により、単一の自治体だけで行政運営を行っていくことが難しくなっている中、広域的な連携が不可欠となっています。このため、下関市・萩市・美祢市との連携を進めることで、人口流出を食い止め、圏域住民のそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供したり、共通課題等の解決を目指すことで、地域の一体的な振興・発展を図っていく必要があります。

# 7 後期基本計画のまとめ方

政策分野別、基本施策別の現況・課題、基本方針、主要事業の内容などを明確にし、取り組んだ後の結果を評価し、次期諸計画や事業の改革や改善に活かしていきます。

それぞれの項目の内容については以下のとおりです。

## (1) 現況・課題

基本施策について、本市の特徴や現在の状況を分析し、後期基本計画期間を見据え、どのような課題があるのか、また、その課題を解決する手段や方法について示します。

## (2) 基本方針

上記の現状と課題を認識し、基本計画期間内の基本的な取り組み方針を示します。

## (3) 主要施策

主な施策の成果指標に基づく目標値を達成するための主要な事業について、その取り組みの内容を具体的に示します。

## (4) 主な施策の成果指標

基本方針や主要施策で示す全体的な取り組みの達成度合を「主な施策の成果」とし、その目標値を「主な施策の成果指標」の形で示します。

なお、成果指標のうち「満足度」を表した指標は、平成23年7月実施の市民アンケート調査の中の満足度のうち「満足」「やや満足」を合わせた割合（%）を示したものです。

# 第1章

自然と人が安らぐ  
安全なまち



# 第1節

## 循環型社会の形成

### 1-1 自然環境の保全

#### ● 現況・課題 ●

本市は、北長門海岸国立公園内にある海岸や棚田、市内河川に生息するゲンジボタルなどの豊富な自然環境を有しており、本市を特徴づける貴重な観光資源・景観資源となっています。

これらの自然環境を守るため、青海島等の海岸の清掃活動や河川環境の整備、山林や農地の保全に取り組んでいます。

近年、日本海沿岸における漂着ごみへの対応が問題となっております。青海島などの海岸にも多くのごみが漂着しており、美しい自然環境を守るため、特に海岸の清掃活動に重点的に取り組んでいく必要があります。また、農地保全のため、遊休農地を解消していく取り組みが必要です。

#### ● 基本方針 ●

自然環境の保全・清掃活動を継続するとともに、市民への環境保全の意識啓発を図り、市民との協働による自然環境の保全・継承を推進します。

#### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 海岸の保全	■海岸に漂着したごみの回収作業を行うとともに、美しい海を守る啓発活動の一環として海岸清掃を実施し、市民の参加を促進します。	○清掃ボランティア活動への回収袋の提供や回収・処理の支援 ○「長門市海岸清掃の日」による一斉清掃の実施
(2) 河川の保全	■ゲンジボタルの発祥地として、河川環境の保全を図り、地域住民と一体となってゲンジボタルの生息・増殖環境の保全活動に取り組めます。	○自然環境に配慮した河川改修 ○ゲンジボタルなど動植物の保全 ○水環境保全活動の推進
(3) 山林の保全	■本市の約70%を占め、美しい海岸・河川の源である山林の保育・管理を行っていくとともに、獣害対策に取り組めます。	○造林の保育・管理 ○獣害対策への取り組み
(4) 農地の保全	■景観資源となる農地の保全とともに、農地の利用状況を把握し、遊休農地の解消に取り組み、田園環境の保全を図ります。	○遊休農地の利活用 ○農地パトロールの実施 ○中山間地域等直接支払交付金事業の推進

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
遊休農地の解消率	%	遊休農地解消面積／耕作放棄地面積	7.8	4.0	8.0	農業委員会
海岸清掃活動の参加者数	人	「長門市海岸清掃の日」の海岸清掃活動に参加した実人数	1,300	2,383	3,000	観光課



海岸清掃活動

## 1-2 環境衛生の推進

### ● 現況・課題 ●

ごみ処理対策として、減量・再使用・再利用のごみの3Rを推進してきた結果、増加傾向にあった本市のごみ処理量は、年々減少傾向にあります。

また、ごみのポイ捨てや不法投棄対策として、「長門市ポイ捨て等防止条例」を制定し、市民による散乱ごみの回収活動や啓発看板の設置等に取り組んでいます。

今後は、ごみの減量化対策や環境美化対策に継続的に取り組むとともに、啓発・周知活動を行い、市民の自覚と責任により、環境問題に取り組んでいく必要があります。

また、ごみ焼却施設やし尿前処理施設の老朽化が進行していることから、早急な施設整備が必要です。

### ● 基本方針 ●

ごみ処理に関するサービスの見直しにより、ごみの排出量削減や分別排出を促進します。

また、市民に対するごみ処理や環境美化に関する情報提供や啓発・周知を行うなど、市民と一体となった環境衛生の取り組みを推進します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) ごみの減量化・処理対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ごみの分別品目の拡大や家庭用生ごみ処理機等の購入補助を継続し、焼却ごみの減量に取り組めます。</li> <li>■ごみの減量化推進に向けた市民への周知と啓発を行います。</li> <li>■老朽化している焼却施設については萩・長門清掃一部事務組合で建設事業に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな分別収集の実施</li> <li>○生ごみの堆肥化・減量化</li> <li>○ごみ焼却施設の整備</li> </ul>
(2) 生活排水・し尿処理対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■下水道の整備区域外において、合併処理浄化槽の設置補助により、浄化槽設置の促進を図るとともに、生活環境、自然環境の保全を図ります。</li> <li>■新たなし尿前処理施設の整備により、生活排水、し尿等の適正処理を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合併浄化槽の設置促進</li> <li>○し尿前処理施設の整備</li> </ul>
(3) 環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民による散乱ごみ回収活動の支援を行い、活動の活性化と参加の促進を図ります。</li> <li>■ごみのポイ捨て等防止の意識高揚やごみステーションの地域における管理意識の高揚を図り、身近な環境美化を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○散乱ごみ回収事業</li> <li>○地域における清掃活動の実施・支援</li> <li>○ごみのポイ捨て等防止の啓発活動と条例の周知</li> <li>○ごみステーションの整備</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H22	H28	
市民1人1日あたりのごみ排出量	g	ごみの年間総排出量／年間日数／人口	742	1,180	1,139	生活環境課
汚水等衛生処理率	%	汚水処理人口（水洗化人口）／行政区域内人口	65.8	78.6	90.5	生活環境課
環境美化・ごみ収集活動件数	件	自治会、子ども会、ボランティア団体等による環境美化活動	27	26	45	生活環境課

■ ごみ処理量の推移



※ H20、H22年度の処理費は、ごみ焼却施設の大規模補修を含む。

〈生活環境課〉

■ し尿処理量の推移



※ し尿処理費は、豊浦大津環境浄化組合負担金と、し尿処理費負担金の合計値。

〈生活環境課〉

## 1-3 地球環境対策の推進

### ● 現況・課題 ●

近年は地球規模に影響を及ぼすさまざまな環境問題が生じており、本市においても、民間における新エネルギー（風力発電）の活用や、公共施設の省エネルギー\*対策に取り組んでいます。また、地球にやさしい持続可能な循環型社会を目指し、資源のリサイクルにも取り組んでいます。

今後は、自然豊かな環境を次世代に引き継いでいくために、地球温暖化対策を推進する低炭素社会及び自然の恵みを享受しつつ継承していく自然との共生社会の形成を図る必要があります。

### ● 基本方針 ●

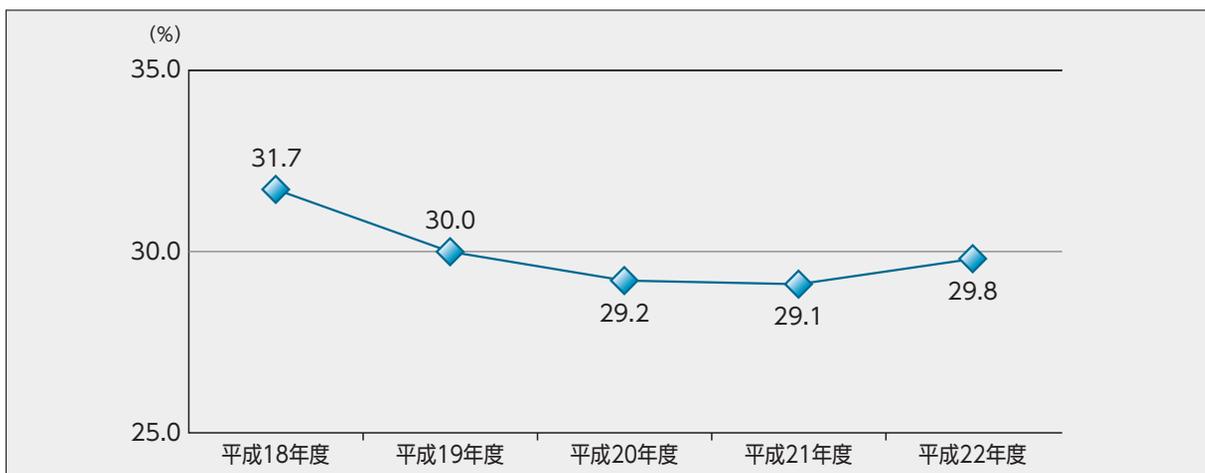
地域の自然的、社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制を、総合的かつ計画的に推進するため、省エネルギー対策や資源のリサイクル対策についての啓発活動を行い、市民とともに地球環境対策を推進します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 省エネルギー対策の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市全体で地球環境問題に取り組むため、計画的に地球温暖化防止対策・省エネルギー対策を推進し、市民への普及・啓発を行います。</li> <li>■公共施設の省エネルギー対策やノーマイカー通勤など、行政が率先して地球環境問題に取り組めます。</li> <li>■省エネ法による中長期的な観点に立った、エネルギー使用の削減に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化防止対策、省エネルギー対策に関する計画づくり</li> <li>○ノーマイカー通勤の促進</li> <li>○家庭における省エネルギーの推進・普及啓発</li> <li>○省エネ法によるエネルギー管理の実施</li> <li>○公共施設の省エネルギー対策</li> </ul>
(2) 新エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民の安全・安心の確保を前提に民間事業者による風力発電を推進します。</li> <li>■本市のバイオマス資源（森林、畜産等）や太陽光などの新エネルギーの活用の可能性を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新エネルギー活用可能性の研究</li> <li>○新エネルギー導入への支援</li> <li>○公共施設への新エネルギー導入の推進</li> </ul>
(3) 資源のリサイクル対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地球にやさしい持続可能な循環型社会を構築するため、ビン、缶、ペットボトル等の資源化を図ります。</li> <li>■資源ごみの分別収集品目の拡大と市民への周知により、プラスチック製容器包装ごみ等の分別収集、資源化に取り組み、焼却量の削減を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの分別収集の拡大</li> <li>○分別収集の市民への周知</li> <li>○生ごみの堆肥化・減量化</li> <li>○グリーン商品*の購入促進</li> </ul>

\*グリーン商品：再生素材を使うなど環境負荷が低く、健康や安全に配慮した商品のこと。

## ■ 資源化率の推移



〈生活環境課〉

## ● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
市役所における温室効果ガス総排出量 (CO <sub>2</sub> 換算量)	t-CO <sub>2</sub>	ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPG、電気使用量を換算	4,014	(平成22年度) 4,040	3,838	生活環境課
資源化率 (リサイクル率)	%	資源化されたごみの量 / ごみの総排出量	31.7	(平成22年度) 29.8	30.1	生活環境課
エネルギー対策の市民満足度	%	平成23年7月 市民アンケート調査	15.9	15.3	25.0	生活環境課 商工水産課 総務課

(注) 市民満足度は「満足」「やや満足」の合計 (以下、同様)

## 第2節

# 一体的な景観の形成

## 2-1 景観の保全・創出

### ● 現況・課題 ●

青海島などの海岸の景観は、本市の貴重な自然景観であり、その保全に努めています。また、本市の特徴的景観である棚田についても、遊休農地の増加により景観が損なわれつつある中、ボランティア団体等により、棚田保全のための維持管理を行っています。

しかし、海岸部の自然景観の保全に努めてきましたが、近年では青海島における松枯れが著しく、自然景観に大きな影響を及ぼしています。また、棚田景観においても、後継者不足により、維持管理のための基盤整備の充実、棚田ボランティア等の拡充が求められています。

### ● 基本方針 ●

海岸や棚田などの自然景観の保全を図るとともに、市街地の沿道景観やまちなみ景観の整備を推進します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 棚田や海などの自然景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国の政策を利用し棚田の保全に努めます。</li> <li>■NPO団体*等の支援・育成を図りながら、区域内の遊休農地の復田や体験交流事業の活用により、景観保全を推進します。</li> <li>■青海島をはじめとする海岸部の自然景観においても、自然研究路沿いの松の保全や海岸の清掃活動により、魅力ある自然景観を保全します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○NPO団体等の支援・育成</li> <li>○遊休農地の実態把握と利活用</li> <li>○観光地の松くい虫防除の実施</li> <li>○「長門市海岸清掃の日」による一斉清掃の実施（再掲）</li> </ul>
(2) まちなみ・沿道景観の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■良好な景観資源の保全や活用と新たな魅力ある景観づくりを推進します。</li> <li>■景観法*に基づく諸施策が実施できる景観行政団体に向けた取り組みを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観形成に向けた体制づくり</li> <li>○屋外広告物規制の周知</li> </ul>

## ● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
松くい虫防除 樹幹注入	本	松くい虫防除を注入している樹幹数	188	112	116	観光課
棚田の保全 面積	ha	保存されている棚田面積	301	733.2	733.2	農林課
自然景観保全 の市民満足度	%	平成23年7月 市民アンケート調査	39.1	39.1	50.0	都市建設課 生活環境課
まちなみ・沿 道景観整備の 市民満足度	%	平成23年7月 市民アンケート調査	32.8	27.6	35.0	都市建設課 企画政策課



油谷東後畑の棚田

## 2-2 市民参加の環境・景観づくり

### ● 現況・課題 ●

海岸清掃やクリーンウォークを市内各地で実施し、市民参加による環境・景観づくり活動に取り組んでいます。また、花と緑のまちづくり推進協議会を設置し、市民ボランティアによる景観づくりの推進を図っているところです。

今後も、これらの活動や水辺の教室、緑のカーテン講習会などの環境教育を通じて、市民のさらなる環境・景観意識の高揚を図っていく必要があります。

また、市民や事業所の意識の高揚を図り、協働による環境・景観づくりに取り組むとともに、若年層に対する意識の高揚を図るため、環境・景観教育を行っていく必要があります。

### ● 基本方針 ●

景観資源の保全・創出から景観づくり活動まで、市全域における景観形成のための取り組みを推進します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 景観・環境活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自然景観・環境の保全や市街地における景観づくりを進めるため、学習機会や活動の場を設けます。</li> <li>■花と緑のまちづくりボランティア等を育成し、市民協働による美しい景観づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民参加による美しい景観づくりの推進</li> <li>○花と緑のまちづくりの推進</li> </ul>
(2) 景観に対する意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民に対する景観意識の普及や啓発を行うとともに若年層への環境・景観教育を実施します。</li> <li>■市街地においては道路や公共施設周辺の花壇の景観整備により市民への潤いと安らぎの空間の創出を図ります。</li> <li>■景観づくりを行う市民団体を支援することにより、市民活動の活性化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民・事業所に対する景観意識の普及啓発</li> <li>○市民主体の景観づくりへの支援</li> <li>○若年層への環境・景観教育の実施</li> <li>○地域景観ワークショップやセミナーなどの開催</li> <li>○山口県景観アドバイザーや山口県景観サポーターの活用</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
まちの美化・緑化活動への参加意識度	%	平成23年7月 市民アンケート調査	38.7	26.9	45.0	都市建設課 企画政策課
自然保護や環境保全活動への参加意識度	%	平成23年7月 市民アンケート調査	35.0	33.1	40.0	生活環境課



花と緑のまちづくり講習会

## 第3節

# 住環境の整備

## 3-1 住宅供給・定住の促進

### ● 現況・課題 ●

24団地554戸の市営住宅を管理し、これらの公営住宅ストックの活用によって低所得者が安心して住み続けられる住宅政策を展開しています。さらには、地域優良賃貸住宅における家賃対策補助など、市民の多様なニーズに対応した住宅整備を行ってきました。また、定住対策として、空き家活用事業を実施し、市外からの転入希望者へ情報提供を行うほか、移住フェアへの参加やお試し暮らしツアーなど、本市の魅力をアピールし移住者を増やす取り組みをしています。

今後は、老朽化して危険な公営住宅においては、建替えや用途廃止を推進するとともに、住環境の向上や安全性確保のために計画的な改善、修繕を実施していく必要があります。住宅の整備にあたっては、既存施設や遊休地の有効活用による住宅供給が求められます。

また、社会増減者数（転入者数－転出者数）のマイナス幅が拡大傾向にある中、移住者を増やす取り組みとともに、人口流出を抑制し若者の定住や婚活<sup>\*</sup>を促進することが重要な課題となっています。

<sup>\*</sup>婚活：結婚活動、結婚するために必要な行動。

### ● 基本方針 ●

「公営住宅ストック総合活用計画」に基づく既設住宅の計画的な建替えを行うとともに、管理、修繕等の維持コストの削減を目指す「公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な改善、修繕を通して居住水準の向上に努めます。

また、団塊世代等の受入れ体制や相談体制づくりなど定住化への取り組みを推進するとともに、婚活支援を行います。



日置上城住宅

● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 計画的な公営住宅の整備・改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>■老朽化した公営住宅の計画的な更新を行い、快適な住環境の整備に努めます。</li> <li>■公営住宅の適正管理を行うために、計画的な改善や修繕を行うことで居住水準の向上に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老朽化した住宅の計画的な更新</li> <li>○公営住宅の適正管理</li> <li>○公営住宅等長寿命化計画の策定</li> </ul>
(2) 多様なニーズに対応した住宅の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>■若者定住を促進し、子育て世帯やファミリー層に対応した住宅整備を推進します。</li> <li>■住宅のバリアフリー化と耐震化や健康住宅建設の促進など、良質で安心できる住宅の整備に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若者定住に向けた住宅整備の推進</li> <li>○住宅の耐震化の促進</li> <li>○良質で安心な健康住宅の建設の推進</li> <li>○住宅バリアフリー化の促進</li> </ul>
(3) 定住促進対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■古民家などの改修を行い、新規転入希望者の定住拠点としての整備を行います。</li> <li>■インターネットなどによる空き家などの住宅情報の提供や定住相談窓口の充実、定住希望者への支援など、定住促進に向けた体制づくりに努めます。</li> <li>■未婚者を対象とした婚活支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遊休地や既存施設、古民家等空き家を有効活用した定住拠点の整備</li> <li>○インターネットによる住宅情報の提供</li> <li>○定住相談窓口の充実</li> <li>○Uターン者の受入れ体制の充実</li> <li>○新規転入者への定住推進施策の充実</li> <li>○就業に関する情報の提供</li> <li>○定住対策ビジョンの研究・策定</li> <li>○婚活支援の実施</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
社会増減者数	人	転入者数－転出者数	△ 246	(平成22年度) △ 247	△ 200	企画政策課
空き家情報掲載物件数	件	ホームページに掲載している空き家の情報件数	1	10	26	企画政策課

● 人口移動の状況

(単位：人)

	総数	県外	県内	その他 (職権による)
転入者数	840	368	463	9
転出者数	1,087	476	611	0
社会増減	△ 247	△ 108	△ 148	9

〈資料：平成22年山口県人口移動統計調査〉

● 市営住宅の管理状況

(単位：戸)

公営住宅	460
改良住宅	64
特定公共賃貸住宅	22
若者定住住宅	8

〈都市建設課：平成23年10月〉

## 3-2 公園・緑地の整備

### ● 現況・課題 ●

本市は、2つの都市公園をはじめ、総合公園やダム公園、展望公園など中・小の公園を有しています。公園・緑地については、自然環境保全や緑豊かな都市景観の形成、身近な緑地のレクリエーション需要への対応とともに災害時の避難場所や避難経路の確保など、多面的な観点から、公園・緑地の整備・保全を図っています。

今後は、都市公園とその他の公園・緑地の連動により、地域住民や来訪者の利用ニーズに応じた一体的な整備と管理が必要です。

また、地域防災計画に基づいた災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地の整備が必要です。

### ● 基本方針 ●

自然との共生の場の提供や良好な住環境を形成する癒し空間の形成を図るため、公園の整備、まちの緑化を推進するとともに、公園の管理を民間や地域住民に移行していくなど、効率的な管理体制を推進します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 公園・緑地の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緑の基本計画を策定し、各地域でバランスのとれた公園・緑地の整備と管理を推進します。</li> <li>■ 未整備公園については、必要性や機能、規模等の検証を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緑の基本計画の策定と定期的な見直し</li> <li>○ 各種施設緑地や地域性緑地の保全整備</li> </ul>
(2) 公園の維持管理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公園の管理について民間（指定管理者）への移行を推進します。</li> <li>■ 既存公園の年次的な施設の改修・改善を推進します。</li> <li>■ 地域住民による公園・緑地の維持・管理を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民による公園の維持・管理の推進</li> <li>○ 効率的な維持管理・保全・改修に向けた長寿命化計画の策定</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
市民1人あたりの公園面積	m <sup>2</sup>	市内にある公園の総面積/人口	3.4	(平成22年度) 4.3	6.6	都市建設課
公園整備の市民満足度	%	平成23年7月 市民アンケート調査	31.9	32.5	40.0	都市建設課

● 都市公園箇所数及び面積の推移

	平成12年	平成17年	平成22年
都市公園箇所数	2	2	2
都市公園面積 (ha)	11.67	14.17	16.77
市民1人あたりの都市公園面積 (m <sup>2</sup> /人)	2.68	3.45	4.27

〈都市建設課〉



総合公園

## 3-3 上水道の整備

### ● 現況・課題 ●

水道事業では、市民への継続的な水道水の安定供給を目的に、施設・送配水管等の整備・更新とともに、上水道事業と簡易水道事業を包括して、健全運営を行っています。

今後は、水源確保の検討や安全・安心な水を供給するための浄水場設備の整備、老朽送配水管等施設の改良・更新を実施し、不明水の減少を図るとともに、地震時においても飲用水の確保ができるよう基幹施設の耐震化を進めていきます。

また、今後予想される人口減少に伴う有収水量<sup>\*</sup>の減による料金収入の減、老朽化施設の改築・更新及び修繕に係る経費の増加を鑑み、抜本的に経営環境を見直し、更なる健全経営に向け努力する必要があります。

なお、ダム建設に当たっては、国における「できるだけダムに頼らない治水」への政策転換による県の検証作業が行われており、市においても、人口減少による有収水量の減少なども勘案し水資源確保のための検証を行っていく必要があります。

<sup>\*</sup>有収水量：供給水量のうち料金収入となった水量。

### ● 基本方針 ●

水道ビジョン<sup>\*</sup>を策定し、適正な水道事業を展開するとともに、水道情報の集中監視システムを活用し、快適な生活環境を確保するための安全で安心できる水の供給に努めます。

<sup>\*</sup>水道ビジョン：水道事業における経営戦略のこと。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 水資源の確保と供給体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■水資源の確保のための大河内川ダムの検証作業及びそれに伴う関連施設の整備を図るとともに、水道ビジョンを策定し、耐震化を考慮した送配水管等の改良・更新、配水池の整備を計画的に行います。</li> <li>■未給水地域については、適正な方法を検討し、対応していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大河内川ダムの検証</li> <li>○水道ビジョンの策定</li> <li>○浄水場の整備</li> <li>○配水池の整備</li> <li>○送配水管の整備</li> <li>○未給水地域への対応</li> </ul>
(2) 水道事業の健全運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>■費用対効果に基づく浄水場関連施設の保守・点検及び水道料金等収納業務の一部民間委託等を行い、職員配置の適正化を図るとともに、施設の更新や改良に併せて施設の効率化に努め、維持管理費の縮減を図り、水道事業の健全運営を行います。</li> <li>■未収金対策を推進し、適正な水道料金改定を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○効率的な水道施設の保守・点検</li> <li>○職員配置の適正化</li> <li>○未収金対策の推進</li> </ul>

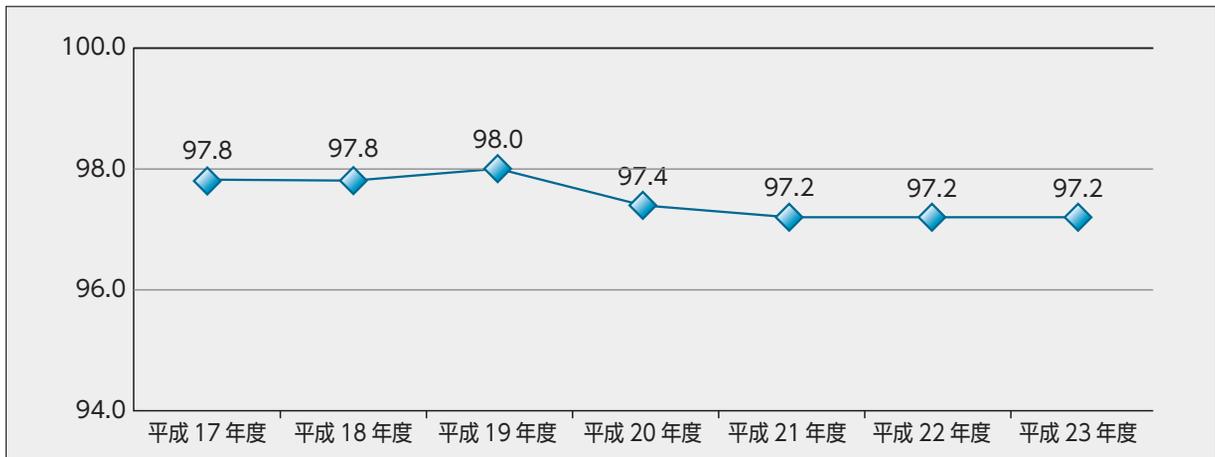
● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
水道有収率	%	(有収水量/給水量) × 100	82.3	83.2	86.9	水道課

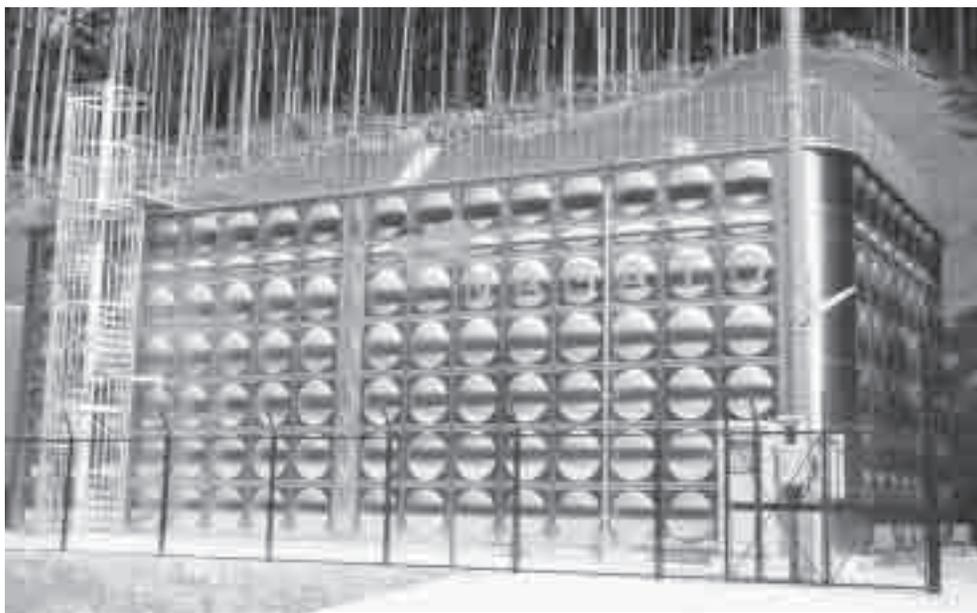
※水道有収率：供給水量に対する有収水量の割合。

■ 水道普及率の推移

(単位：%)



〈水道課〉



湯本配水池

## 3-4 下水道の整備

### ● 現況・課題 ●

下水道整備については、面整備は概ね終了していますが、引き続き未整備地区の解消に向けて努力しています。また、老朽化施設の改築・更新及び長寿命化についても計画的に実施しています。

下水道事業の効率的な維持管理体制の構築のため、民間委託を順次増やすとともに職員を減員し経費の節減に努めるなど経営努力を行っています。

今後は、豊浦・大津環境浄化組合が平成28年度末に解散することに伴う、し尿及び浄化槽汚泥の対応を計画的に遅滞なく遂行する必要があります。

また、自然災害に対応すべく雨水渠の整備を推進し、市民の生命・財産の保持に寄与していく必要があります。

### ● 基本方針 ●

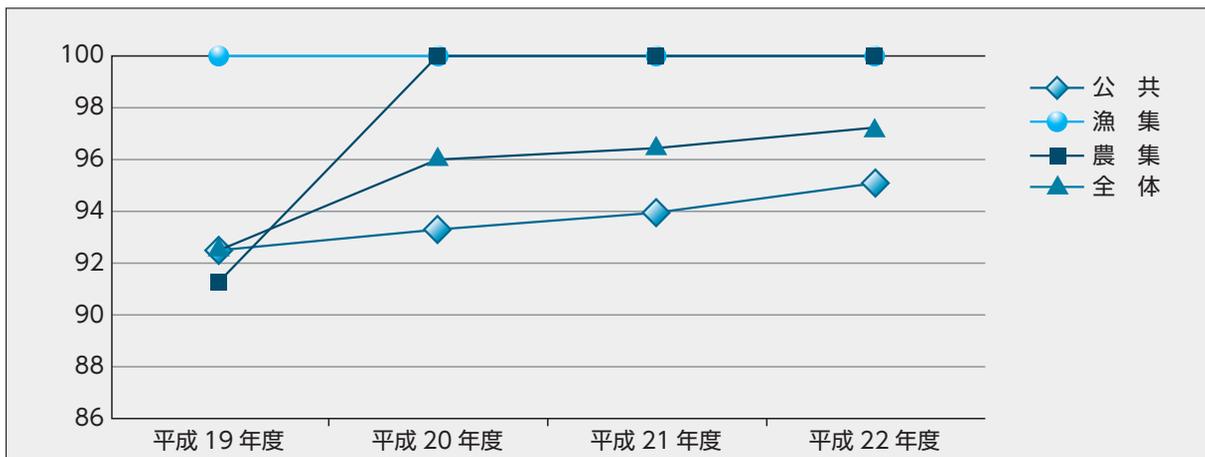
施設の老朽化による今後のランニングコストの抑制に努めるとともに、取り巻く環境の変化へ柔軟に対応していくため、更なる経営の安定化・透明性を図る上で公営企業会計への移行、包括的民間委託の推進などさまざまな経営改善を推進します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 下水道の整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽<sup>*</sup>の設置促進による下水道未整備地域の解消に努めます。</li> <li>■ 老朽化している下水道施設の改築・更新を実施し、公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全に取り組みます。</li> <li>■ 効率的な維持管理に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水道施設の整備・改善</li> <li>○ 市街地の浸水対策の強化</li> <li>○ 合併処理浄化槽の設置</li> <li>○ 包括的民間委託の推進</li> </ul>
(2) 下水道事業の健全経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地方公営企業法の適用を図り公営企業会計への移行に取り組みます。</li> <li>■ 料金の地域差是正及び適正料金の導入のため料金改定を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 料金改定の実施（平成26年、平成28年）</li> <li>○ 公営企業会計移行に係る骨子作成、経費の試算・予算要求及び組織機構の見直し、準備室の立ち上げ運営</li> </ul>
(3) 汚水処理施設共同整備事業（MICS）の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 下水汚泥及びし尿・浄化槽汚泥の効率的な処理を目指します。</li> <li>■ 生活環境の向上・改善を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受入施設の整備</li> <li>○ 汚泥処理施設の改築・更新</li> <li>○ 合理的な維持管理の構築</li> </ul>

### ■ 下水道普及率の推移

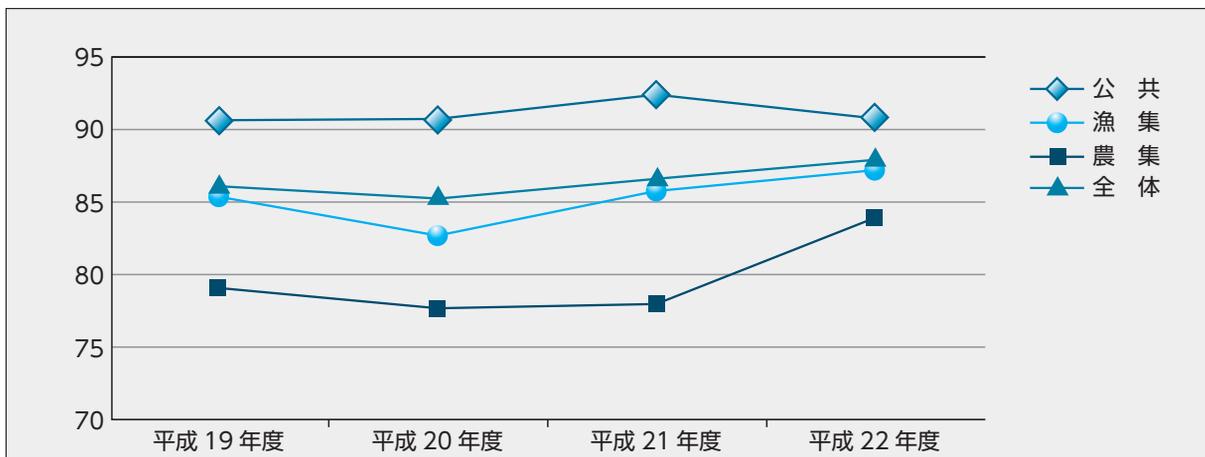
(単位：%)



〈下水道課〉

### ■ 下水道水洗化率の推移

(単位：%)



〈下水道課〉

### ● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H22	H28	
汚水処理人口 普及率 <small>※合併処理浄化槽含む</small>	%	汚水処理人口 (処理区域内人口) / 行政区域内人口	74.6	88.6	93.0	下水道課 生活環境課
水洗化率 <small>※合併処理浄化槽含む</small>	%	水洗化人口 / 汚水処理人口 (処理区域内人口)	88.9	88.8	93.0	下水道課 生活環境課
経費回収率 <small>※汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収の程度を示す指標</small>	%	料金収入 / (維持管理費 + 資本費)	-	58.6	75.0	下水道課

## 4-1 自然災害防止対策の強化

### ● 現況・課題 ●

本市は、豊かな自然環境に恵まれています。その反面、台風などの集中豪雨による低地帯での浸水や山間部におけるがけ崩れ、地すべり、地震の際の津波の発生などが懸念されます。

自然災害や社会的な災害を防止するため、地域における防災活動の推進、治山・治水・砂防事業の計画的な実施に努めています。

今後は、「減災」への取り組みと被害が発生した場合の被災者支援の取り組みが重要であることから、災害時の応急対策など庁内の危機管理体制の充実とともに、市民、事業者の防災意識の高揚を図ることが必要です。

### ● 基本方針 ●

平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓に長門市地域防災計画を見直します。地震や台風などの自然災害時における応急体制づくりや災害弱者対策を推進するため、地域自治組織とのつながりを強化し、自主的な防災活動を推進するとともに、子どもへの防災教育を強化します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域防災計画をより具現化し、庁内の防災体制を見直します。</li> <li>■ 関係機関と連携し、ライフライン（電気、水道、ガスなど）の確保に取り組みます。</li> <li>■ 武力攻撃事態やテロ等にも備えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災拠点の整備</li> <li>○ 庁内の防災体制の見直しと避難マニュアル等の策定</li> <li>○ 関係機関との連携によるライフラインの確保</li> <li>○ 災害復旧事業の実施</li> <li>○ 避難港の整備促進</li> <li>○ 国民保護計画避難マニュアルの策定</li> </ul>
(2) 防災活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自主防災組織を育成し、地域住民の積極的な参加のもと、自主的な防災活動として機能強化を図ります。</li> <li>■ 防災情報の提供などに取り組み、市民、事業者への防災意識の高揚を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主防災組織の育成</li> <li>○ 自主的な防災活動の強化</li> <li>○ 市民、事業者への防災意識の高揚</li> <li>○ 防災情報の提供</li> <li>○ 防災行政無線等の整備の検討</li> <li>○ 災害時における通信手段の確保</li> <li>○ 防災教育の充実・強化</li> </ul>
(3) 治山・治水・砂防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林の保全による水資源のかん養を図り、造林、治山堰堤などの治山対策事業を計画的に推進します。</li> <li>■ 河川改修などによる治水対策や、土砂災害防止のための急傾斜地対策事業を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 治山対策事業の推進</li> <li>○ 治水・砂防対策事業の推進</li> <li>○ 急傾斜地対策事業の推進</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
防災訓練実施率	%	防災訓練を実施した自治会数／全自治会数	9.0	(平成22年度) 19.0	35.0	総務課
自然災害対策の市民満足度	%	平成23年7月 市民アンケート調査	11.7	14.0	20.0	総務課



林道有宗線崩落の状況

## 4-2 防犯体制の強化

### ● 現況・課題 ●

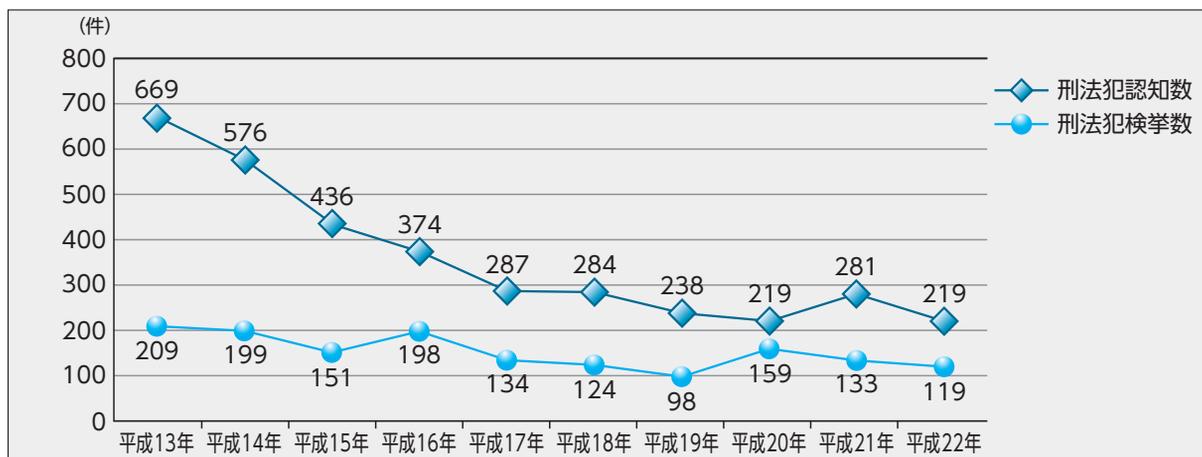
近年の犯罪の凶悪化、犯罪者の低年齢化は大きな問題となっており、犯罪は、広域化、複雑化の度合いを深め、生活に身近な場所で新たな手口の犯罪被害が拡大しています。

本市では、関係機関と連携を深めながら、地域やボランティア団体による防犯意識の啓発活動や防犯パトロール活動、防犯灯などの施設整備に取り組んでいます。

地域コミュニティの低下や犯罪に関する情報の氾濫による犯罪の巧妙化、低年齢化に対して、家庭、職場、地域、関係機関及び行政が一体となって、犯罪被害にあわないように地域全体の防犯意識を高揚させていくことが求められています。

特に、高齢化が進んでいる本市では、高齢者が犯罪被害にあいにくい地域づくりを推進していくことが求められます。

### ■ 刑法犯罪数の推移



〈資料：山口県統計年鑑〉

### ● 基本方針 ●

防犯ボランティア団体による自主防犯活動の支援体制の充実や、地域ぐるみの見守り体制の強化などを図ります。

● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 防犯意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域における犯罪防止のため、防犯ボランティア団体の育成や防犯パトロールの実施など、地域見守り体制の支援・充実を図ります。</li> <li>■ 各種行事における防犯啓発活動や防犯情報の提供により、市民の防犯意識の高揚を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防犯ボランティア団体の育成</li> <li>○ 自治会による防犯パトロールの実施</li> <li>○ 各種行事における防犯啓発活動</li> <li>○ 防犯情報の提供</li> <li>○ 関係機関・団体のネットワーク強化</li> </ul>
(2) 防犯施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 夜間の犯罪防止のため、防犯灯の設置支援と維持に努めます。特に整備の遅れている周辺部での充実に努めます。</li> <li>■ 犯罪を未然に防ぐため、子どもに対する防犯ベルの保持を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防犯灯の設置</li> <li>○ 防犯ベルの保持促進</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
防犯灯の設置数	本	防犯灯の設置総数	1,456	1,754	1,900	総務課
刑法犯罪認知件数（人口10万人当たり）	件	年間刑法犯罪認知件数／人口×100,000（やまぐち住み良さ指標）	698	(平成22年度) 572	500	総務課
防犯対策の市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	19.4	25.3	30.0	総務課

## 4-3 消防・救急体制の強化

### ● 現況・課題 ●

市民の安全・安心の確保、救命率の向上を目指し、消防力の整備指針に基づく消防施設等の整備や応急手当の普及啓発活動及び住宅用火災警報器の設置促進を行うとともに、災害時の迅速な対応を行っています。

施設等の老朽化は、消防体制の低下につながることから、常時、消防施設・機材の高規格化への整備が必要です。また、消防体制の強化とともに、災害・救急の予防対策として、民間施設への消防設備の設置や住宅火災の軽減に向けた住宅用火災警報器の設置促進が必要です。

### ● 基本方針 ●

市民の生命や財産を守る地域消防力の向上のため、常備消防と消防団との連携を密にするとともに、複雑多様化する火災等に対する的確な対処ができるよう、消防団員の確保や消防施設・消防資機材の整備に努め、消防体制の充実を図ります。

また、市民の防火意識の高揚に努め、地域と消防組織が一体となって、迅速な消火・救急活動ができるように各地域の自主防災組織の育成を推進します。

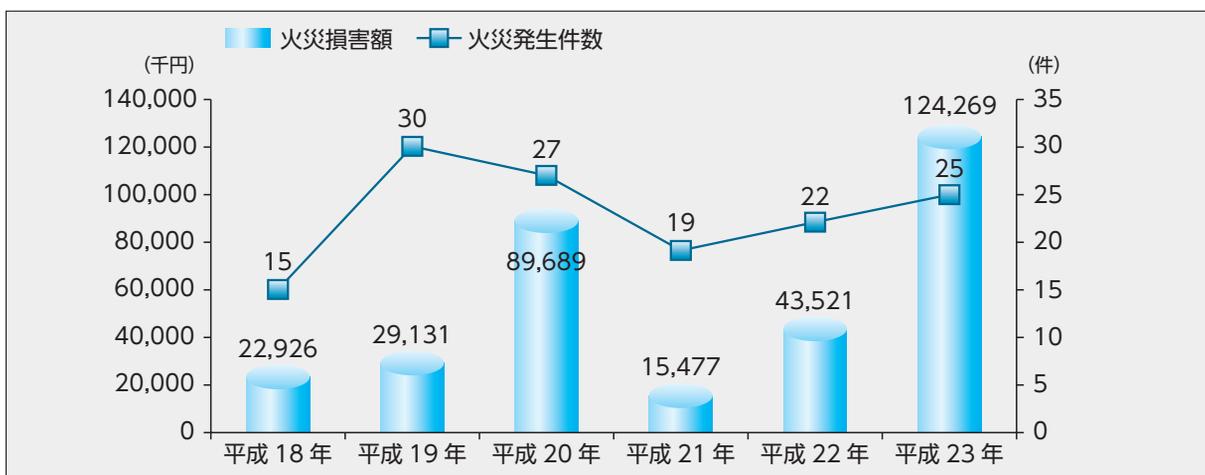
### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 消防施設・設備の充実及び消防団員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■消防施設、設備の更新・整備を図るとともに、水利不便地域に対する消防施設の充実を推進します。</li> <li>■消防資機材、消防無線のデジタル化など設備の整備に取り組みます。</li> <li>■消防団員の確保について取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防庁舎の整備・改修</li> <li>○消防資機材の整備</li> <li>○消防自動車・救急自動車の更新</li> <li>○消防無線デジタル化の整備</li> <li>○防火水槽の整備</li> <li>○消防団機庫及び消防団車両・資機材の整備</li> <li>○消防団協力事業所の認定</li> </ul>
(2) 火災予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民への防火意識の啓発を図り、住宅防火対策に取り組みます。</li> <li>■学校、保育園等の生徒、児童、幼児への防災教育を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防火講習会の実施</li> <li>○防災教育の推進</li> <li>○住宅用火災警報器等の普及</li> </ul>
(3) 救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民や企業に対して、応急手当の普及啓発と施設にAED<sup>*</sup>(自動体外式除細動器)の設置を促進し、応急救護体制を確立し、救命率の向上に取り組みます。</li> <li>■ドクターヘリ、医療機関との連携、強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急手当講習会の実施</li> <li>○施設へのAED設置の促進</li> <li>○ドクターヘリ、医療機関との連携強化</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

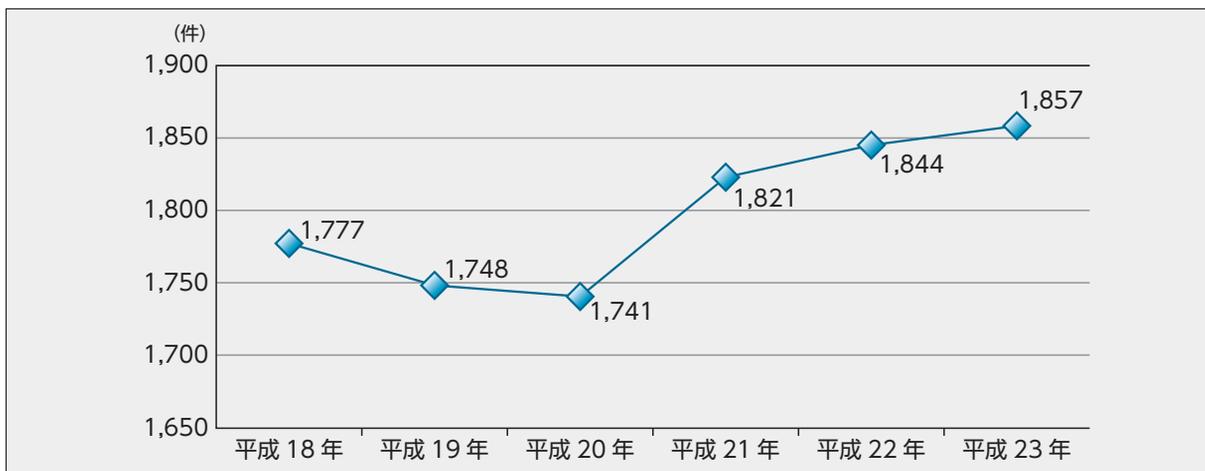
成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
救命講習受講率	%	普通Ⅰ、Ⅱ、上級救命講習受講者数/管内人口	18.0	32.4	35.0	消防本部
救命率(社会復帰)	%	社会復帰心肺停止傷病者/心肺停止傷病者	2.5	0.0	7.0	消防本部
消防水利の整備率	%	整備済の消防水利数/消防水利の基準数	45.8	47.0	49.0	消防本部

■ 火災発生状況の推移



(消防本部)

■ 救急出場件数の推移



(消防本部)

# 第5節

## 都市機能の強化

### 5-1 計画的な土地利用の推進

#### ● 現況・課題 ●

本市では、長門地区と三隅地区を長門都市計画区域に指定しており、計画的な土地利用規制や都市施設の整備を行ってきました。また、長門地区においては、用途地域を指定し、中心部における計画的な市街化に取り組んでいます。

都市計画区域外の日置・油谷地区や三隅地区の用途地域外における計画的な土地利用の推進とともに、特定用途制限地域<sup>※</sup>等の指定を検討し、周辺の良い環境と調和した秩序ある土地利用のコントロールを行う必要があります。

#### ● 基本方針 ●

山口県の都市計画区域マスタープランにおける都市計画の目標、決定の方針を踏まえながら、都市計画法などによる地域の実情に応じた土地利用の規制誘導を図り、本市独自のまちづくりに取り組みます。

#### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 土地利用計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新しい市全域の一体的な土地利用を図るため、土地利用基本計画との整合を図り、本市独自の都市計画マスタープランを策定します。</li> <li>■特定用途制限地域などの指定を検討し、適正な開発の規制・誘導により、良好な居住環境の形成を計画的に推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画マスタープランの策定</li> <li>○適切な開発の規制・誘導</li> <li>○特定用途制限地域などの指定の検討</li> </ul>
(2) 土地利用計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■計画策定段階から市民参加手法を取り入れ、策定後の各種計画・事業の推進にあたって、市民参加のまちづくりを推進します。</li> <li>■土地の有効利用を推進するため、地域住民との合意形成を図りながら、都市計画区域や用途地域の見直しを行うとともに、地籍調査事業の継続的实施を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民参加によるまちづくりの推進</li> <li>○都市計画区域や用途地域の見直しによる有効な土地利用の推進</li> <li>○地籍調査の実施</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
地籍調査実施進捗率	%	地籍調査実施済面積／ 地籍調査対象面積	54.8	58.9	65.0	都市建設課

● 用途地域の指定状況

種 類	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
第1種低層住居専用地域	約 74.0	15.5	50	80
第2種低層住居専用地域	約 12.0	2.5	60	150
第1種中高層住居専用地域	約 73.0	15.3	60	200
第2種中高層住居専用地域	約 6.2	1.3	60	200
第1種住居地域	約 113.0	23.7	60	200
第2種住居地域	約 15.0	3.1	60	200
準住居地域	約 6.6	1.4	60	200
近隣商業地域	約 36.0	7.5	80	200
商業地域	約 53.0	11.1	80	400
準工業地域	約 56.0	11.7	60	200
工業地域	約 33.0	6.9	60	200
合計	約 477.8	100.0	—	—

〈都市建設課〉

## 5-2 情報通信網の整備・充実

### ● 現況・課題 ●

情報通信における技術革新は著しく、パソコンや携帯端末、ゲーム端末等によるインターネット利用は、広く市民の生活に浸透するとともに、なくてはならないものとして定着しつつあります。

高度情報化の進展、利用コンテンツの変化にともない、本市ではCATV\*網の整備や各分野の情報化による、市民サービスの向上と行政事務の効率化に取り組んできました。

今後は、情報通信技術の恩恵を市民の誰もが享受できるよう、CATV網を活用した高度情報基盤の整備や民間の光通信サービスの参入、携帯電話不感地帯の解消を促進し、地域の情報格差をなくす必要があります。

### ● 基本方針 ●

情報化教育の推進などIT\*リテラシー(情報技術を正しく安全に使いこなす能力)の高位平準化を推進します。

また、市民サービスの向上と効率的で効果的な行政運営を図るため、情報システムの整備・充実を図るとともに、情報セキュリティと個人情報保護にも十分に配慮した情報管理を行います。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 地域情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域におけるサービスの均一化に向け、CATV網による市内全域にわたる高度情報通信網の整備・充実を図ります。</li> <li>■同通信網を活用したサービスの検討やデジタル自主放送のデータ放送のシステムの導入による各種情報の提供等に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○CATV網の整備</li> <li>○CATV網を活用した各種サービスの充実</li> <li>○接続世帯のデジタル化への対応</li> </ul>
(2) 行政情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■既存システムの維持充実に踏まえ、各分野の情報化の推進、市民サービスの向上、行政事務の効率化および効率的な行政組織の構築等を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電算システムの維持管理</li> <li>○総合行政ネットワークの構築</li> <li>○インターネットによる情報の相互利用</li> </ul>
(3) 情報化教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高度情報化に適応できる人材の育成に向け、情報化教育の推進、職員のIT活用能力の強化、さらにはITを身近に体験できる機会の拡大等を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育・社会教育における情報化教育の推進</li> <li>○職員のIT活用能力の強化・充実</li> <li>○公共施設への情報端末設置、高速無線LAN環境の追加によるIT体験機会の拡大</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
CATV 加入率	%	CATV 加入世帯数/全世帯数	75.6	84.4	85.0	企画政策課
地域情報化の市民満足度	%	平成 23 年 7 月 市民アンケート調査	17.2	10.7	20.0	企画政策課

● 情報提供サービスの状況

サービス名	長門地区	三隅地区	日置地区	油谷地区
ISDN	○	○	○	○
DSL	○	○	○	○
CATV インターネット	○	○	○	○
FTTH	×	×	×	×

〈企画政策課〉

- ※ I S D N : 電話回線 (銅線) を利用して、電話・F A X ・データ通信を統合して扱うデジタル通信網。64Kbps 又は 128Kbps での通信が可能。
- ※ D S L : 電話回線 (銅線) を利用して行う高速なデータ通信。最大で 50Mbps を超える通信が可能だが、電話局と利用者の距離により速度が遅くなる。
- ※ F T T H : 光ファイバーによるデータ通信サービス。最大で 100Mbps を超える通信が可能。



CATV 局ヘッドエンド

# 第6節

## 総合交通対策の推進

### 6-1 広域・生活道路網の充実

#### ● 現況・課題 ●

本市では、国道3路線に加え、主要県道7路線、一般県道13路線が幹線道路として道路網を形成しており、市の観光や産業振興に大きな役割を果たしています。

市道では、集落間を結ぶ幹線、公共施設に通ずる道路、集落内の幹線道路について全市的な視野で積極的に整備に取り組んできました。また、生活道路における舗装整備や街路樹の整備など、道路環境の整備を行ってきました。

今後は、近年の交通量の増加や情報化の進展により、市民の日常生活圏が拡大しており、多様な分野で地域間交流を促進するためにも、既設の道路事情の見直しが必要です。

また、地域によって整備状況に格差があるため、全市的な整備計画を策定し、効率的な道路整備を行っていく必要があります。

#### ● 基本方針 ●

アクセス性が高く、災害等にも強い幹線道路網の整備を引き続き国・県に要望していくとともに、生活道路についても、緊急性や効果等による優先度を判断しながら整備を図ります。

併せて、街路景観の創出や清掃による道路の環境美化への取り組みを充実します。

#### ● 主要施策 ●

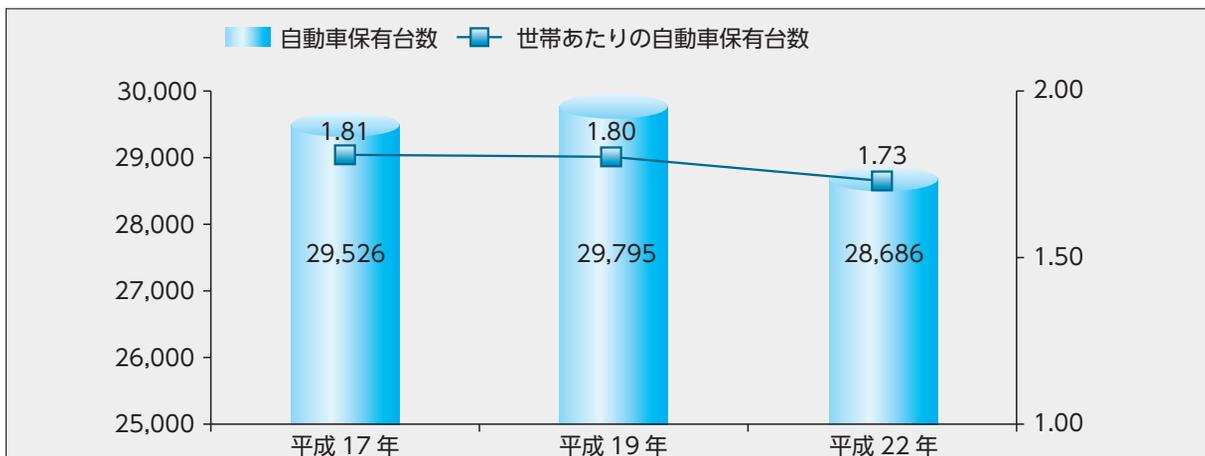
施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 広域道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■山陰自動車道など高規格道路網の実現を推進します。</li> <li>■国や県と連携し、国道や県道などの周辺地域へのアクセス道路の計画的な整備に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山陰自動車道の整備</li> <li>○国や県との連携による国道・県道の整備</li> </ul>
(2) 生活道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■集落間を結ぶ幹線、公共施設に通ずる道路、集落内の幹線道路について全市的な視野で積極的に整備に取り組みます。</li> <li>■既存路線の改修や橋梁補修など、車両や歩行者の安全で快適な通行確保を推進します。</li> <li>■新規道路整備においては、その効果等を慎重に検討し推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存道路の拡幅（歩道整備等）や舗装改良</li> <li>○生活道路の維持補修</li> <li>○橋梁の長寿命化や耐震改修整備</li> </ul>
(3) 道路環境の維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定期的に道路パトロールを行い、道路の陥没や段差の解消など、道路環境の維持・管理を行います。</li> <li>■地域住民との協働による、道路環境の美化・清掃を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的なパトロールによる道路の維持管理</li> <li>○地域住民との協働による道路の環境美化の促進</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
道路舗装率	%	道路の舗装済延長／道路の実延長	91.2	(平成22年度) 91.6	93.0	都市建設課
道路改良率	%	道路の改良済延長／道路の実延長	53.9	(平成22年度) 55.1	60.0	都市建設課
生活道路整備の市民満足度	%	平成23年7月 市民アンケート調査	42.4	47.6	50.0	都市建設課

■ 自動車保有台数の推移

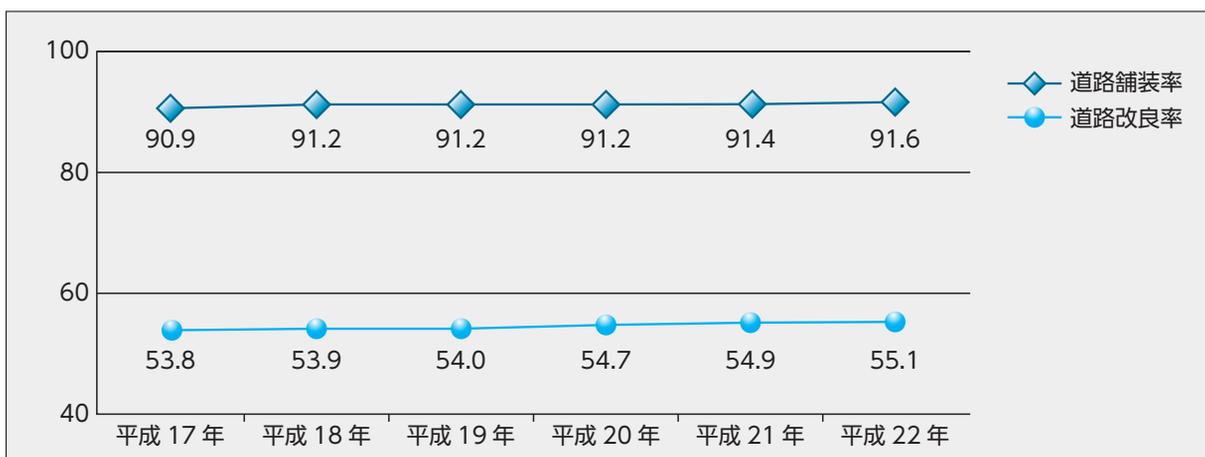
(単位：台)



〈資料：山口県統計年鑑〉

■ 道路整備の状況

(単位：%)



〈資料：山口県の道路状況〉

## 6-2 公共交通機関の充実

### ● 現況・課題 ●

年々、生活バスや鉄道などの公共交通機関の利用者数は減少していますが、公共交通機関は、高齢者や児童など自動車を運転できない市民の交通手段の確保のために不可欠であり、バス路線維持のための支援や鉄道の利用を促進しています。

今後は、生活バスの運行を維持していくために、バス路線の見直しを検討しながら、利用者の確保に努めることが必要です。

鉄道に関しては、広域的な連携の強化により、鉄道の利便性の向上を図り、市民の鉄道利用を促進する必要があります。

### ● 基本方針 ●

現在ある生活バス路線や乗合タクシーの見直しを含んだ中長期的な地域公共交通計画を策定し、地域の特性や住民ニーズに合った交通体系を維持・確保していくため、バス路線をはじめ、生活交通全般の取り組みを推進します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 生活バス路線の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>■バス利用者の増加と生活バスの運行維持に向けた支援を行うとともに、効率的な生活バスの運行に向けたバス路線網の検討を進めます。</li><li>■市民が利用しやすいよう関連施設の整備に努めます。</li><li>■児童や高齢者・障害者などの交通弱者のために、コミュニティバスなどの運行を検討します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○生活バスの運行維持</li><li>○生活バスの効率的な路線網の検討</li><li>○生活バスの利用促進</li><li>○交通関連施設の整備</li><li>○コミュニティバスの運行検討</li><li>○地域公共交通計画の策定</li></ul>
(2) 鉄道利用の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>■隣接する都市との連携を強化し、通勤・通学などの利用促進のため鉄道の利便性の向上を図ります。また、観光客の利用促進の取り組みを推進します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○周辺市との連携強化による利便性の向上</li><li>○通勤・通学による利用促進</li><li>○観光客による利用促進</li></ul>

## ● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
バス交通網整備の市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	18.8	11.1	20.0	商工水産課

## ● JR 駅利用者数の推移

(単位：人)

駅名	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
長門市駅	274,755	258,890	255,664	249,921	231,820
仙崎駅	23,169	32,886	31,831	24,765	24,097
板持駅	6,561	7,446	6,950	6,993	6,981
長門湯本駅	11,072	10,935	10,575	10,425	7,295
渋木駅	9,762	9,758	8,678	7,932	5,390
長門三隅駅	37,704	33,820	32,062	31,330	30,728
黄波戸駅	14,166	11,314	9,182	8,791	10,693
長門古市駅	79,465	82,358	78,053	74,979	67,601
人丸駅	71,288	74,014	66,068	66,923	61,882
伊上駅	12,148	10,451	9,144	9,073	8,671

〈資料：山口県統計年鑑〉



仙崎駅

## 6-3 交通安全対策の充実

### ● 現況・課題 ●

安全なまちづくりを目指し、市民の交通事故を削減するため、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の充実と交通事故の防止に取り組んでいます。その成果として、市内における事故件数と死傷者数は、減少傾向にあります。

今後は、住宅建設や新規道路整備等により、新たな交通危険箇所が生じるため、早期の危険箇所の把握と交通安全施設の整備・拡充が必要です。

併せて、子どもや高齢者に対する安全確保と事故防止が必要です。

### ■ 交通事故の状況



〈資料：山口県統計年鑑〉

### ● 基本方針 ●

市民が安心して日常生活を送ることのできるまちにするため、市民と関係機関、行政が一体となって、交通安全への取り組みを推進します。

● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 交通安全施設の整備・拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 継続してガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備により、交通事故の防止に努めます。</li> <li>■ 定期的な道路パトロールの実施を強化し、危険箇所の早期発見に努め、道路の適切な維持管理を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガードレール、カーブミラー等交通安全施設の整備・拡充</li> <li>○ 定期的なパトロールによる道路の維持管理</li> </ul>
(2) 交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 春・秋の街頭キャンペーンを継続的に実施するとともに、交通安全に関する啓発活動に取り組みます。</li> <li>■ 広報活動や学校教育を通じて、高齢者や子どもなどへの交通安全教育を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 街頭キャンペーンの実施と市民参加の促進</li> <li>○ 高齢者の交通安全意識の高揚</li> <li>○ 子どもに対する交通安全教育の推進</li> <li>○ 街頭指導の推進</li> <li>○ 運転卒業証制度の周知</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
交通事故発生件数（人口10万人当たり）	件	年間の交通事故件数／人口×100,000（やまぐち住み良さ指標）	333	(平成22年度) 286	250	総務課
交通安全対策の市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	27.9	30.2	40.0	総務課

## 第2章

### 6次産業が栄えるまち



# 第1節

## 6次産業の推進

### 7-1 農林業の振興

#### ● 現況・課題 ●

農業従事者の高齢化や担い手不足が危惧される中、意欲のある後継者の育成・法人組織の立ち上げとともに、基盤整備により農作業の効率化を図っています。また、地域の活性化策として、農業体験など、都市農村交流事業を行っています。

今後は、農業従事者の減少により、経営耕地面積の減少や農業生産額の減少への対策が求められるとともに、遊休農地の増加の抑制や鳥獣被害対策への取り組みも必要です。

また、老朽化した農業施設の改修、さらには施設の長寿命化対策などにより、農業経営への支援が必要です。

一方、年々消費者の「食の安全」への関心が高まっていることから、安心・安全な農産物の生産に取り組む必要があります。

#### ● 基本方針 ●

活力ある農林業の実現のため、生産基盤の整備を進めるとともに、人材の育成や地域の特性を活かした農林産物の品質向上、魅力ある農村環境の整備を推進します。

#### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 農業生産体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業後継者の育成と集落営農を推進します。</li> <li>■ 農業畜産業への経営の安定を支援し、食料自給率の維持向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業後継者の育成</li> <li>○ 法人化への推進</li> <li>○ 農業、畜産業への経営安定対策</li> <li>○ エコファーマーの推進</li> </ul>
(2) 農業の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 老朽化した農業施設の改修や水路の整備、農道の舗装などの基盤整備を推進します。</li> <li>■ 遊休農地の利活用を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業基盤施設の長寿命化対策</li> <li>○ 遊休農地の利活用</li> <li>○ 棚田の保全</li> <li>○ 耕作放棄地の解消</li> </ul>
(3) 農村環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域住民等による施設の維持管理活動の活性化を促進し、市民参加による美しい農村環境づくりや水質保全などの自然環境保全を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業用水の水質保全</li> <li>○ 産地づくりの推進</li> <li>○ 農地・水・保全管理対策への取り組みや、活動組織の育成</li> </ul>
(4) 総合的な森林の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林環境を保全し、「千年の森」をはじめ、豊富な森林資源を生かした環境教育や健康づくりの場など多面的な利用を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 林道・作業道の基盤整備</li> <li>○ 森林資源の多面的な利活用</li> <li>○ 森林の保全</li> </ul>

● 経営耕地面積及び草地面積

(単位：a)

年次	地区	経営耕地 総面積	田		畑	樹園地		採草地 放牧地
			二毛作を した田			果樹園		
平成17年	長門地区	66,110	62,300	200	2,400	1,400	1,400	10
	三隅地区	39,100	36,300	300	1,100	1,400	1,100	300
	日置地区	60,810	58,000	100	2,200	600	200	10
	油谷地区	107,100	102,100	0	3,800	600	400	600
	長門市	273,120	258,700	600	9,500	4,000	3,100	920
平成22年	長門地区	62,653	57,974	441	2,905	1,774	1,184	70
	三隅地区	38,398	34,918	62	1,915	1,565	828	170
	日置地区	60,288	57,231	434	2,522	535	240	606
	油谷地区	87,039	83,490	250	2,928	621	406	236
	長門市	248,378	233,613	1,187	10,270	4,495	2,658	1,082

● 農家人口及び農業就業人口

(単位：人)

年次	地区	農家人口			農業就業人口		
		総数	男	女	総数	男	女
平成17年	長門地区	3,402	1,647	1,755	1,004	449	555
	三隅地区	1,830	850	980	539	242	297
	日置地区	1,455	677	778	541	236	305
	油谷地区	2,525	1,188	1,337	906	396	510
	長門市	9,212	4,362	4,850	2,990	1,323	1,667
平成22年	長門地区	804	736	68	1,618	826	792
	三隅地区	396	365	31	744	399	345
	日置地区	449	394	55	859	433	426
	油谷地区	649	594	55	1,153	597	556
	長門市	2,298	2,089	209	4,374	2,255	2,119

〈資料：農林業センサス〉

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
農業の核となる人材等の数	人	認定農業者の数	81	106	120	農林課
	人	エコファーマーの登録者数(実数)	84	165	200	農林課
	法人	集落営農法人数	3	12	17	農林課

## 7-2 水産業の振興

### ● 現況・課題 ●

本市では、イワシやイカ、アジなど多くの水産物に恵まれ、それらを中心に、漁獲量の確保や魚価の安定に努めています。

今後は、市内にある14漁港（市管理：12漁港、県管理：2漁港）について、未整備漁港にあつては基盤整備への取り組みを進め、整備済漁港にあつては機能保全計画を策定し、維持管理コストを平準化させつつ施設機能の長寿命化を図る必要があります。

また、漁業経営体数や漁業従事者世帯数の減少、漁獲高・魚価の低迷が大きな課題となつており、漁業希望者等への支援や、消費者のニーズに対応した水産物の安定供給に積極的に取り組む必要があります。

### ● 漁業経営体数及び漁協組合員数

年次	地区	漁業経営体数	漁協組合員数(人)
平成10年度	長門地区	374	848
	三隅地区	127	315
	日置地区	80	93
	油谷地区	416	668
	長門市	997	1,924
平成15年度	長門地区	325	549
	三隅地区	108	236
	日置地区	64	82
	油谷地区	407	589
	長門市	904	1,456
平成20年度	長門市	779	991

〈資料：山口県農林水産統計年報〉

### ● 魚種別漁獲量の推移

(単位：t)

年次	地区	イワシ類	イカ類	アジ類	ブリ類	タイ類
平成20年度	長門市	4,571	1,162	1,346	816	815
平成21年度	長門市	4,843	994	1,245	672	482
平成22年度	長門市	2,281	799	1,654	577	521

〈資料：山口県農林水産統計年報〉

### ● 基本方針 ●

漁港の整備については、未整備箇所の完成を図り、完成した漁港は機能保全計画に基づき、長寿命化を目指して適正な管理を実施します。

また、漁家の経営安定のため、後継者対策、漁場の整備、管理型漁業の推進とあわせて、高度衛生管理対応型の仙崎新卸売市場の開設による消費者の食の安心・安全のニーズに対応した高品質な水産物のブランド化に取り組みます。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 水産業の生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■未整備漁港の優先的な整備を推進します。</li> <li>■漁港の機能保全計画による施設の長寿命化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外殻・係留・用地整備</li> <li>○ストックマネジメント事業による老朽化施設の機能保全工事</li> </ul>
(2) 経営基盤の整備・安定化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■漁業後継者の確保・育成に努めます。</li> <li>■高齢化・漁家減少に対応した漁場の整備に努めます。</li> <li>■管理型漁業を推進します。</li> <li>■新市場開設に伴う水産物・水産加工品のブランド化を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ニューフィッシャー確保育成推進事業</li> <li>○キジハタ等定着性魚種の育成・増殖魚礁整備</li> <li>○種苗放流事業の実施</li> <li>○長門市水産物需要拡大事業の実施</li> </ul>
(3) 漁村の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢化、担い手不足に対応した漁港の維持管理に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○係船環、タラップ、照明、用地舗装整備</li> <li>○地域防災計画と連携した漁港施設の高潮・高波対策</li> </ul>

### ● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
漁獲量	t	年間の漁獲量	14,000	7,705	9,000	商工水産課

※漁獲量は、市内漁業者が市内漁港に水揚げした量。

〈資料：山口県漁業協同組合長門統括支店〉

## 7-3 商工業の振興

### ● 現況・課題 ●

市内には、長門市駅周辺の2つの商業拠点を中心に、三隅、日置、油谷地区などに地域拠点が形成されています。

商工会議所や商工会との連携により、地域商品券の発行など、地域商業の活性化に取り組んでいますが、商業・工業ともに、商店数、事業所数、従業者の減少など極めて厳しい状況にあります。

今後、特に商業については、中心地への購買力の集中や、後継者不足や経営者の高齢化問題の解決に向けた取り組みが必要です。

### ● 基本方針 ●

本市で獲れる農作物や水産物の地元消費に取り組み、より新鮮でより安心な食品の提供・販売を推進します。また、にぎわいと活気のある商業実現のため、商店、飲食店の活性化や経営への支援を推進します。特に、地域資源を活かした起業への支援は、雇用の創出、若者の就職等大きな効果が期待できるため、積極的に取り組みます。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 商業・サービス業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 継続的に地域商品券の発行に取り組み、地域商業の活性化を図ります。</li> <li>■ 衰退しつつある中心部の空き店舗を活用した新たな起業を促進し、中心市街地の活性化に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域商品券の発行による地域商業の活性化</li> <li>○ 空き店舗を活用した起業の促進</li> </ul>
(2) 地場産業の経営近代化・高度化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公的資金融資制度等の充実により、中小企業の金融対策、経営力の強化に努めます。</li> <li>■ 新産業の創出や、農林水産業と商工業の連携による安心な食品産業の育成に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業の経営力強化</li> <li>○ 新産業の誘致、育成支援</li> <li>○ 農林水産業と商工業の連携による安全・安心な食品産業の育成</li> </ul>
(3) 商工団体の育成強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 商工会議所や商工会との連携により、商工業事業の支援を行います。</li> <li>■ 関係機関との連携により、後継者育成に向けた研修会・講習会の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商工会議所、商工会との連携と事業支援</li> <li>○ 後継者育成のための研修会・講習会の実施</li> </ul>
(4) 雇用創出への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新たな雇用を創出する事業所への支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用創出事業所への支援</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H22	H28	
小売吸引力 ※市内の商業店舗が 県内の買い物・飲 食客を引き付ける 力を表す指標	—	(市内の年間小売販売額 [H 21] / 市民数 [H 22]) / (県内の年間 小売販売額 [H 21] / 県民数 [H 22])	0.94	0.95	1.00	商工水産課

■ 商業の推移



〈資料：H9～H19 商業統計調査、H21 経済センサス〉

■ 工業の推移



〈資料：工業統計調査〉

## 7-4 産業連携の促進

### ● 現況・課題 ●

農林漁業の生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出の促進に取り組んでいます。また、関係機関との連携により、連絡組織の立上げや情報の共有に取り組んでいます。

現在は、農産物等は地域外の市場へ出荷されるものも多く、地域での消費を促進する必要があります。

また、農林水産物、観光資源、地域人材などの地域資源の有効な活用に向け、消費者のニーズに合わせた商品開発・販売が必要です。

### ● 基本方針 ●

農林漁業の生産と加工・販売の一体化に向け農林・水産業者や商工業者、飲食業者、観光業者との連携を強化し、地場産の農林水産物を利用した加工食品の製造販売、旅館・学校給食等への地域食材の利用を促進します。

### ● 主要施策 ●

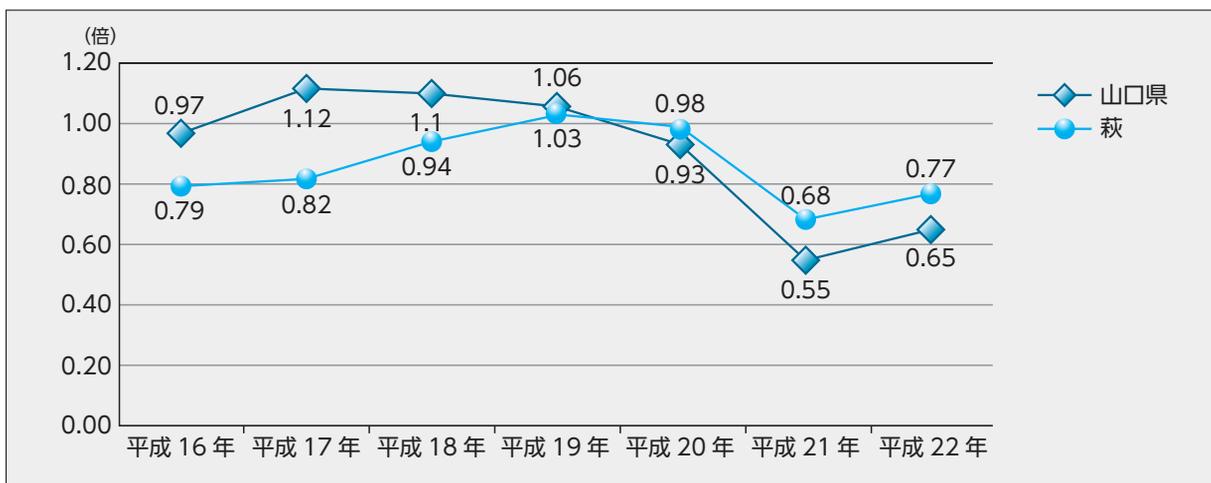
施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 流通・販売体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■産地銘柄の確立を図るとともに、流通体制の充実に努めます。</li> <li>■大都市における販路拡大に向けた商談会や物販PRの充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農林水産物のブランド化</li> <li>○市場・直売所の整備</li> <li>○一次加工拠点施設の整備</li> <li>○商談会等への出展支援</li> </ul>
(2) 地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地産地消に向けた市民への啓発活動の推進と取り組みに対する支援を行います。</li> <li>■宿泊施設や学校給食での地域食材・農産物の利用を促進し、地域内消費の拡大に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地産地消に向けた啓発活動</li> <li>○宿泊施設への地域食材の利用促進</li> <li>○学校給食における地場農産物の利用拡大</li> </ul>
(3) 特産品開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の新鮮で安全な農林水産物を活用し安心な食品などの特産品開発を推進します。</li> <li>■地域の飲食店やレストラン、土産物等の販売業者との連携により、特産品や郷土料理の提供に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地場の農林水産物を利用した安心な食品開発</li> <li>○飲食業・販売業と連携した安心な食品を扱う店の普及</li> <li>○郷土料理の提供</li> </ul>
(4) 担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■就業情報の提供を充実し、UJIターン者等への就業支援を行います。</li> <li>■産官学の連携により、農業・漁業の担い手の育成や、研修会・講習会の実施による事業者等の後継者育成に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就業情報の提供</li> <li>○産官学の連携強化</li> <li>○農業後継者の育成</li> <li>○漁業後継者の育成</li> <li>○後継者育成のための研修会・講習会の実施</li> </ul>

(5) 産業関係団体と行政との連携の促進	<p>■地域資源を活かした事業開発を促進するため、関係機関との連携の再構築を図ります。</p>	<p>○関係機関への人材派遣等の検討 ○地域資源に光を当てるアイデア・構想の募集や議論の場の設定</p>
----------------------	---	--

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
学校給食への地場野菜の利用率	%	学校給食へ市内産の野菜を利用した割合	24.3	(平成22年度) 42.4	50.0	教育総務課 農林課
地域特産品のブランド化・PRの市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	13.5	18.6	20.0	商工水産課 農林課

■ 有効求人倍率の推移



〈資料：萩公共職業安定所月報〉

## 第2節

# 体験・滞在・反復型の観光地づくり

### 8-1 体験型観光の推進

#### ● 現況・課題 ●

農業体験の実施や、体験型イベントの開催など、地域の活性化に向けた取り組みを行っています。特に、俵山地区では平成16年度から県のグリーンツーリズムモデル地区に指定され、地域の特色を活かした活動を行っています。

今後は、体験型観光の発展のため、地域資源を最大限活用するとともに、観光客と地域住民との交流の重要性から、地域との連携により、地域の受入体制の強化に取り組んでいく必要があります。

#### ● 基本方針 ●

体験型、学習型の観光ニーズに対応したさまざまな体験の場の充実を図るため、海や山などの地域資源の活用と活動の連携により、全市的な体験型観光への取り組みを推進します。

#### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 「やさしさ」の掘り起こしとブラッシュアップ	<p>■本市の特徴であり、また、今後とも、誇りとしていきたい「海」「里」「湯」「食」「人」の5分野において、「やさしさ」の掘り起こしとブラッシュアップを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海洋体験メニューやイベントの充実</li> <li>○里めぐりツアーの企画</li> <li>○ヘルスツーリズムの推進</li> <li>○食材の収集プログラムの企画</li> <li>○ローカルルール制定と啓発</li> </ul>
(2) 体験・交流型プログラムの充実	<p>■先導的に進めてきたツーリズムの取り組みをさらに強化します。</p> <p>■本市が誇る海を生かしたエコツーリズムや本市の産業特性を活かした産業観光などにも新たに取り組み、長門らしい体験・交流プログラムの充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マリン・エコツーリズムの推進</li> <li>○グリーン・ツーリズムの推進</li> <li>○体験型旅行の問い合わせや申込みを一元化するワンストップ窓口の整備</li> </ul>
(3) 総合プロデュース機能の充実	<p>■地域の観光資源の特性や受入体制に合わせたプランの立案、各地域の取り組みを有機的につないだ旅行商品の仕立てができる人材の育成や体制の整備を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○着地型旅行商品の企画や提案ができる人材や団体の養成</li> </ul>

## ● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
観光客数	千人	山口県観光客動態調査による観光客数	1,241	1,216	1,400	観光課
体験型観光の推進の市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	8.1	11.4	15.0	観光課



ダイビング体験

## 8-2 滞在型観光の推進

### ● 現況・課題 ●

“長門温泉郷五名湯”である湯本、俵山、湯免、黄波戸、油谷湾温泉の温泉施設を中心に、施設の整備や魅力ある観光地づくりにより、県内外からの滞在型観光客の集客に取り組んでいます。長門湯本温泉においては安定した配湯を行っていくために、泉源に影響しない対策を施しながら、施設整備を行う必要があります。併せて、市営公衆浴場「恩湯」の老朽化も進んでおり、施設の改修が必要です。

### ● 基本方針 ●

「楽しむ」旅行から「癒される」旅行へと観光需要が変化する中で、週末は農山村地域でゆったりとした時間を過ごすなど、さまざまな需要に対応した滞在機能の強化を推進します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 温泉地の環境・施設整備	<p>■長門湯本温泉の老朽化している公衆浴場、配湯施設については、泉源に影響しない対策を施しながら、施設整備を行います。</p>	<p>○公衆浴場の整備と利用促進</p> <p>○配湯施設の整備</p>
(2) 宿泊を誘発する仕掛けづくり	<p>■本市の観光客動向の特徴として、宿泊者比率が高いことから、さらに、多くの人に、宿泊地として本市を選んでもらえるよう、宿泊地の魅力アップや宿泊のメリットの提供などにより、長門温泉郷五名湯のアピール力を高め、宿泊客の誘致や連泊の誘発を促進します。</p> <p>■ルネッサながと等の市内の施設を活用し、コンベンション、スポーツ大会、合宿等の誘致を図ります。</p>	<p>○夜間や早朝にしか観光できないメニューや観光素材の創出</p> <p>○宿泊者限定プランの創出</p> <p>○長門五名湯としての情報発信の強化</p> <p>○コンベンション等の誘致</p>
(3) 散策したくなるまちづくり	<p>■観光客のみならず、市民も散策したくなるような歩行者空間の整備を推進します。</p> <p>■市民総参加で、居心地がよく、くつろげる環境づくりを進め、観光客や市民の満足度を高めます。</p>	<p>○まち歩きを誘導する環境の整備</p> <p>○観光客にやさしいまちづくりの実践</p>

(4) 長門らしい景観の創出	<p>■地域の特性を生かした景観の創出に取り組みます。</p> <p>■景観に対する市民の関心を高め、景観配慮の意識の醸成や保全活動を促進することで、長門の貴重な観光資源である景観の活用と長門のイメージの向上につなげていきます。</p>	<p>○自然や歴史を生かした景観づくりの推進</p> <p>○市民の景観への関心や意識の喚起</p>
----------------	--	--

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
宿泊客数	千人	山口県観光客動態調査による宿泊客数	571	537	650	観光課
滞在型観光の推進の市民満足度	%	市民アンケート調査(H17.11、H23. 7)	21.2	21.7	30.0	観光課

■ 宿泊客数の推移



〈資料：山口県観光客動態調査〉

## 8-3 反復型観光の推進

### ● 現況・課題 ●

本市では「観光立市」としての活性化を目指し、さまざまな機会でのPR活動や国際観光の誘致活動などに取り組んでいます。

また、地域で受け継がれてきた伝統的な祭りやイベントを通じて、地域の活性化、交流人口の増加を図っています。

今後は、市全体として反復型観光を推進していくため、市民一人ひとりがおもてなしの心をもって観光客を迎え入れることが重要です。

また、地域住民と観光客が交流することによって、より魅力ある観光地づくりとリピーターの確保が必要です。

### ● 基本方針 ●

「日本の心『やさしさ』を奏でるまち長門」の創造のために、幅広い関係者や市民とともに取り組みを推進します。

また、新たな観光ニーズに対応した情報発信やパンフレットづくり、参加体験型のイベント企画に取り組めます。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 観光イベントの魅力化と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■集客効果の高いイベントの運営や企画づくり、再訪を促す仕掛けづくりを促進します。</li> <li>■幅広い主体の連携を強化して、コンベンションの誘致や食のブランド化に取り組み、市外、県外からの誘客拡大を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誘客、集客、交流の促進の視点に立ったイベントの創出</li> </ul>
(2) 感動発信の情報網づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域貢献の思いでつながる、信頼度や質の高い情報網の構築に取り組めます。</li> <li>■目的やターゲットを踏まえた情報発信に取り組めます。</li> <li>■メディアや旅行会社など、情報や旅行商品の流通・販売網を持つ者に対する積極的かつ効果的な売り込み活動を、民間との連携により展開していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長門出身者や在住経験者等をつないだ情報発信力の強化</li> <li>○幅広い主体の参加による観光案内サービスの実施</li> <li>○戦略性を持った情報発信</li> </ul>

<p>(3) 感動創造の体制づくり</p>	<p>■「観光によるまちづくり」を強力に進めていくために、組織や地域、業種、世代間の壁を取り払い、関係者が、情報共有した上で、一枚岩となって観光事業を展開できる体制の整備に重点的に取り組んでいきます。</p>	<p>○案内人・語り部の養成 ○観光まちづくりリーダーの育成 ○おもてなしのまちづくりの推進 ○観光の意義や効果等の市民への情報発信</p>
<p>(4) 東アジアを重点とする外国人観光客の誘致</p>	<p>■外国人観光客の受入体制の整備を図ります。 ■国のビジット・ジャパン・キャンペーンとのタイアップや、広域連携による宣伝・誘客活動により、東アジア地域を重点とする観光客の誘致に積極的に取り組みます。</p>	<p>○受入体制の整備 ○宣伝・誘客活動の強化</p>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
観光ボランティアガイド数	人	観光ボランティアガイドの数	20	30	60	観光課
反復型観光推進の市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	23.1	20.3	30.0	観光課



観光ボランティアガイド活動

## 第3章

生きがいと笑顔が  
あふれるまち



# 第1節

# まちぐるみ健康づくりの推進

## 9-1 自主的な健康づくりの推進

### ● 現況・課題 ●

市民の関心も高い健康事業として、ウォーキング教室を開催するなど、市民が気軽に取り組みやすい健康づくり活動の普及と、地域における健康づくり活動の支援等を行っています。

高齢化が進む中、今後は、健康で元気な高齢者を増やすことが求められます。そのためには、健康に関する情報提供や意識啓発を行い、若いうちから健康意識の醸成を図り、自主的な健康づくりを推進することが必要です。

### ● 基本方針 ●

市民が生涯を健康で過ごすことのできる社会の実現のため、若い世代からの健康づくりや市民の健康管理意識を高める啓発活動を行います。また、市民の健康増進や生活習慣病予防のため、健康診査や医療環境など健康づくり環境の充実を図ります。

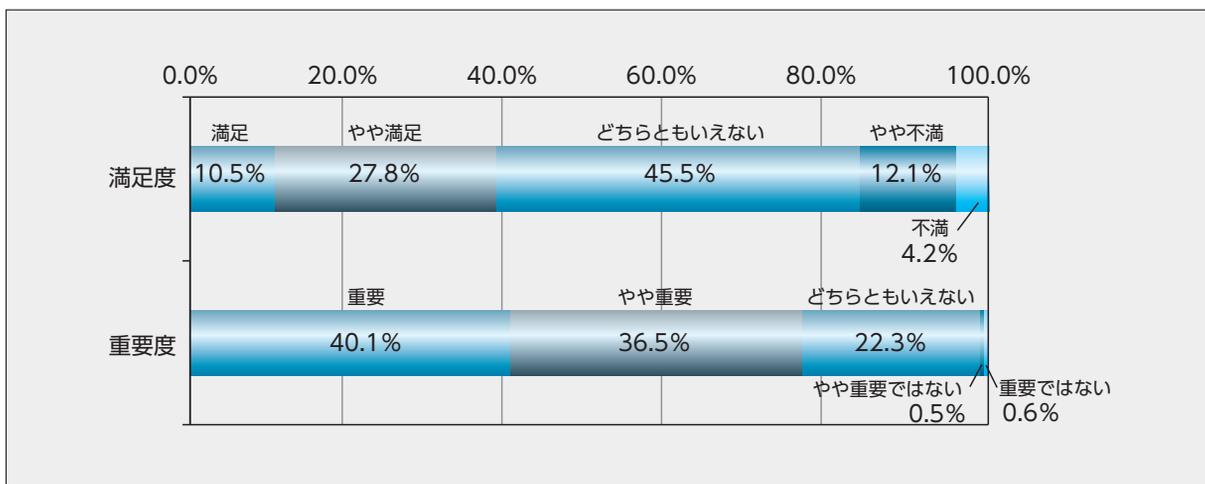
### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 地域における健康づくりの支援	■CATVや広報等を通じて、健康情報の発信を行い、市民の健康意識の醸成を図るとともに、地域における自主的な健康づくりを支援します。	○健康に対する意識啓発 ○CATV等を活用した健康情報の発信 ○健康づくり活動の支援 ○各種指導員の養成 ○禁煙教育等への支援
(2) 健康スポーツの推進	■地域におけるウォーキングやニュースポーツの推進により、市民の健康づくりを推進します。	○ウォーキング等の推進 ○ニュースポーツの推進 ○各種スポーツ教室の開催
(3) 健康づくり環境の整備	■ウォーキングコース等の充実を図り、市民の健康づくりに向けた環境を整えます。	○ウォーキングコース等の充実 ○健康づくり指導員の養成
(4) 食育の推進	■市民の健康の保持増進を図るため、食生活改善推進員協議会と連携して食の重要性の啓発や生涯を通じて正しい食習慣の確立を推進します。	○食生活改善に向けた地域組織活動の支援 ○食育の推進

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
健康づくりの推進の市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	49.0	38.3	40.0	健康増進課 生涯学習スポーツ振興課 保険課 福祉課

■ 「健康づくりの推進」に関する重要度・満足度



〈資料：H23 市民アンケート調査〉



ステップ運動講習会

## 9-2 保健の充実

### ● 現況・課題 ●

保健センターや健康福祉センターを拠点として、健康に関する啓発活動をはじめ各種健康診査や予防接種を実施し、市民の健康づくりに取り組んでいます。

特に、近年増えつつある糖尿病などの生活習慣病に対しては、健康診査等による早期発見に努めるとともに、予防のための生活改善の啓発に取り組んでいます。

また、健康診査（検診）受診者数増に向け受診勧奨を行っています。

今後は、職域と地域での働き盛り世代が、自分の健康管理能力を高めるよう啓発活動とともに、誰もが生き生きと自分らしさを持って生活できるように心の健康づくりに取り組む必要があります。

### ● 基本方針 ●

社会環境が複雑化し、運動不足やストレス、食生活の偏りなど、市民の健康状態が多様化している中、市民のライフステージに応じた保健指導体制や相談体制の確立を図ります。

### ● 主要施策 ●

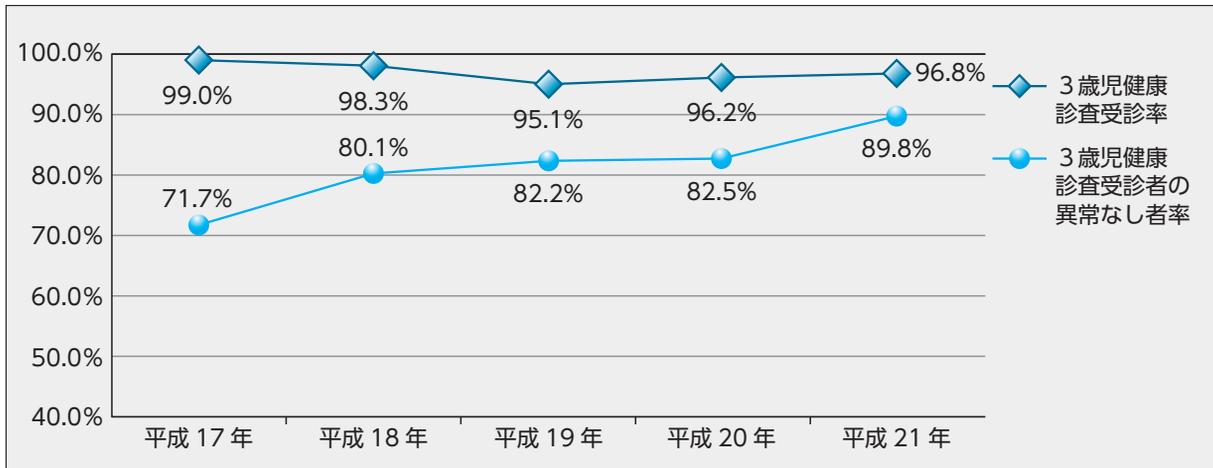
施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 母子保健の充実	■妊婦・乳児等の健康診査や妊婦学級・育児学級の実施により、安心して出産・子育てを行うことができる環境づくり、交流の場の充実や相談・指導の充実を図ります。	○妊婦健康診査の実施 ○乳幼児健康診査の実施 ○妊婦学級・育児学級の充実 ○母子保健に関する相談・指導の充実
(2) 成人保健の充実	■成人の健康診査への参加を促進し、生活習慣改善に向けた相談・指導を積極的に行い、病気の発症や重症化防止を図ります。	○健康診査の受診促進 ○生活習慣改善に向けた相談・指導の充実
(3) 精神保健の充実	■生涯心安らかに暮らすことができるよう、心の健康づくりの普及啓発と体制づくりの支援に努めます。	○市民講座の開催 ○各種相談窓口の充実 ○自殺予防対策の充実
(4) 歯科保健の充実	■高齢者になっても、健康な歯を維持するため、歯科保健の意識高揚を図り、乳幼児から成人、高齢者まで一貫した歯科保健に取り組めます。	○歯科健康診査の実施 ○成人における歯科保健の意識高揚 ○8020運動の推進
(5) 感染症予防対策の充実	■伝染の恐れがある疾病の発生・蔓延を予防するため、予防接種の実施と広報などによる予防接種の促進を図ります。	○予防接種の実施 ○チラシや広報による予防接種の促進

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H22	H28	
特定健康診査 (※) 受診率	%	特定健診受診者/ 対象者	—	15.1	65.0	保険課 健康増進課
3大生活習慣 病による死亡 率	%	3大生活習慣病/ 死亡者	57.6	52.3	50.0	健康増進課
がん検診受診率	%	がん検診受診者/ 対象者	—	16.8	50.0	健康増進課

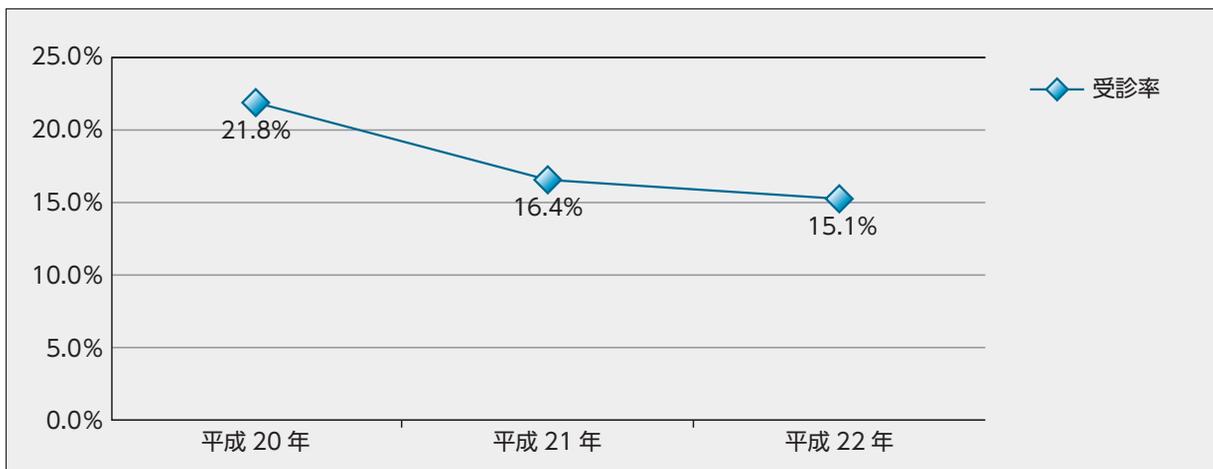
※特定健康診査：生活習慣病の増加に対応し、平成20年度から健康保険組合、国民健康保険などにおいて、40歳以上の加入者を対象に行っているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査をいう。

■ 3歳児健康診査受診率及び異常なし者率の推移



〈資料：山口県の母子保健（山口県健康増進課）〉

■ 特定健診受診率の推移



〈健康増進課〉

## 9-3 医療体制の充実

### ● 現況・課題 ●

救急医療体制については第1次救急医療体制として、長門市医師会による在宅当番制により、第2次救急医療体制として3つの救急告示病院により対処しています。また、県内に4つある第3次救急医療機関との連携により、地域の医療体制の充実を図っています。

今後は、山口県地域医療再生計画推進事業により休日・夜間における第1次救急に対応するため、休日・夜間診療センター・地域医療連携支援センター(仮称)の整備を進める必要があります。

また、本市の医療機関の割合をみると、内科系が多く小児科・産婦人科が少ない状況にありますので、この確保に努めるとともに、高齢化に伴い循環器疾患予防が必要とされることから、高齢化に対応した医療体制の充実が必要です。

### ● 基本方針 ●

市民の生活が多様化する中、休日・夜間の診療体制の充実に努めるとともに、各関係機関との連携調整により、医師不足解消を目指します。

また、生活習慣病や高齢社会への対応をはじめ、市民の健康増進・発病予防を重点とする1次予防に対応する体制を強化します。あわせて、適正受診についての普及、啓発を行います。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 地域医療体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 休日・夜間における受診体制などの整備に努めます。</li> <li>■ 少子高齢化社会に対応した、小児救急医療体制の整備や市民の健康増進、さらに発病予防の医療体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次・第2次医療体制の強化</li> <li>○ 小児救急医療体制の整備</li> <li>○ 高齢化に対応した医療体制の充実</li> <li>○ 適正受診の普及・啓発</li> </ul>
(2) 高次医療の広域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高度な医療や特定の治療については、広域連携により第3次医療体制の強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3次医療機関との連携強化</li> </ul>
(3) 温泉との連携による保養地づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域資源である温泉の効能を生かした、市民や観光客のための健康保養地づくりを促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康づくり指導員等の養成</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
診療時間外の軽症受診患者数	%	救急告示病院における時間外軽症患者の割合	—	(平成20年度) 79.6	28.8	健康増進課
地域医療対策の市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	30.5	24.5	35.0	健康増進課

● 医療施設数及び病床数

年次	病院		一般診療所	歯科診療所
	施設数	病床数		
平成16年	6	948	29	17
平成18年	6	948	27	17
平成20年	6	933	26	17
平成22年	6	933	28	17

〈資料：山口県保健統計年報〉

● 長門圏域の医師数の推移

年次	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
平成16年	72	21	71	25	9	269	286
平成18年	71	21	78	25	11	293	280
平成20年	71	22	86	23	12	317	279
平成22年	67	20	92	25	14	335	281

〈資料：山口県保健統計年報〉

## 第2節

# 高齢者福祉の充実

### 10-1 高齢者福祉サービスの充実

#### ● 現況・課題 ●

総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）が34%を超え、市民の3人に1人が高齢者という状況にあり、今後、団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、確実に高齢化が進行する見込みです。

こうした中、高齢者が安心して住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らしていくためには、元気な方や生活機能の低下が認められる方、あるいは要支援・要介護者など、個々の状態に応じ、一人ひとりが生き生きと生活し続けるための取り組みが求められています。

そのため、介護保険制度をはじめとした各種制度の充実はもとより、地域における高齢者の見守りや支援が重要です。

#### ● 基本方針 ●

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営み、できる限り在宅生活を維持できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが継続的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを推進します。

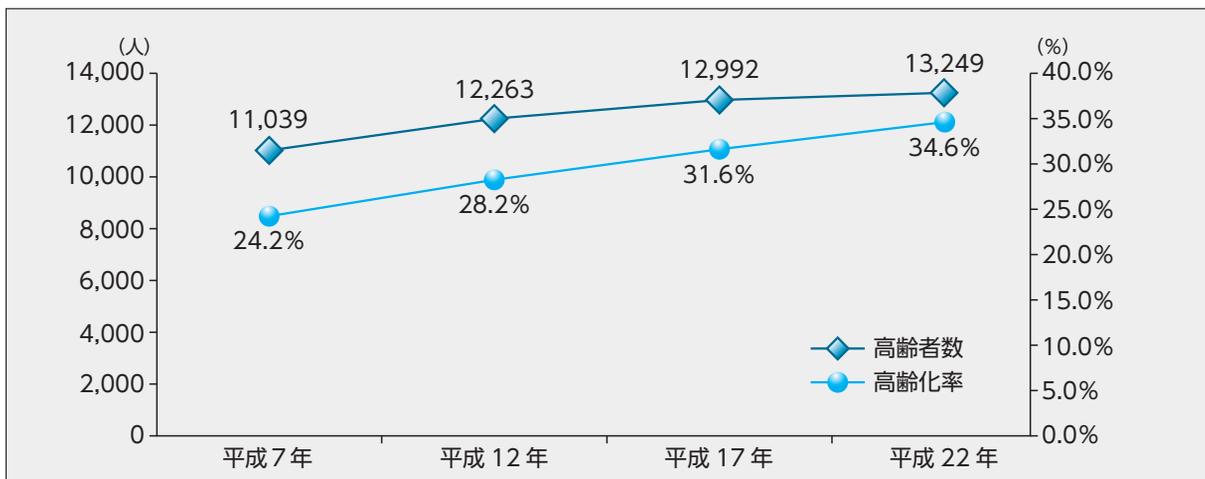
#### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 地域支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域包括支援センターが、高齢者の生活を総合的に支援するための各種相談や権利擁護及びケアマネジメント事業を実施し、高齢者の状態に応じた介護支援を行います。</li> <li>■要介護・要支援状態になるおそれがある高齢者を把握し、自立に向けた介護予防の普及啓発を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括ケアシステムの確立</li> <li>○状態に応じた介護支援</li> <li>○介護予防の普及啓発</li> <li>○成年後見制度の利用支援</li> </ul>
(2) 地域見守り体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域、家庭、関係機関とのネットワークを構築し、地域における見守り体制の整備と体制づくりに向けた地域住民への啓発活動に努めます。</li> <li>■ひとり暮らし高齢者が夜間生活できる施設の開設を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域、家庭、関係機関とのネットワークの構築</li> <li>○高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者などの見守り体制の整備</li> <li>○高齢者ワンナイトステイサービス事業の導入</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
居宅サービスの利用割合 (65歳以上人口当たり)	%	65歳以上人口あたりの居宅サービスの利用割合(やまぐち住み良さ指標)	7.4	8.3	8.4	福祉課
高齢者施策の市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	23.5	20.1	25.0	福祉課

■ 高齢者人口・高齢化率の推移



〈資料：国勢調査〉

## 10-2 高齢者の生きがいがづくり

### ● 現況・課題 ●

老人クラブ活動やサロンなど高齢者の自主的な地域活動、ボランティア活動などの推進により、高齢者の生きがいがづくりや社会参加を促進しています。

また、シルバー人材センターによる高齢者の就業機会の確保を支援するなどし、高齢者の雇用・就業を促進しています。

今後は、過疎化や孤立化による地域活動機会の減少などが課題であることから、地域に根ざした魅力ある老人クラブ活動などを促進し、高齢者が積極的に社会参加できる環境づくりが必要です。

### ● 基本方針 ●

高齢者が生涯を通じて、健やかに自立した生活を送り、豊富な知識や経験・技能等を活かして、仕事やボランティア活動、生涯学習やスポーツなどで、生き生きと活動できる「生涯現役社会づくり」を推進します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 社会活動・生きがいがづくりの推進	<p>■高齢者の就業活動（シルバー人材センター）や地域活動、ボランティア活動、スポーツ活動などの生きがいがづくり活動を支援し、高齢者の社会参加を推進します。</p> <p>また、豊富な知識や技能をもった高齢者のまちづくり人材バンクへの登録を促進し、社会参加機会を創出します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生きがいがづくり活動の推進</li> <li>○高齢者の就業機会の確保</li> <li>○まちづくり人材バンク制度の充実</li> <li>○地域における生涯学習・スポーツ活動の推進</li> <li>○敬老事業の見直し</li> </ul>
(2) 社会参加の啓発と情報提供	<p>■広報やホームページにより、老人クラブやボランティア活動など、各種活動の紹介と情報提供を行い、社会参加の普及啓発を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老人クラブ活動、ボランティア活動の情報提供</li> <li>○生きがいがづくり活動等の普及啓発</li> <li>○老人クラブ活動・取り組みの見直し</li> </ul>

## ● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
老人クラブ加入延べ人数	人	老人クラブに加入している延べ人数	3,400	2,214	2,800	福祉課
シルバー人材センター会員数	人	シルバー人材センターの会員数	850	604	650	商工水産課



高齢者スポーツ健康づくり大会

# 第3節

## 障害者福祉の充実

### 11-1 障害者福祉サービスの充実

#### ● 現況・課題 ●

身体や知的、精神に障害のある人については障害者自立支援制度を、また難病患者についてはその他障害福祉制度をそれぞれ活用し、在宅サービスの提供や施設利用支援を行っています。

また、障害のある人が在宅で暮らしやすいよう、日常生活用具給付、訪問入浴事業等に取り組んでいます。

今後、障害のある人を取り巻く環境について、障害の種別に関わらず必要なサービスを受けることができ、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、在宅生活におけるきめ細やかなサービスの提供が必要です。

#### ● 基本方針 ●

障害者が地域において自立した生活を営めるよう、在宅福祉サービスの充実に努めるとともに、介護者の負担軽減に努めます。

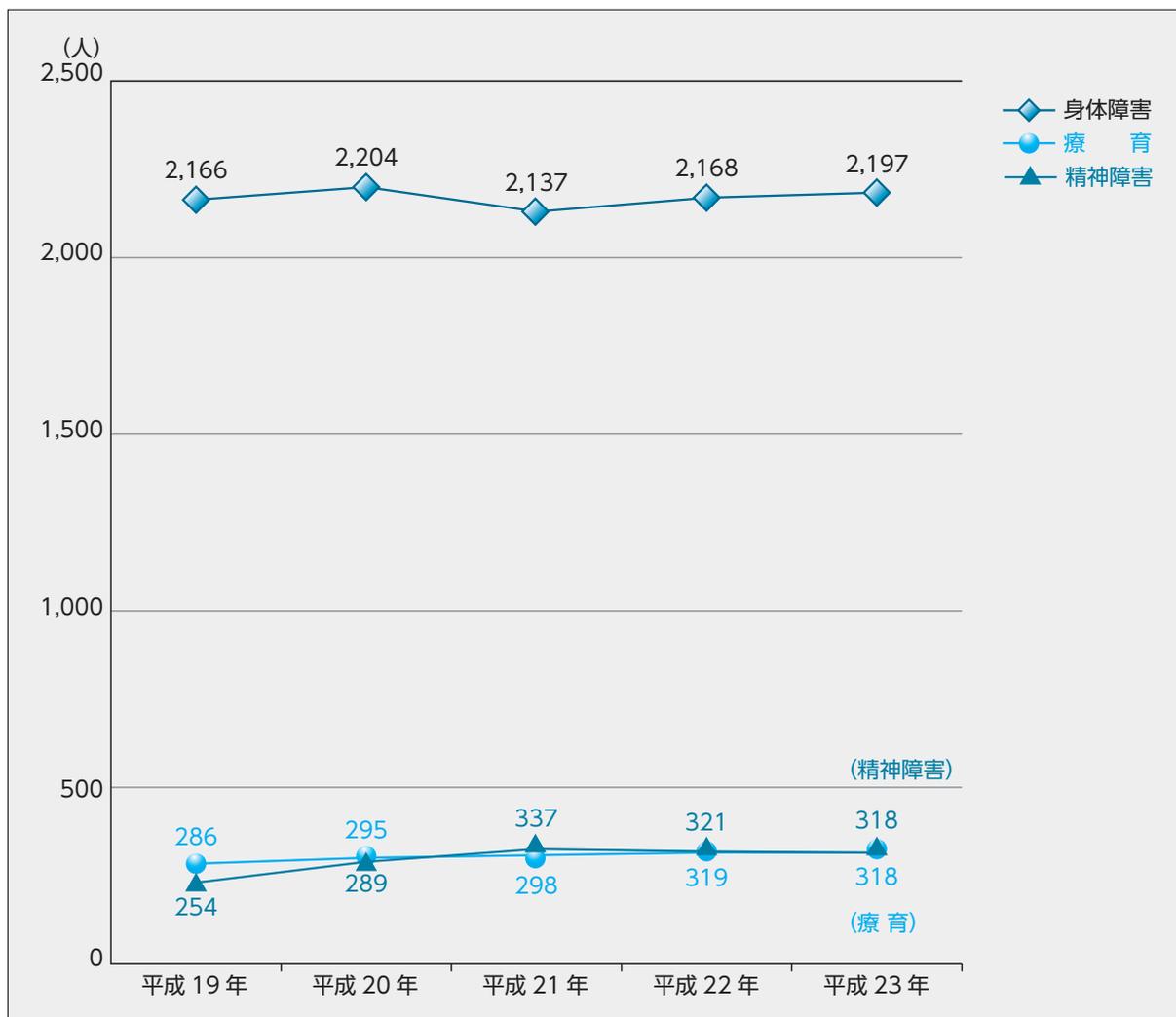
#### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 在宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害のある人の在宅生活の継続と質の向上に重点を置き、各種サービスの充実に図ります。</li> <li>■難病患者については、県健康福祉センターと情報を共有する等連携を図り、サービスの提供に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅介護（ホームヘルパー派遣）サービスの充実</li> <li>○生活介護サービス（デイサービス）・ショートステイの充実</li> <li>○グループホーム、ケアホーム等の整備支援</li> <li>○移動支援サービスの充実</li> <li>○日常生活用具給付（住宅改修を含む）サービスの充実</li> <li>○訪問入浴サービスの充実</li> <li>○難病患者の援護対策</li> </ul>
(2) 介護者の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>■相談支援事業を充実させ、介護に関する不安や悩みの解消を図ります。</li> <li>■短期入所事業等施設通所系サービスや日中一時支援事業の利用促進を図り、身体的負担や精神的不安の軽減に努めます。また、療育指導についてサービスを開始します。</li> <li>■介護家族が就労しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援事業の充実</li> <li>○障害者相談員の設置</li> <li>○短期入所サービス、日中一時支援事業、療育指導の充実</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
支援サービス利用率	%	障害者支援サービスを利用している人の割合	7.8	13.1	15.0	福祉課
障害施策の市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	16.2	16.3	20.0	福祉課

■ 障害のある人の推移（種別）



〈福祉課〉

## 11-2 自立と社会参加の推進

### ● 現況・課題 ●

障害のある人も、障害の無い人と同様に、生きがいを感じ生活することが出来るよう、就労機会の提供やスポーツ・レクリエーション教室の開催、コミュニケーション支援等に取り組み、自立と社会参加を支援するための施策を展開しています。

また、障害のある人の自立と社会参加には、市民が、発達障害を含め「障害」に対する正しい理解を深め、かつ、互いの尊厳や主体性を尊重することが重要です。

そのため、行政はもとより、学校や職場、地域で障害に対する正しい理解を得るための学習機会を積極的に設けるなど、市民への情報提供、啓発活動を行う必要があります。

### ● 基本方針 ●

障害のある人が、ライフステージのいずれの段階においても人としての尊厳を失うことなく、その能力を最大限に発揮し、また、障害の無い人とともに社会の一員として生活することを当然のこととして社会参加し、行動する「リハビリテーション」、「ノーマライゼーション」の、二つの理念により、全ての人が協働し、支え合う地域社会の構築を推進します。

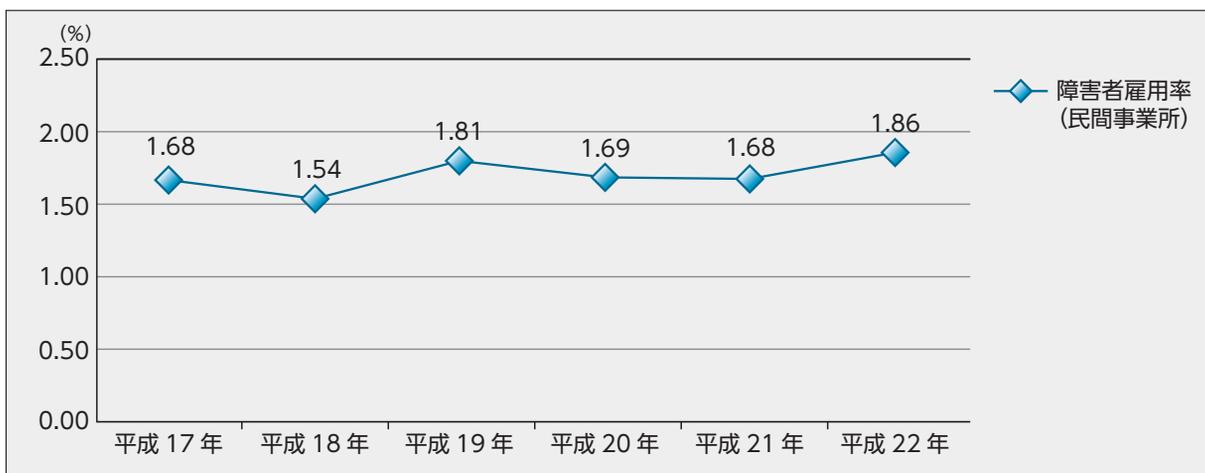
### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 自立機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害のある人の社会的自立を支援するため、関係機関と連携し、障害者雇用に関する各種助成制度等の周知を図り、障害のある人の一般就労の推進等に努めます。</li> <li>■障害のある人の意志伝達や情報確保のため、手話通訳者等の派遣によるコミュニケーション支援や各種スポーツやレクリエーションによる余暇活動・生きがい活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般就労支援、福祉的就労支援</li> <li>○コミュニケーション支援</li> <li>○余暇活動、生きがい活動支援</li> <li>○療育機会の早期提供</li> </ul>
(2) 福祉団体の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者団体の育成を図り、その活動に対する支援の拡充に努めます。</li> <li>■障害のある人の社会参加を促進するための福祉ボランティアの育成に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者団体への支援</li> <li>○福祉ボランティアの育成</li> </ul>
(3) 市民への啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者プランを策定し、市民に対する正確な情報提供と障害のある人の自立と社会参加を促進するための施策の計画的な推進を図ります。</li> <li>■学校や地域において、障害や障害がある人に対する正しい理解と認識の啓発に努め、心のバリアフリーを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者プランの推進</li> <li>○障害に関する情報提供</li> <li>○心のバリアフリーの推進</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H22	H28	
障害者雇用率 (民間事業所)	人	民間事業所において、 障害のある人が就業し ている割合	1.54	1.86	2.00	福祉課

■ 障害者雇用率の推移 (民間事業所)



〈福祉課〉

## 12-1 保育サービスの充実

### ● 現況・課題 ●

現在、本市には保育園が9か所あります。各保育園において、延長保育<sup>※</sup>や一時保育<sup>※</sup>などの各種保育事業の充実を図っています。また、公立保育園と私立保育園が、それぞれの特性や長所を生かしつつ連携していくことを通じて、地域全体の保育の質を高めることに努めています。

本市の女性の就業率は高く、3歳未満児の保育園入所の増加要因となっているところであり、今後、雇用形態の多様化に伴い、保育サービスとして要望の高い休日保育を検討していきます。

### ● 基本方針 ●

次世代を担う子どもを健やかに育て、安心して出産、子育てができる環境を整備するため、保育環境や保育サービスの充実を図ります。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 保育機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多様化する保育ニーズに対応し、一時保育、延長保育、障害児保育及び休日保育などの保育事業に努めます。</li> <li>■保育園職員のさまざまな研修や、保育園の外部評価により保育サービスの質の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育事業の充実</li> <li>○保育園職員の研修</li> <li>○保育園評価制度の導入</li> </ul>
(2) 児童福祉施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■老朽化している施設も含めて計画的な施設の整備や保育環境の改善に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育環境の整備</li> </ul>
(3) 子育て負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育て家庭への経済的支援のため、保育料の軽減、乳幼児医療費の助成など各種制度を充実し、安心して子育てできる社会づくりを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多子世帯保育料等補助</li> <li>○乳幼児医療費の助成</li> </ul>
(4) 効率的・効果的な保育園運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「長門市子育て支援計画」に基づき、公立保育園の民間への経営移譲等を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立保育園の民間への経営移譲等の推進</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
延長保育実施保育園	箇所	延長保育実施保育園の箇所数	2	4	5	福祉課
休日保育実施保育園	箇所	休日保育実施保育園の箇所数	0	0	1	福祉課
公立保育園民間への経営移譲数	箇所	公立保育園の民間への経営移譲箇所数	0	0	2	福祉課
保育サービスに対する市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	21.7	23.8	30.0	福祉課

■ 保育園入所児童数・保育園数の推移



〈福祉課〉

## 12-2 地域子育て支援の充実

### ● 現況・課題 ●

現在、本市には公立・私立合わせて子育て支援センターが7か所あり、子育てに関する情報の発信、相談、交流の場は充実しています。

また、子育てに関する地域主体の活動を支えるため、地域組織活動（母親クラブ）の育成やサークル団体等に支援を行っています。

今後は、地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行、女性の就業率の増加等により、地域における子育て支援が重要となってきます。そのため、ボランティアやNPO等の団体からの支援が必要であり、その人材の確保に工夫が必要です。

### ● 基本方針 ●

家庭、学校、地域、NPO、民間事業者及び行政が一体となった子育て支援体制の整備を図ります。

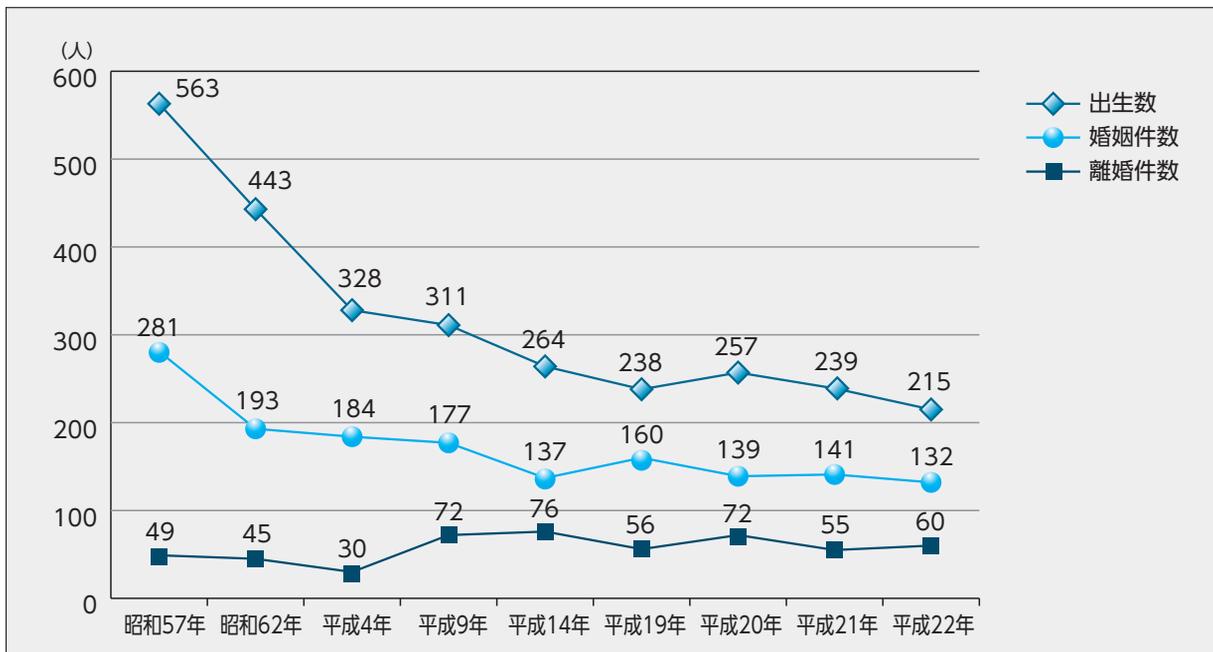
### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 地域の児童育成機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 育児相談や子育てに関する情報発信、施設開放によるサークル支援等を行う子育て支援センターを充実し、育児不安の解消や地域子育て支援に取り組めます。</li> <li>■ サークル活動や地域組織活動の育成・支援により、活動の活性化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て支援センターの充実</li> <li>○ ファミリーサポートセンターの充実</li> <li>○ 放課後児童対策（児童クラブ、放課後こども教室）の充実・整備</li> <li>○ 地域組織活動、サークル活動の育成、地域教育ネットとの連携強化</li> </ul>
(2) 家庭における子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 萩児童相談所との連携を強化するとともに、相談体制の充実を図り、児童虐待防止対策に取り組めます。</li> <li>■ 食育の推進や育児学級への参加促進により、家庭における健全な子育て環境づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童虐待防止対策の充実・強化</li> <li>○ 家庭児童相談員の配置</li> <li>○ 子育て短期支援事業の充実</li> <li>○ 児童手当（平成22、23年度は子ども手当）の支給</li> <li>○ 食育の推進</li> <li>○ 軽度な障害児を抱える家庭への支援対策</li> </ul>
(3) ひとり親家庭等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 親自身の生活の中で直面する諸問題の解決や精神的安定を図るため、総合的な支援を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子自立支援員の配置</li> <li>○ 母子家庭への自立支援</li> <li>○ 児童扶養手当の支給</li> <li>○ ひとり親家庭への支援の充実</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
地域組織活動（母親クラブ）数	組織	地域組織活動（母親クラブ）の組織数	9	1	7	福祉課
地域子育て支援対策に対する市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	15.4	23.3	25.0	福祉課

■ 出生数、婚姻件数、離婚件数の推移



〈資料：人口動態統計（厚生労働省）〉

# 第5節

## 地域福祉の充実

### 13-1 地域福祉サービスの充実

#### ● 現況・課題 ●

地域福祉サービスの充実を図るため、地域福祉計画を策定し、地域で安心して生活を送ることができる仕組みの構築に取り組んでいます。

また、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員活動の支援、地域におけるボランティア活動の支援に取り組んでいます。

今後、地域福祉を推進するためには、地域活動の主体である市民、地域、事業所、行政が地域課題を共有化し、それぞれの役割分担による協働体制で進めていくことが求められます。

そのため、関係機関や市民、事業所などとの連携を強化し、情報の共有や地域見守りのネットワークの構築による福祉活動の推進を図っていくことが必要です。

#### ● 基本方針 ●

市民が住み慣れた地域の中で、健康でいきいきと生活できる社会の実現のため、地域住民、関係機関、団体等との連携のもと多種多様なニーズに即した福祉サービスを提供するとともに、社会福祉協議会やボランティア団体等の育成と支援、施設等でのバリアフリーの推進などを通して、地域で見守り、支え合う体制づくりに努めます。

#### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 地域福祉推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民、地域、事業所、行政の協働により、地域の共通課題に対してそれぞれ役割を担いながら、高齢者、障害者、児童等が、身近な地域で福祉サービスを手軽に利用できる仕組みを構築します。</li> <li>■長門市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会など関係団体等と情報を共有し、地域福祉の実現に向けた連携体制づくりを促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民、地域、事業所、行政の協働による地域福祉の仕組みづくり</li> <li>○福祉に関する情報の共有化</li> <li>○地域見守りのネットワークの構築</li> <li>○バリアフリーの推進</li> <li>○福祉ボランティアの育成</li> </ul>
(2) 地域福祉活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■民生委員児童委員の活動を支援し、地域福祉の普及に努めます。</li> <li>■将来の地域福祉を担う人材を育成するため、学校教育や生涯学習における福祉教育を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員児童委員活動の支援</li> <li>○地域福祉を担う地区社会福祉協議会の人材育成</li> <li>○地域の福祉推進組織の育成</li> <li>○福祉教育の推進</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
福祉相談に対する市民満足度	%	平成23年7月 市民アンケート調査	17.6	15.5	20.0	福祉課

● 民生委員児童委員の活動状況

民生委員児童委員 定数(人)	相談指導件数			
	総数	在宅福祉	介護保険	健康 保健 医療
130	4,513	497	114	281
	相談指導件数			
	子育て・母子保健・ 子どもの教育・ 生活	生活費	年金・保険	仕事
	512	91	24	17
	相談指導件数			相談指導調査の ための訪問日数
	家族関係	住居 生活環境	その他	
	112	250	2,615	18,802

〈福祉課〉

## 13-2 社会保障の充実

### ● 現況・課題 ●

国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、国民年金制度及び介護保険制度に基づき、市民の健康増進や医療費支援、国民年金の適正な運営の支援、介護サービスの充実等により市民の社会保障の充実を図っています。

高齢化の進行や医療技術の高度化等により、1人あたりにかかる医療費は年々増加しています。

今後は、市民の健康維持・増進を図るため、健診事業等を見直し、受診しやすい環境づくりに取り組み、医療費の適正化と各制度の健全な運営が必要です。

### ● 基本方針 ●

市民一人ひとりが安心して生活を送るため、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度の健全な運営を図るとともに、各社会保障制度の適正な運用に努めていきます。

### ● 主要施策 ●

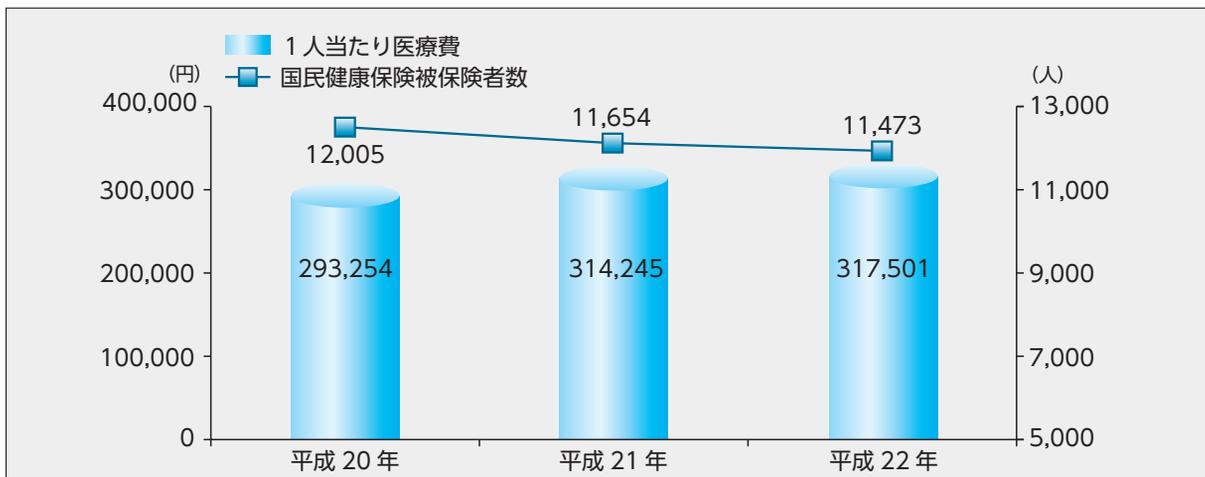
施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 医療保険の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医療保険制度に対する市民の理解を深め、財政の安定化と健全な運営を図ります。</li> <li>■特定健診やウォーキング等健康づくり事業を推進し、被保険者の健康維持・増進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療保険財政の健全化</li> <li>○医療保険制度の周知</li> <li>○特定健診の推進</li> <li>○健康づくり事業の推進</li> </ul>
(2) 国民年金の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■安定した年金制度が維持できるよう、広報紙等により制度内容の正しい理解や資格取得時の口座振替の推奨、免除制度などの周知を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金の適正な運営の支援</li> <li>○国民年金制度の周知</li> </ul>
(3) 介護保険の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■健全な介護保険財政により、適正な介護保険・介護予防サービスを提供します。</li> <li>■被保険者の適正な保険料として反映できる体制の整備を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険財政の健全運営</li> <li>○介護サービスの向上</li> <li>○介護保険制度の周知</li> </ul>
(4) 低所得者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被保護世帯を含む低所得者の経済的自立や生活意欲の高揚を図るため、相談体制の整備や、就労のための支援などを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立支援と生活の安定化</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
低所得者世帯に対する福祉サービスの充実に関する市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	-	13.8	20.0	福祉課

■ 国民健康保険被保険者数及び医療費支給の推移

(単位：人、円)



〈資料：事業年報〉

## 第4章

個性豊かに  
人が輝くまち



## 14-1 就学前教育の充実

### ● 現況・課題 ●

幼稚園・保育園における支援や施設の整備・充実により、就学前教育の向上に取り組んでいます。幼稚園・保育園と地域との連携により、誰もが安心して就学前教育を受けることができる環境づくり及びその支援に取り組んでいます。

今後は、家庭・地域との連携により、就学前児童の健全育成に向けた就学前教育の充実が必要です。また、幼稚園・保育園と小学校の連携を強化し、滑らかな小学校教育への移行、接続を図っていきます。

### ● 基本方針 ●

幼保一体化などの流れを踏まえ、家庭・地域・教育機関の連携による就学前教育の更なる充実とともに、家庭や地域における教育の推進及び保護者への意識の醸成に努めます。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 就学前教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの個性や発達段階に応じた就学前教育の充実を図るため、他世代との交流を促すような教育を進めます。</li> <li>■幼保一体化の推進や幼稚園・保育園と小学校との連携強化により、就学前教育の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育の質の向上に向けた保育園評価制度（再掲）の実施と園児の地域交流の推進</li> <li>○公立幼稚園施設の整備・充実</li> <li>○私立幼稚園に対する助成の充実</li> <li>○幼保一体化の推進</li> <li>○幼保・小連携教育推進協議会の開催</li> </ul>

### ● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
就学前教育の市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	21.4	26.8	30.0	学校教育課

## ■ 幼稚園の状況



〈学校教育課〉



園内クッキング (宗頭幼稚園)

## 14-2 学校教育の充実

### ● 現況・課題 ●

本市には、小学校11校と中学校6校があり、「知・徳・体」のバランスがとれた子どもたちの育成に努めています。各学校では、地域の特色を活かした学校づくりを推進しています。

近年、少子化により児童・生徒の減少に伴う学校の統廃合が行われ、学校によっては、校区が広がっています。

また、生徒指導上の問題や人間関係が上手く築けない子どもの指導なども含め、学校だけでは解決が困難な問題も出現しています。

校舎やプール施設などの学校施設については、老朽化が進んでおり、地域のニーズを把握しながら、計画的かつ効果的な整備・改善を図る必要があります。

### ● 基本方針 ●

一人ひとりの子どもを大切にされた教育活動の展開とともに、学校運営協議会制度を取り入れ、保護者・地域と一体となって信頼される学校づくりを目指します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 開かれた学校運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全小・中学校をコミュニティ・スクールとし、保護者・地域に信頼される学校運営を進めます。</li> <li>■中学校区ごとに、共通の目標や取り組み内容を設定した小中一貫教育を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者・地域と連携した学校運営の促進（コミュニティ・スクールの充実）</li> <li>○小中一貫教育「長門みずゞ学園構想」*の推進</li> </ul>
(2) 教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもたちが、確かな学力を身に付けることができるよう、児童生徒の状況に応じた取り組みを推進します。</li> <li>■金子みずゞなどの地域資源との連携による道徳教育や教育相談体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学力向上対策の推進</li> <li>○心の教育の充実</li> <li>○特別支援教育の充実</li> <li>○人権教育の充実</li> <li>○教育支援センターの活用促進</li> <li>○外国語指導助手の効果的な活用</li> </ul>
(3) 教育環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■老朽化した学校施設の建替え・整備、耐震改修等により、子どもたちが安全で安心できる教育環境の整備・充実を行います。</li> <li>■適正な教育環境が提供できる一定の学校規模の確保を図ります。</li> <li>■学校給食施設については、将来的な児童・生徒数の減少が見込まれる中、1センター化に向け段階的に統合を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老朽化した学校施設の建替え促進</li> <li>○学校施設の整備・改修</li> <li>○学校施設の耐震化の促進</li> <li>○適正配置方針による小中学校統廃合の検討</li> <li>○学校給食施設の1センター化への取り組み</li> </ul>
(4) 教員・指導者の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■確かな学力の向上、特別支援教育の充実等がより一層促進されるよう、研修会の実施等により、指導者の資質向上を図ります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種研修会の実施</li> <li>○国・県主催の研修会への派遣</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
児童生徒千人 当たり 不登校者数	人	小中学生の不登校者数 ／全児童数×1000	9.8	10.8	6.8	学校教育課
コンピュータ で指導できる 教員の割合	%	コンピュータで指導で きる教員数／小中学校 の全教員数	83.2	96.9	95.0	学校教育課
学校施設の 耐震化率	%	耐震性を有する棟数／ 市立学校施設全棟数	41.9	56.6	100.0	教育総務課

■ 小学校の状況



〈学校教育課〉

■ 中学校の状況



〈学校教育課〉

## 第2節

# 生涯学習の充実

### 15-1 生涯学習の推進

#### ● 現況・課題 ●

「だれでも」「いつでも」「どこでも」「どんなことでも」「いかなる形でも」学ぶことのできる環境が保障され、さらにその成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現を目指して、毎年度「長門市生涯学習概要」により基本方針や事業概要を示し、その都度内容の検証を図っています。

各公民館や図書館などの社会教育施設では、社会教育関係団体による多種多様な生きがづくりや社会奉仕活動等を、また、市主催事業としても今日的課題に対応するための学習機会の提供や多種イベントを活発に行っているところです。

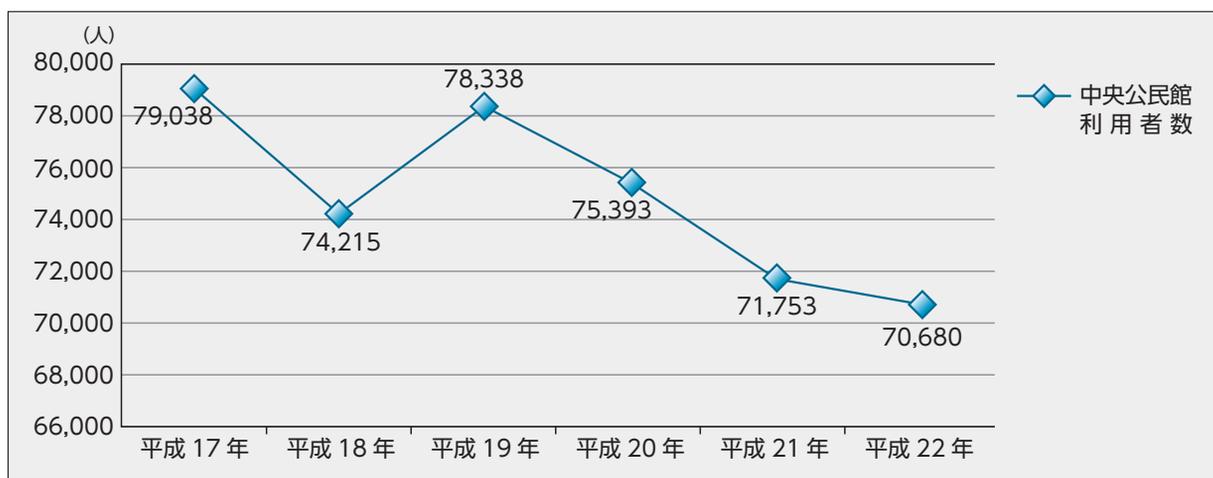
教育基本法の「生涯学習の理念」により、生涯学習の成果を地域につなげ「支え合いと活気がある地域社会」への仕組みづくりが求められる中、本市において地域の中核である公民館に対しては、地域共同体再生の拠点としての役割も期待されているところです。今後の生涯学習の組織・推進体制については、公民館のあり方も含めて方向性を明確にし、中期的・長期的な視点で取り組む必要があります。

#### ● 基本方針 ●

公民館が生涯学習の拠点施設としての役割を維持しながらも、さらにさまざまな地域課題を解決する地域の核となるため、その可能性を探りながら公民館機能の拡充を図ります。

高度化・多様化した市民の要望に対応した図書館とするため、情報システムの構築や市内外の関係機関と連携した読書環境整備に取り組んでいきます。

#### ■ 中央公民館の利用者数



〈生涯学習スポーツ振興課〉

● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 公民館機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中期的・長期的な視点で公民館機能の拡充を図ります。</li> <li>■ 公民館を活用するすべての者が協働することで「私たちの公民館づくり」を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯学習推進計画の策定</li> <li>○ 指定管理者制度の推進</li> <li>○ 公民館運営協議会の充実</li> </ul>
(2) 図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大人から子どもまで、あらゆる年齢層への多様な情報提供及び事業を行うことで、読書環境を整え、人を大切に、市民が安心して利用できる図書館運営を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 図書館電算システム・ネットワークの構築</li> <li>○ 移動図書館等による遠隔地サービスの充実</li> <li>○ 小中学校図書館との連携</li> <li>○ 図書館運営と事業の充実</li> <li>○ アナログ資料とデジタル資料の共存</li> <li>○ 利用しやすい図書館空間の構築</li> <li>○ ボランティアとの協力支援体制の充実</li> </ul>
(3) 生きがい・体験学習の機会提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公民館等を地域の生涯学習の拠点として、地域住民に幅広い学習の機会や体験学習の場を提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公民館主催事業の充実</li> <li>○ 団体・サークルへの支援</li> </ul>
(4) 生涯学習における人材の発掘・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学習の成果を地域や学校に還元します。</li> <li>■ 地域の人材を発掘し、生涯学習に活かします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各公民館まつり等の開催</li> <li>○ 生涯学習グループの効果的な活用</li> <li>○ 人材バンクの制度の改善と活用</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
生涯学習の市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	20.6	21.3	30.0	生涯学習スポーツ振興課
公民館の指定管理者制度の導入箇所数	箇所	指定管理者制度を導入した公民館の数	0	1	7	生涯学習スポーツ振興課
図書館の蔵書数	点	図書館における蔵書の数	113,072	(平成22年度) 153,386	166,000	図書館
図書の年間貸し出し数	点	図書の年間貸出数	241,332	(平成22年度) 226,420	250,000	図書館
まちづくり人材バンクの登録者数	人	登録人数(実人数)	34	92	* 1,000	生涯学習スポーツ振興課
	団体	登録団体数	15	18	* 100	

※ H28の数値は、地域協育ネットの登録数。

## 15-2 生涯スポーツの推進

### ● 現況・課題 ●

スポーツ振興会への支援により各地域でのスポーツ活動が推進され、さらに、学校体育施設の開放により地域のスポーツサークル等の利用促進につながっています。

各種スポーツ教室では、ミニテニス教室を中心に行い、新たなサークルの誕生や、レクリエーションの要素を取り入れたチャレンジ・ザ・ゲームにも取り組み始めました。

ウォーキングを楽しむ人は確実に増えているものの、教室に参加する人は少なく、今後は各種行事等で気軽にできるスポーツとしてのウォーキングの指導を継続していきます。

また、市民一人ひとりが心豊かで健康な生活が送れるよう、年齢、体力、目的に応じたスポーツ活動を行い、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現」を目指し、スポーツ活動を基にした地域づくりに取り組むため、総合型地域スポーツクラブ<sup>\*</sup>の組織づくりを推進しています。すでに「クラブネット大畑」が設立されており、平成24年3月には、新たに「俵山スポーツクラブ」と「いがみ倶楽部」が設立されました。

生涯スポーツの推進にあたっては、地域の実態やニーズに応じたスポーツ指導者の育成が必要です。このため、スポーツ推進委員を中心に、スポーツ指導者の確保と活用を目的とした研修や情報交換の場に参加していますが、市独自開催が難しいことから県等が開催するものに積極的に参加することで、今後もスポーツ指導者の育成・質の向上を図っていく必要があります。

### ● 基本方針 ●

スポーツ活動については、推進体制の整備や競技力の向上及び指導者の育成を進め、スポーツの推進を図ります。また、市民の健康増進に向け、誰もが参加しやすい生涯スポーツとして、ウォーキング等の普及を促進します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>■生涯スポーツの振興を中期的・長期的に展開していくためにスポーツ推進計画を策定します。</li><li>■学校体育施設の開放など既存の施設を利用しながら、地域におけるスポーツ活動を推進します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○スポーツ推進計画の策定</li><li>○地域におけるスポーツ活動の推進</li><li>○学校体育施設の開放</li><li>○老朽化施設の整備・改修</li></ul>

<p>(2) スポーツ活動の場又は機会の提供</p>	<p>■市民の健康増進のため、いつでもどこでも楽しめるスポーツとして、ウォーキング等を推進します。</p> <p>■各種スポーツ教室の開催、スポーツテストやスポーツ大会の開催により、市民の参加機会を増やします。</p>	<p>○ウォーキング等の推進（再掲）</p> <p>○各種スポーツ教室の開催（再掲）</p> <p>○ニュースポーツの推進（再掲）</p> <p>○総合型地域スポーツクラブの育成</p>
<p>(3) スポーツ選手及び指導者の育成</p>	<p>■ニュースポーツ等の振興を図るためにスポーツ指導者を育成します。</p> <p>■全国規模のスポーツ大会で活躍できるよう競技団体等と連携し、ジュニアからの育成に向けた活動を推進します。</p>	<p>○スポーツ指導者の育成</p> <p>○スポーツ団体の育成</p> <p>○スポーツ施設の利用促進</p>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
スポーツ指導者の研修会への参加数	人	研修会に参加しているスポーツ指導者数	2	13	20	生涯学習スポーツ振興課
スポーツ振興に対する市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	26.3	25.5	30.0	生涯学習スポーツ振興課

■ 主なスポーツイベント参加者の推移



〈生涯学習スポーツ振興課〉

## 15－3 家庭・地域・学校の連携

### ● 現況・課題 ●

長門市幼保・小連携教育推進協議会は、保護者と保育・教育関係者等が一堂に会することで課題の共有化ができ、家庭・地域・学校等との連携強化につながっていますが、具体的な取り組みとして、各々の立場で子どもや親に対する支援を行っているものが多く、事業展開については、参加者の確保が難しく苦慮しているのが現状です。

そうした中、山口県が提唱する、15年間子どもたちの育ちを地域ぐるみで見守り、支援するための仕組みづくり（地域協育ネット）は、本市が進めているコミュニティスクールや地域に開かれた学校づくりと同じ方向性を持った連携事業と位置付けており、社会教育と学校教育が一体となった取り組みが求められています。

### ● 基本方針 ●

学校・家庭・地域が連携し、学校支援、放課後子ども教室、家庭教育支援等の支援活動を効率的、組織的に推進するため、公民館を核とした市民参画による教育支援ネットワーク（地域協育ネット）を推進します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 家庭教育の推進	■家庭教育学級の効果的な運営のため、合同研修会や意見交換会を開催し指導・助言します。	○家庭教育学級への支援 ○公民館事業との連携
(2) 子どもの居場所づくり	■未設置の小学校（小規模校）に放課後子ども教室を整備していきます。	○放課後子ども教室の充実 ○指導者の育成
(3) 地域教育ネットの確立	■公民館を核とした教育支援ネットワークを構築していきます。	○地域協育ネット事業の推進
(4) 青少年健全育成	■青少年育成市民会議等と連携し、青少年の健全育成に努めます。	○青少年育成市民会議との連携・支援 ○子ども会育成連絡協議会との連携・支援

## ● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
家庭教育学級参加率	%	「年間延べ参加者 / 学習回数 / 家庭教育学級生総数」で算出した各学級の参加率の平均（小・中学校のみ）	40.8	33.9	50.0	生涯学習スポーツ振興課
放課後子ども教室設置箇所数	箇所	放課後子ども教室設置箇所数	0	3	5	生涯学習スポーツ振興課



向津具小放課後子ども教室

## 15-4 人権尊重の推進

### ● 現況・課題 ●

本市においてもさまざまな人権問題が幅広く存在しており、社会の変化等によって、人権に関する新たな課題も見られるようになってきました。このような状況を踏まえ、すべての人々の人権が尊重された社会の実現を目指していくためには、市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解するとともに、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚や、人権の大切さに気づく豊かな感性を育むことが大切です。

そのためには、これまで人権にかかわる課題ごとに進められてきた施策を基本的人権の尊重という普遍的視点に立って見直し、総合的かつ効果的に推進することが必要です。推進にあたっては、これまでの取り組みの成果や地域社会の実情等を踏まえて課題を明確にするとともに、子どもたちへの教育・啓発にも工夫を凝らしながら、体系的・計画的に推進していくことが求められます。

また、県民の人権に関する意識調査において、本市での今後の人権に関する取り組みの条件整備としては、「学校における教育活動の中で人権教育の充実を図る」が41.9%と最も高くなっています。学校、家庭、地域との連携を図りながら、人権意識の高揚を目指した学習機会の充実が求められます。

### ● 「人権に関する主な取り組み」

	啓発活動の推進	人権に配慮した行政の推進	職場での人権研修の充実	学校における人権教育の充実	相談・支援体制の充実
長門市 (%)	26.2	31.9	20.6	41.9	37.9
山口県 (%)	22.9	33.8	20.5	45.8	39.5

〈資料：人権に関する意識調査〉

### ● 基本方針 ●

「市民一人ひとりの人権が尊重されたまち」の実現に向けて、学校、家庭、地域及び関係機関と連携しながら、「山口県人権推進指針」を踏まえ、人権教育・啓発活動に総合的に取り組みます。

● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 人権推進組織の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「市民一人ひとりの人権が尊重されたまち」の実現に向け、諸施策を総合的・計画的に推進するための組織を充実します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権推進本部の充実</li> <li>○人権教育推進委員会の充実</li> </ul>
(2) 人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生涯学習や学校教育等において人権教育を推進します。</li> <li>■地域や職場等における人権啓発を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権教育フェスティバルの開催</li> <li>○人権教育セミナーの開催</li> <li>○広報紙等を活用した啓発活動の展開</li> </ul>
(3) 相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権に関するさまざまな問題について気軽に相談できるよう相談機関の充実や周知を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な相談窓口の充実</li> <li>○相談機関等に関する情報提供</li> <li>○相談機関相互の連携強化</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
人権フェスティバルに対する参加者の満足度	%	アンケート調査による参加者の満足度	80.2	94.7	100	生涯学習スポーツ振興課



ながとふるさとまつりでの人権啓発活動

# 第3節

## 個性が輝く文化の創造

### 16-1 文化・芸術活動の振興

#### ● 現況・課題 ●

本市にあるルネッサながとやラポールゆやの文化施設においては、それぞれの特色を活かした文化・芸術活動に取り組んでいます。

また、油谷こどもミュージカルやみすゞ燦参SUNなど、地域参加型の文化活動に取り組んでいます。

文化活動団体の高齢化や参加者の固定化が見られるため、今後もさまざまな媒体を利用して情報発信を行い、より多くの市民の参加促進を図る必要があります。

また、若年層や観光客などより多くの人に参加できる活動を企画し、市民や市外の人へ本市の文化をアピールしていくことも必要です。

#### ● 基本方針 ●

文化・芸術活動の関連イベントや他の地域資源、文化・芸術活動と連携したイベントの企画などを行い、継続的に文化の振興に努めます。

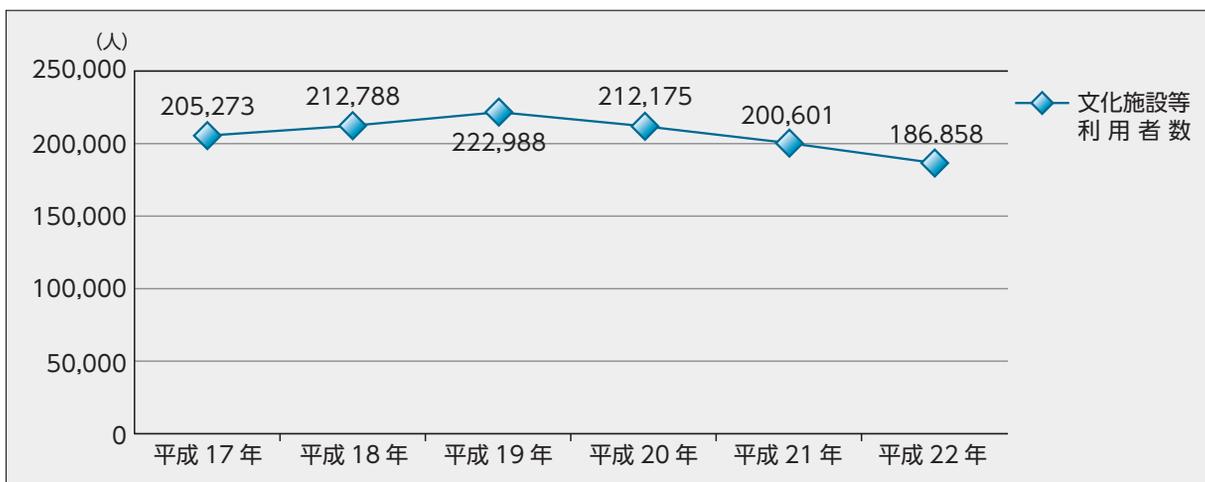
#### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 文化・芸術活動の企画・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民や観光客などより多くの人に参加できる文化活動を企画し、参加型の活動を推進します。</li> <li>■既存の文化活動の魅力向上や地域資源を活かした文化・芸術活動の企画・運営に取り組み、文化・芸術活動の振興を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域参加型の文化活動の推進</li> <li>○文化活動の魅力の向上</li> <li>○地域資源を活用した文化活動の企画</li> <li>○文化団体の連携による活動の活性化</li> </ul>
(2) 文化・芸術活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広報やホームページなどを通じて、文化・芸術活動の情報発信を行い、より多くの市民の参加促進と文化意識の向上に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化・芸術活動の情報発信</li> <li>○子どもの文化・芸術活動への参加促進</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
文化・芸術活動の振興の市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	22.6	22.6	25.0	企画政策課

■ 文化施設等の利用者数の推移



※ラポールゆや、ルネッサなごと、香月泰男美術館、金子みずゞ記念館の利用者数の合計。

〈企画政策課〉



みずゞ燦参 SUN 実行委員会によるプロジェクト M ギネス

## 16-2 文化・芸術の情報発信と顕彰

### ● 現況・課題 ●

本市は、西條八十から「若き童謡詩人の巨星」と称えられた金子みすゞ、近代日本洋画界に偉大な足跡を残した香月泰男を輩出しており、この偉業を顕彰する取り組みとして、香月泰男美術館、金子みすゞ記念館を整備し、市民や全国から訪れる愛好者の文化活動・創作活動支援を目的とした交流活動を行っています。

開館以来、両館とも多くの入館者を迎え、観光拠点としても地域の活性化に寄与しています。

市民生活にうるおいを与える事業として、金子みすゞや香月泰男を含め、本市の近代文化・芸術に関する数多くの資源を公開するだけでなく、積極的に全国へ情報発信し、顕彰活動を継続する必要があります。

### ● 基本方針 ●

金子みすゞや香月泰男を中心として、本市にゆかりのある近代文化人や芸術家の世界をより広く紹介・普及させるため、鑑賞機会の充実を図るほか、研究活動や教育活動に寄与するための環境整備を行い、郷土の偉人の顕彰事業を進めます。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 近代文化・芸術の鑑賞機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民ニーズの変化を踏まえ、優れた文化・芸術の鑑賞機会の充実に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○金子みすゞ記念館、香月泰男美術館における企画展の充実</li> <li>○本市にゆかりのある近代文化・芸術の鑑賞事業の実施</li> </ul>
(2) 近代文化・芸術の研究教育活動の実施及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■金子みすゞや香月泰男の情報発信を積極的に行うことと併せ、公開講座等を積極的に行います。</li> <li>■金子みすゞなどの地域資源との連携により、学校教育内容の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページ等を利用した情報発信</li> <li>○企画員、学芸員の育成と金子みすゞや香月泰男の公開講座の実施</li> <li>○小中学校における金子みすゞなどの地域資源を活用した心の教育・人権教育の充実</li> </ul>
(3) 拠点施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■金子みすゞ記念館、香月泰男美術館について、施設整備を継続して行うとともに、周辺の一体的な整備を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収蔵品の保管等のための金子みすゞ記念館、香月泰男美術館の設備整備</li> <li>○入館者の回遊性を図るための周辺整備の実施</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H22	H28	
金子みすゞ 記念館、 香月泰男 美術館 入館者数	人	両館入館者数	128,857	96,713	110,000	企画政策課



香月泰男美術館

## 16-3 伝統文化の保存・継承

### ● 現況・課題 ●

本市は、近松門左衛門、村田清風などの歴史・文化人ゆかりの地であり、歴史的背景の魅力を活かした文化振興を行ってきました。

また、早川家住宅や大寧寺本堂など、数多くの文化財を有しており、それらの保存と継承に取り組んできました。

家庭と地域との関わりが希薄化し、子どもが地域行事などへ参加する場が少なくなっている今日、子どもがそれぞれの地域の祭りなどで披露される無形民俗伝統文化と触れ合う機会を増やすことや地域における伝統文化の発掘や各種行事への参加促進により、地域の伝統文化の保存に取り組むとともに、保存・継承活動への支援を行い、伝統文化を次代へ継承していく必要があります。

### ● 基本方針 ●

心豊かでうるおいのあるまちづくりの実現のため、伝統文化の発展を支援し、文化財の保護・保存・活用を進めることにより、本市の豊かな自然と長い年月の中で培われてきた歴史や文化の継承を図ります。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 地域の伝統文化の保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域における文化伝統資源の発掘を行い、文化体験（子ども）などを通じて保存・継承を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 俵山女歌舞伎、通鯨唄、滝坂神楽舞や各地域の楽踊りなど地域の文化伝統資源の保存・継承</li> <li>○ 地域における文化体験・行事の推進</li> <li>○ 子どもの地域行事への参加促進</li> <li>○ 市内伝統行事・伝統芸能の継承</li> </ul>
(2) 保存・継承活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 村田清風など本市ゆかりのある歴史・文化人を活かした文化活動を支援し、歴史・文化を継承します。</li> <li>■ 文化伝統資源を映像や図書として記録し、文化体験学習の教材としての活用を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 村田清風などの歴史・文化人を活かした文化活動の推進</li> <li>○ 文化資源の映像・図書による記録と併せ、これらを子ども会活動や学校教育における教材として利用</li> </ul>

## ● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
文化財の保存・活用の市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	22.9	21.9	30.0	生涯学習スポーツ振興課 企画政策課

## ● 文化財の状況

国指定	重要文化財	3
	重要有形民俗文化財	2
	史跡・名勝・天然記念物	7
県指定	有形文化財	9
	有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	6
	史跡・天然記念物	10
市指定	有形文化財	21
	有形民俗文化財	4
	無形民俗文化財	4
	史跡・名勝・天然記念物	14

〈生涯学習スポーツ振興課〉

## 第5章

みんなで創り、  
自分発信するまち



# 第1節

## 自分発信のまちづくりの推進

### 17-1 市民協働の推進

#### ● 現況・課題 ●

本市では、市民協働によるまちづくりを目指しています。平成23年度には、第3期地域審議会からの答申を受け、条例の制定に取り組んでいます。しかし、市民からは、市民協働が分かりにくいとする意見も多く、市民協働に対する理解を深める施策が必要となっています。

#### ● 基本方針 ●

「自分たちのまちは自分たちで創る」を合言葉に、市民協働の輪を広げ、市民と行政がそれぞれの特性を生かしながら市民が主体によるまちづくりを目指しさまざまな取り組みを計画し実践していきます。

#### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 市民の意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"><li>■市民協働条例に基づき、協働に関するさまざまな仕組みづくりを図ります。</li><li>■市民が主体性を持ち、地域の課題に取り組んでいくという意識改革を図ります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○市民協働実施プランの策定</li><li>○プランに基づいた支援制度導入の検討</li><li>○シンポジウムの開催</li></ul>
(2) 民意をくみ上げる仕組みと組織づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>■情報の仲介、伝達、コーディネートできる拠点・組織の整備を行います。</li><li>■市内の各種団体の意見や情報の交換による交流・連携を図ります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○拠点となる組織・施設の整備</li><li>○市民協働の仕組みづくり</li><li>○各種団体を取りまとめる仕組みづくり</li></ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
まちづくりに 向けた活動に 参加している 市民の割合	%	平成23年9月 市民協働によるまちづ くりのための市民アン ケート調査	-	9.7	30.0	企画政策課



市民による道路花壇の植替作業

## 17-2 市民活動の活性化

### ● 現況・課題 ●

本市では、国、県の支援施策の広報活動やNPO登録支援及びその紹介により、市民への活動参加を促進し、各種団体育成の展開を計画していますが、他市にみられる市民活動センター的役割を担う組織設置には、至っていません。

市民活動への参加者の固定化や、活動内容の情報が少ないこと、またその集約ができていないことが課題であり、適切な情報提供や参加促進活動を実施する必要があります。

### ● 基本方針 ●

活動の一元的な把握と、周知を行うための市民活動支援センター的な役割を担うセクションの確立とあわせ、この中核となる中間支援組織の設立に向けた推進体制の強化を図ります。

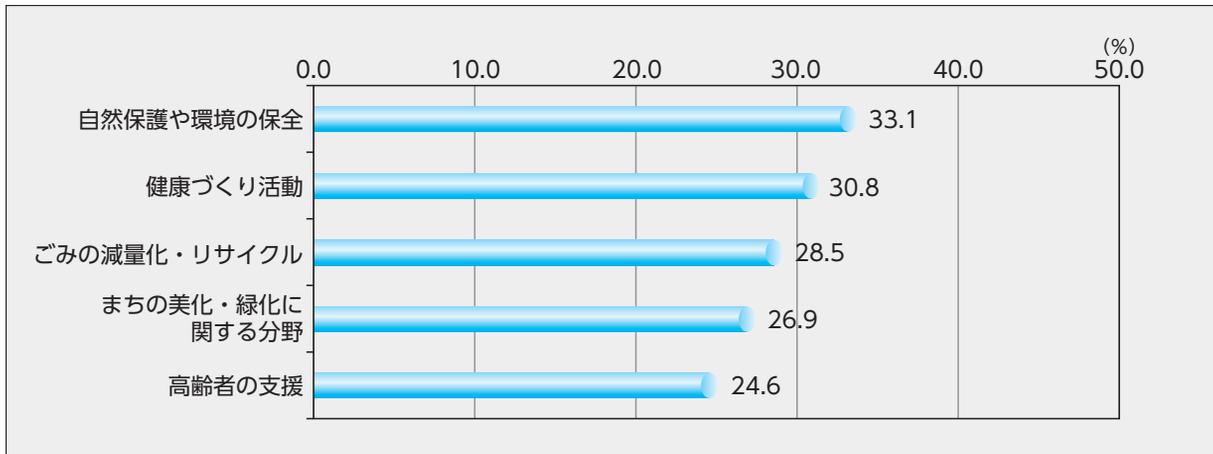
### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) ボランティア・NPO等の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ボランティア活動やNPO活動の活性化に向け、支援制度導入の検討と、国や県の支援制度についての広報活動に努めます。</li> <li>■ ボランティア団体の登録やその紹介により、活動への市民参加を促進し、かつ、団体育成に努めます。</li> <li>■ 市民活動支援センターの設置と中間支援組織の育成を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民協働実施プランの策定（再掲）</li> <li>○ プランに基づいた支援制度導入の検討（再掲）</li> <li>○ 活動に対する支援制度の周知</li> <li>○ ボランティア・NPO団体活動の紹介</li> <li>○ ボランティア活動への参加促進</li> <li>○ 市民活動支援センターの設置</li> <li>○ 中間支援組織の育成</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
NPO 認証数	団体	NPO 団体認証数	10	15	20	企画政策課
市民活動へ参加している市民の割合	%	平成 23 年 7 月 市民アンケート調査	48.8	37.4	50.0	企画政策課
ボランティア団体・NPO 団体の育成の市民満足度	%	平成 23 年 7 月 市民アンケート調査	10.3	10.0	15.0	企画政策課 生涯学習スポーツ振興課

■ 今後参加したい活動分野（上位 5 位）



〈資料：H23 市民アンケート調査〉

## 17-3 地域コミュニティの活性化

### ● 現況・課題 ●

本市では、住民自治による協働のまちづくりを推進し、地域市民と行政のパートナーシップによる地域活動や地域コミュニティ形成に向け、取り組みを強化しています。

また、地域の特色あるイベント等について、文化面からも、開催についての支援を行っています。

これをより推進するため、地域審議会においても市民協働についての諮問、答申を受け、市民協働条例の策定に向けた取り組みを進めています。

地域活動については、参加者の高齢化、これによる弱体化が課題となっているほか、それによりイベントの継続的实施困難など、過疎化や少子高齢化が周辺地域のコミュニティ活性化の障害となっています。

### ● 基本方針 ●

協働のまちづくりに対する市民協働条例の策定やこれに引き続くプラン策定を通して、地域と行政のパートナーシップの強化を図り、地域コミュニティの活性化を図ります。

また、高齢化の進展により集落機能が低下しつつある自治会の支援を行います。

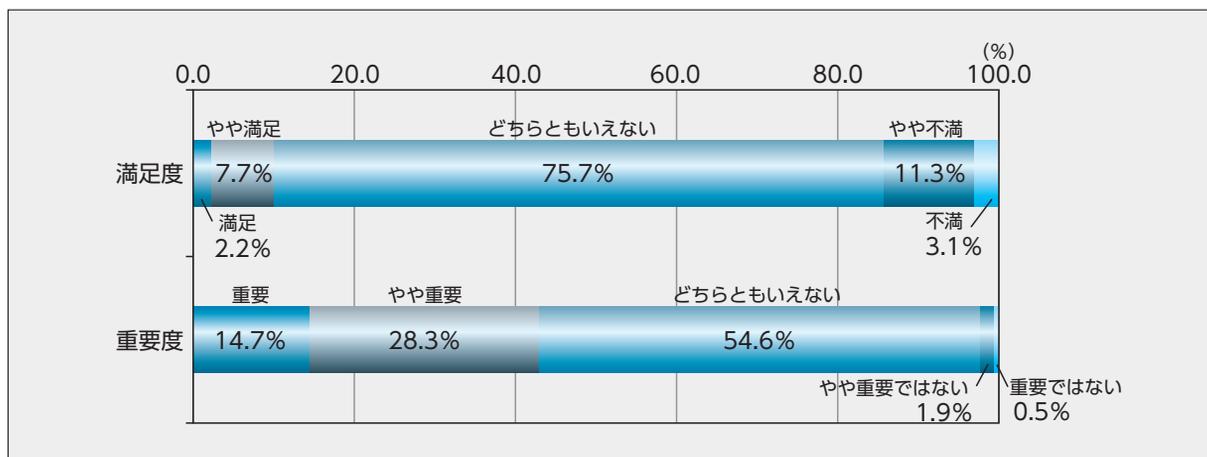
### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) コミュニティの活性化支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 継続的かつ発展的な地域の自主的なコミュニティ活動を推進し、パートナーシップによる活動強化を図ります。</li> <li>■ 引き続き、地域の老朽化施設整備や地域既存施設の活用を図ることで、コミュニティ施設の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コミュニティ活動や集落機能再生への支援</li> <li>○ コミュニティ施設の充実</li> <li>○ コミュニティ意識の醸成</li> </ul>
(2) 地域イベント・行事の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住民主体の企画・運営によるイベント・行事を促進し、開催にあたっての支援を行います。</li> <li>■ 地域行事と学校行事の連携により、地域イベントの活性化と地域住民の参加を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ふるさとまつりの開催支援</li> <li>○ 地域行事と学校行事の連携</li> <li>○ 地域行事への参加促進</li> <li>○ あいさつ運動の推進</li> </ul>
(3) 地域づくりリーダーの養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の活性化に向けて、地域リーダーの養成を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域づくりリーダー養成塾の開講</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
地域コミュニティ活動の支援に対する市民満足度	%	平成23年7月 市民アンケート調査	11.1	9.9	20.0	企画政策課

■ 「地域コミュニティ活動に対する支援」に関する重要度・満足度



〈資料：H23 市民アンケート調査〉



油谷夏まつり

## 17-4 男女共同参画の推進

### ● 現況・課題 ●

本市では、平成19年度に「ながと男女共同参画計画」を、平成23年度に同計画の改定版を策定し、また、平成20年度には「長門市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画に向けた意識啓発など男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

しかし、市民アンケート調査では、「男女共同参画の推進」に関する満足度が9.8%とまだまだ低く、今後さらに男女共同参画に向けた意識啓発や環境づくりなどに積極的に取り組むことが必要です。

### ● 基本方針 ●

「ながと男女共同参画計画」の指針（目標値）に基づき行動管理を行いながら、あらゆる分野における男女共同参画の取り組みを総合的に推進します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 男女共同参画意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"><li>■男女共同参画社会の実現に向けて、広報誌・ホームページ・CATVを活用した啓発活動を推進します。</li><li>■講演会や研修会などを開催し、男女共同参画の意識の醸成に努めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○男女共同参画に関する講習会や研修会、イベントの開催</li><li>○男女共同参画に関する情報提供</li></ul>
(2) 男女共同参画計画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>■男女共同参画計画における具体的な指針（目標値）を総合的に推進します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○男女共同参画計画の推進</li></ul>
(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"><li>■配偶者からの暴力やセクシャル・ハラスメント防止に関する啓発に努め、関係機関と連携した被害者保護支援を推進します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進</li><li>○被害者が相談しやすい相談体制の整備</li></ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
男女共同参画の推進に対する市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	8.8	9.8	20.0	企画政策課

■ 「男女共同参画の推進」に関する重要度・満足度



〈資料：H23 市民アンケート調査〉



男女共同参画推進フォーラム IN 長門

## 第2節

# 住民と行政のパートナーシップの確立

### 18-1 市民参加の仕組みづくり

#### ● 現況・課題 ●

市民参加の機会として、「まちづくり懇談会」「市長への提言箱」などを開催・設置し、直接市長と市民との意見交換や意見募集を行っています。

また、広報「ながと」やホームページのリニューアルを行いながら、市民に対してよりわかりやすく周知する取り組みを行っています。

ただ、「まちづくり懇談会」の参加者や発言者の固定化が進んでおり、地域によっては開催日・開催時間について検討を行い、さまざまな年齢・職業の市民が参加しやすいシステムづくりが必要です。

#### ● 基本方針 ●

協働による活力ある地域づくりを推進するため、市民に対する情報公開を進め、まちづくりへの市民参加を進めます。

また、市民が行政情報を的確に取得するため、広報「ながと」やホームページなどを活用して情報を幅広く提供していきます。

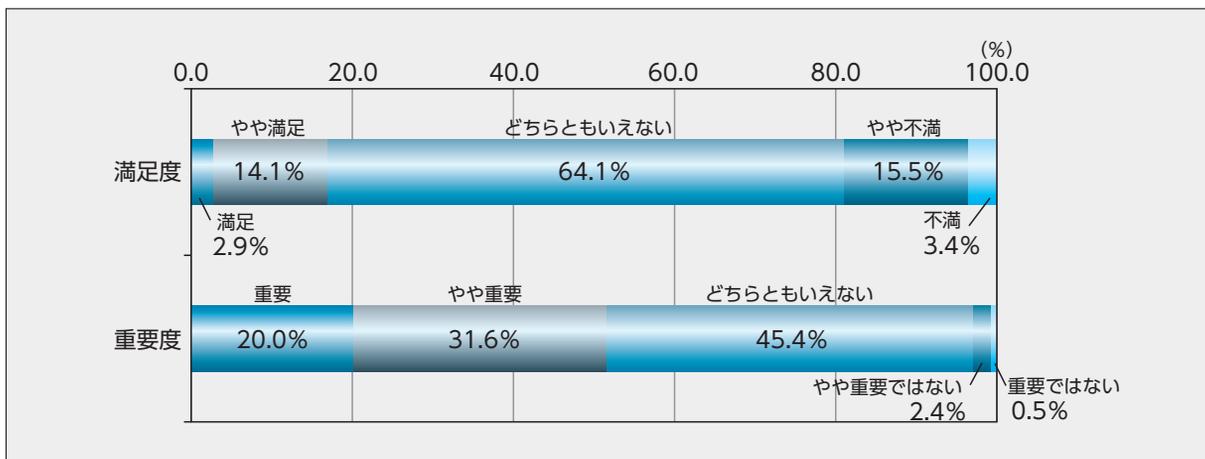
#### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 広聴活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「まちづくり懇談会」の実施により、市政の理解を深めるとともに、市民の意見を広く収集します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「まちづくり懇談会」の実施</li> <li>○新メディアの研究・活用</li> </ul>
(2) 情報公開の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民主体の開かれた市政を推進するため、個人情報保護に配慮しつつ、CATVの活用など、情報公開の一層の充実に努めます。</li> <li>■パブリック・コメント制度による、各種計画や条例等の検討過程の公開や意見募集機会の創出を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報公開の充実</li> <li>○個人情報の保護</li> <li>○CATVの活用による行政情報の提供</li> <li>○パブリック・コメントの実施</li> </ul>
(3) 広報活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広報「ながと」やホームページのコンテンツの充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報「ながと」の紙面充実</li> <li>○ホームページのコンテンツの充実（動画などの活用）</li> <li>○新メディアの研究・活用</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

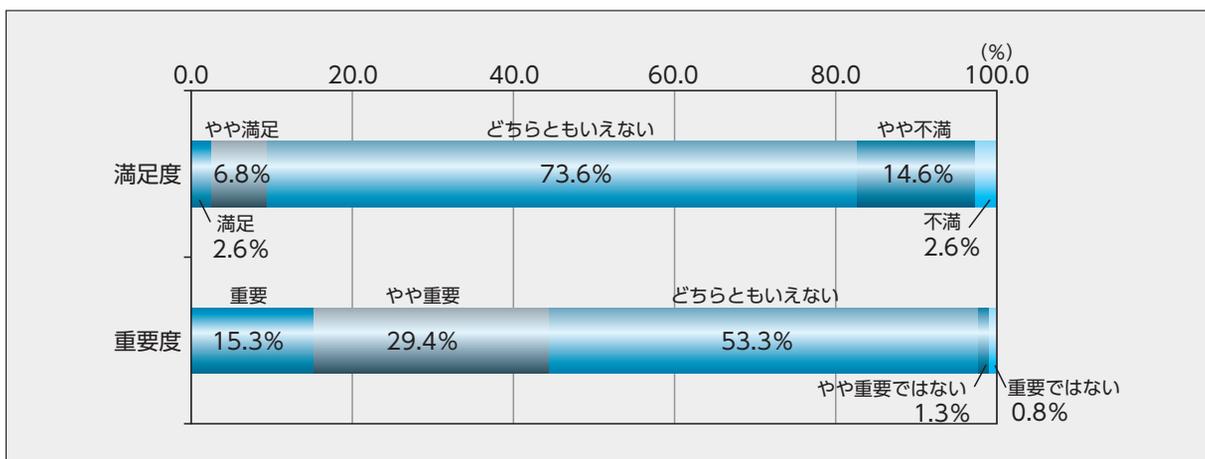
成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
市ホームページのアクセス件数	件	1日の市ホームページアクセス件数	500	2,674	2,500	秘書広報課
市政に意見・提言機会や手段、方法の市民満足度	%	平成23年7月市民アンケート調査	8.7	9.4	20.0	秘書広報課

■ 「情報公開や情報提供」に関する重要度・満足度



〈資料：H23 市民アンケート調査〉

■ 「市民参加の推進」に関する重要度・満足度



〈資料：H23 市民アンケート調査〉

## 18-2 効率的な行政運営の推進

### ● 現況・課題 ●

平成22年3月に平成22年度から4年間を取り組み期間とする第2次長門市経営改革プラン（行政改革大綱及び実施計画）を策定し、「刷新」を経営理念とする新たな行政運営を目指しています。

プランでは財政健全化に向けた取り組み、効率的・効果的な組織体制の整備、アウトソーシング<sup>※</sup>の推進を重点項目として、行政各部門での取り組みによる事務事業の部分最適にとどまらず、政策や施策の効率性と有効性を追求することで、組織として全体最適となるよう見直しや工夫、改善に取り組むこととしています。

その上で、さまざまな行政計画の進行管理について、計画の着実な推進を図るため関係部署との協力や支援体制を強化するとともに、行政評価制度<sup>※</sup>を有効に活用し、限られた資源の中で事業の取捨・選択・見直しを行い、より一層、効率的な行政運営を推進する必要があります。

### ● 基本方針 ●

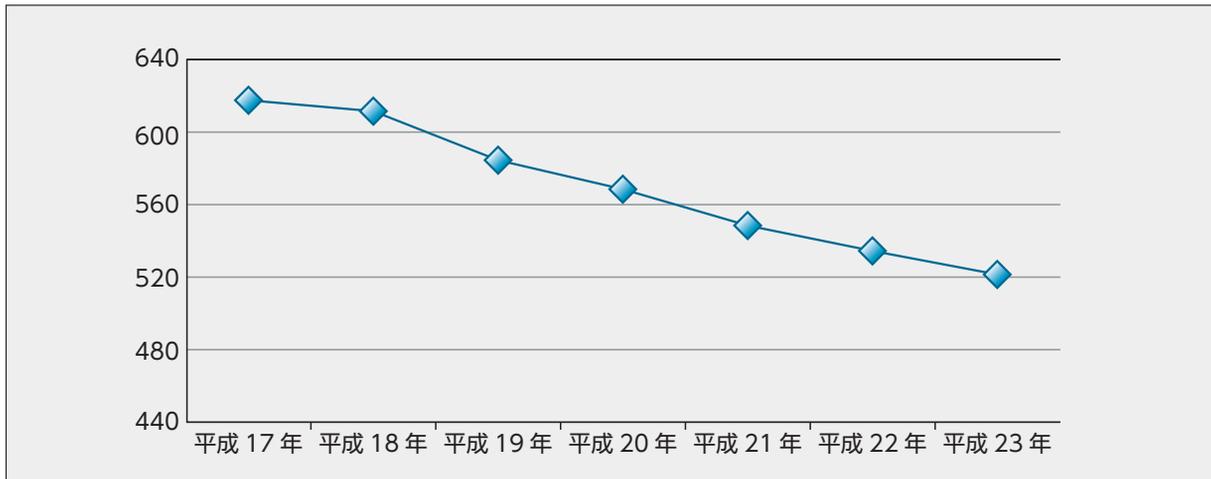
行政改革の成果や進捗状況を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価制度による施策・事務事業の評価・検証、職員の資質向上などを通して、選択と集中による効率的な行政運営を推進します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 行政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第2次長門市経営改革プランを軸に、実施計画中の各実施項目に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定員適正化計画</li> <li>○組織改編計画</li> <li>○アウトソーシング推進計画</li> <li>○第2次行政改革実施計画</li> </ul>
(2) 行政評価制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■行政評価制度を通じて施策レベル、事務事業レベルで事業の見直しを行い、予算と連携しながら施策を効果的に実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施策評価</li> <li>○事務事業評価</li> </ul>
(3) 行政の企画機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■職員によるまちづくり提案を推進し、行政の政策企画力の向上に努めます。</li> <li>■市民協働実施プランを策定し、市民と行政のパートナーシップの確立に向けた推進機能の強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員によるまちづくり提案制度</li> <li>○市民協働実施プランづくり</li> <li>○統計調査の実施</li> </ul>
(4) 職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人材育成基本方針に従い研修会の実施や通信教育の推進により、職員の専門性を深めるとともに、創造力豊かな人材の育成を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研修会の実施と参加促進</li> <li>○通信教育の活用促進</li> </ul>

## ■ 職員数の推移

(単位：人)



〈資料：地方公共団体定員管理調査〉

## ● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
職員の研修会への参加率	%	年間の研修会への参加職員数 / 全職員数	18.8	(平成22年度) (セミナーパーク研修) 17.0	(セミナーパーク研修) 18.0	総務課
			26.2	(平成22年度) (全研修) 106.6	(全研修) 108.6	
市政に関心がある市民の割合	%	平成23年7月 市民アンケート調査	73.8	65.5	80.0	秘書広報課

## ● 行政評価件数及び事務事業費

年度	具体施策評価 (件)	事務事業評価 (件)	評価対象事務事業費 (千円)
平成19年度	112	649	13,007,674
平成20年度	111	675	11,198,172
平成21年度	104	638	15,614,524
平成22年度	102	618	13,145,402
平成23年度	102	571	9,274,004

〈秘書広報課〉

## 18 — 3 財政運営の効率化

### ● 現況・課題 ●

本市の財政状況は、人口の減少、高齢化の進展や少子化対策で義務的経費の増加が避けられない状況にあります。また、市税の大きな伸びは今後期待できず、地方交付税については、平成26年度に合併特例の期限を迎えようとしており、新たな財政需要に柔軟に対応できない財政構造が危惧されています。

また、限られた財源を有効に活用し、効率的で効果的な事業を選択するためには、「選択と集中」が今まで以上に必要になります。

そのため、施策の実施に当たっては、その範囲や水準を調整しながら優先順位を明確にし、聖域を設けず、あらゆる分野での見直しが必要となります。

市民に対する行政サービスを中長期的に、安定的に提供するためにも、財政運営の効率化・安定化を目指す必要があります。

### ● 基本方針 ●

健全な財政運営を行うため、経営改革プランに基づく歳出の削減、市有財産の有効活用、民間活力の利用など事務事業の効率化と財源の有効活用に努めます。

また、税負担の公平を期するための課税の適正化と徴収率の向上を図り、税収の確保に努め、自主財源を確保します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 計画的な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国・県支出金の有効活用を図ります。</li> <li>■各種財政指標の健全化を推進します。</li> <li>■広報・ホームページ掲載広告料の徴収を進め、自主財源の確保を図ります。</li> <li>■市税・保険料等の徴収率向上を通して、自主財源の確保を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○財政運営の適正化</li> <li>○財源の確保</li> <li>○広報・ホームページの広告掲載</li> <li>○徴収対策本部を中心とした各課連携</li> </ul>
(2) 事務処理の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■庁内における情報の有効活用や迅速な検索を可能とするため、庁内における情報の共有化を推進します。</li> <li>■事務事業の削減と定員の適正化を図るため、電子自治体の推進による事務処理の効率化を図るとともに経常経費の削減に努めます。また、電子窓口の利用促進により市民の利便性の向上を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○庁内情報の共有化</li> <li>○電子自治体の推進</li> </ul>

● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体	
			H18	H22	H28		
経常収支比率	%	毎年度継続して経常的に支出される経費に、一般財源のうち毎年度経常的に収入されるものがどれだけ充用されたかを示す指標です。	88.2	87.7	85.0	財政課	
実質公債費比率	%	歳出の中で、過去からの借金の返済に回っている部分がどの程度の大きさかをみるための指標です。18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。	-	16.4	15.0	財政課	
将来負担比率	%	借金総額と標準財政規模と比べてどれだけの重みがある借金額なのか見るための指標です。負債額が標準財政規模の何年分に相当するかが判ります。	-	134.6	120.0	財政課	
市税、保険料等 徴収率 (主なもの)	%	収入額／調定額	市税徴収率	85.7	85.9	89.4	税務課 保険課 水道課 下水道課
国民健康保険料			86.2	87.7	93.0		
上水道料金			79.6	66.9	80.0		
下水道料金			92.0	89.4	93.5		
			89.8	86.4	88.0		

- 経常収支比率  
平成 20 年 97.5% 平成 21 年 92.3% 平成 22 年 87.7%
- 財政力指数  
平成 20 年 39.8 平成 21 年 37.7 平成 22 年 35.4
- 実質公債費比率 (3カ年平均)  
平成 20 年 15.4% 平成 21 年 16.1% 平成 22 年 16.5%
- 将来負担比率  
平成 20 年 160.5% 平成 21 年 135.0% 平成 22 年 134.6%

〈財政課〉

※財政力指数

地方自治体の人口や面積などを全国的に判断して標準的にかかるお金に対する標準的な収入がどの位あるかを示す指数で、財政力を比較するものさし。

## 18-4 広域連携の推進

### ● 現況・課題 ●

本市では、これまで、隣接する萩市、下関市、美祢市を中心に消防、水道、ごみ処理等で広域的なつながりを構築してきましたが、市民生活の広域化にともない、市民生活全般にわたって、広域的なサービスへの需要が増しており、今後とも、これら隣接市との関係を深め、観光も含めた広い市民ニーズに対応した広域連携が必要となっています。

また、本市の国際交流事業としては、(社)長門青年会議所が昭和56年(1981年)から取り組む、韓国鎮海市との中学生のスポーツ・文化交流を目的とした「日韓親善交流事業」に対し補助を行っております。また、市内の企業においても中国における企業活動・交流が進められていることから、今後とも東アジアを中心に民間レベルの友好関係の構築に、市としての支援を検討していく必要があります。

### ● 基本方針 ●

多様で広域的な行政課題に対して的確に対応するため、必要な行政事務に関して、近隣市と密接に連携・協力し、広域的な連携による効率的で質の高い市民サービスの提供を図ります。

また、国際交流事業を中心に市外との交流活動を継続して推進します。

### ● 主要施策 ●

施策名	施策の展開	具体的な施策
(1) 広域ネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■隣接する都市との連携を強化し、JR、バスなどの公共交通の利用促進を図ります。</li> <li>■萩市、下関市、美祢市などとの観光面での連携を強化し、広域観光の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周遊ルートを踏まえた連携の強化</li> <li>○2次交通の改善</li> <li>○広域的公共交通の利用促進</li> </ul>
(2) 市外との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自治体間の交流活動や国際交流を通して、相互の市民の交流を深めていきます。</li> <li>■本市を訪れる人々に対するおもてなしの心の向上に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体交流の促進</li> <li>○東アジアを中心とした国際交流の支援</li> <li>○経済団体、文化団体等の交流支援</li> </ul>

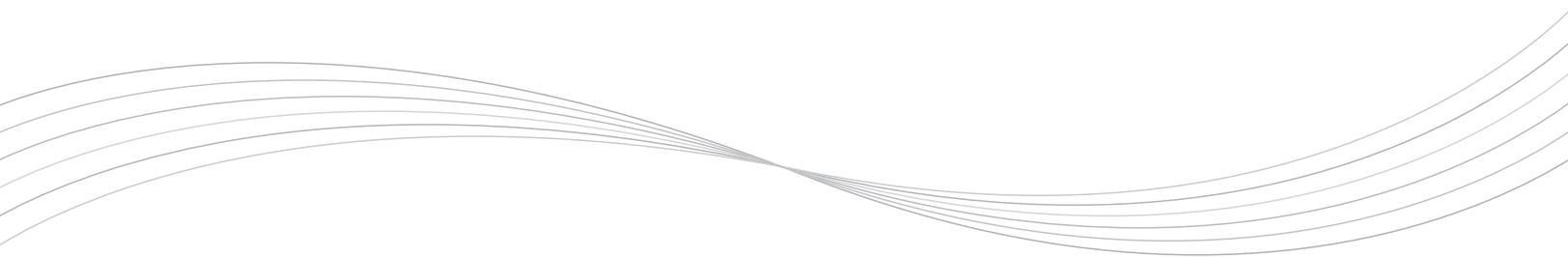
## ● 主な施策の成果指標 ●

成果指標	単位	指標の説明	現状		計画	実施主体
			H18	H23	H28	
自治体間人事 交流職員数	人	人事交流派遣職員数	1	5	5	総務課
広域観光 事業数	事業	周辺市町との広域的事業の数	0	3	3	観光課



浜田市・益田市・萩市・長門市4市長会談

# 參考資料



## ■第1次長門市総合計画後期基本計画 用語説明■

見出し	語句	説明
あ行	IT	(information technology) 情報技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピューターやインターネットの進化と広がり、工学技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称している。
	ITリテラシー	リテラシーとは、読み書き能力のこと。ITリテラシーとは、情報を使いこなす能力のこと。
	アウトソーシング	業務の外部委託。外部調達のこと。
	一時保育	保護者が病気やけがのために急に子どもを保育できなくなった場合など、一時的に保育が必要になった場合に保育する制度。
	AED (自動体外式除細動器)	Automated External Defibrillatorの略で突然心肺停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器のこと。
	NPO	Non Profit Organizationの略で民間非営利団体のこと。「まちづくり」「障害者や高齢者の福祉」「川や森林の愛護」などを目的に、身近なところで行われている活動団体のこと。活動を行いやすくするため、法人格を取得する団体が増えてきている。
	エコファーマー	堆肥等の土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための生産方式(持続性の高い農業生産方式)を自分の農業経営に導入する計画を立て、県知事に申請し、認定された農業者の愛称。
	延長保育	就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため、保育時間を延長する制度。
	温室効果ガス	地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、地表温度の上昇(温室効果)をもたらす気体の総称のこと。二酸化炭素、フロン、メタン等が該当し、このガスの量の増加による地球温暖化が危惧されている。
か行	介護予防	高齢者の生活の質の向上を目指し、要介護状態の発生をできる限り防ぎ(遅らせ)、要介護状態になってからは、その状態の悪化をできる限り防ぐこと。
	学校評価	自己評価や地域満足度などの外部評価により、経営計画や教育計画に基づいて実践される教育活動がどの程度機能しているのかを評価すること。
	合併浄化槽	し尿と生活排水を一緒に処理する浄化槽のこと。従来の、し尿のみを処理するみなし浄化槽に比べ、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

か行	行政評価制度	行政活動を目的と手段の関係で政策、施策、事務事業に区分し、「計画→実行→評価→改善」のPDCAマネジメントサイクルにより、それぞれにおける業績を評価するもの。
	協働	市民、自治会、NPO、事業者、行政等の各主体が、共通の課題解決に向け、対等の立場で協力し合うこと。
	グリーン商品	再生素材を使うなど環境負荷が低く、健康や安全に配慮した商品のこと。
	グリーン・ツーリズム	緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
	グループホーム	高齢者、障害者等が、日常生活上の必要な援助やサービスを受けながら、地域社会の中で共同して生活する住宅。
	景観法	日本の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するための法律。
	CATV	ケーブルテレビのこと。視聴者宅まで、光ファイバーや同軸ケーブルを用いてテレビ番組の送信を行う放送形態のこと。双方向性も持っているため、これを利用したインターネット接続も可能である。
	健康住宅	建材のシックハウス対策や自然環境への配慮がなされ、住む人が健康で快適に生活できる住宅のこと。
	後期高齢者医療制度	高齢者と若年世代の負担の明確化を図る目的で、平成20年4月から始まった医療制度。75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方が加入している。
	耕作放棄地	以前は耕地であったもので、高齢化や後継者不足等により、過去1年以上作物を栽培せず、しかも今後も農作のためには使用されないと見込まれる農地のこと。一般的には「休耕地」とも言う。「遊休農地」も同義語。
	高次医療	大学病院のような特定機能をもった病院で治療を受けること。
	コミュニティ	地域社会の場において、構成員一人ひとりが、共通の帰属意識と共同の目標と役割意識とをもって、共通の行動が取られる集団と解される。一般的には、自治会などの自治組織をイメージするが、ここでは目的に応じて形成される複数の自主グループなどを包括して意味づけしている。
	コミュニティ・スクール	学校運営に保護者や地域住民が参画することで、地域社会と協働し、地域の創意工夫を導入した特色のある学校づくりを推進する組織のこと。

か行	コミュニティバス	民間のバス事業者が運行する路線を補うように、公共交通が不便な郊外の住宅地区等と、公共施設や商業施設等を結ぶなど、市民の多様なニーズにきめ細やかに対応する地域密着型バスシステムのこと。
	婚活	結婚活動、結婚するために必要な行動。
さ行	財政力指数	地方自治体の人口や面積などを全国的に判断して標準的にかかるお金に対する標準的な収入がどの位あるかを示す指数で、財政力を比較するものさしとなる。
	3 R	ごみを減らすための取り組みのこと。 「Reduce:削減、Reuse:再利用、Recycle:再資源」の略。 "Reduce" ものを大切に使い、ごみを減らすこと。 "Reuse" 使えるものは、繰り返し使うこと。 "Recycle" ごみを資源として再利用すること。
	自主防災組織	住民が地域ごとに団結して、助け合いながら、まちぐるみで防災活動を行うための組織。
	シックハウス	家にひそむダニやカビ、新建材の化学物質ホルムアルデヒドから起こる、めまいや皮膚病などの健康被害の総称。
	指定管理者制度	住民サービスの向上を目指し、公の施設の管理主体を民間事業者や、NPO法人等に広く開放する制度。
	省エネルギー	エネルギーを効率的に使用することによって、より少ないエネルギーで大きな効果を上げること。
	食育	市民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組み。
	シルバー人材センター	高齢者が生きがいを持って社会参加できるように、地域社会における日常生活に密着した臨時的、短期的な就業の援助を行う団体。
	新エネルギー	平成9年に施行された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規程されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義している。具体例として、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電など。
	水道ビジョン	水道事業における経営戦略のこと。
	水道有収率	供給される水量が、どの程度収益になっているかの指標。

さ行	生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与するがん、心疾患、脳血管疾患などの病気。
	総合型地域スポーツクラブ	より身近なところで気軽にスポーツや運動に親しめ、かつ健康づくり・生きがいづくり・仲間づくりができるよう、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、子どもから高齢者まで幅広い人が参加できる地域スポーツクラブ。
た行	第1次救急医療	入院や手術までは必要としない医療、つまり外来ですませることのできる医療のこと。
	第2次救急医療	初期救急医療体制では対応できない、入院・手術などの治療を必要とする、主に重症救急患者の医療を担当する医療機関のこと。
	第3次救急医療	大学病院や高度専門医療施設で行われる、実験的な一面も持ち合わせた医療機関を指し、山口県では、関門医療センター・山口大学医学部附属病院・県立総合医療センター・岩国医療センターのこと。
	団塊世代	一般的に昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）の3年間に生まれた人々。日本の人口分布のなかで特にボリュームを持ち、他の世代から突出している人口集団のこと。
	男女共同参画	男女が互いの人権を尊重し社会に参加し、社会経済情勢の変化に対応し豊かで活力ある社会を築いていくこと。
	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で高齢者が暮らし続けるためのケアシステム。医療との連携や介護サービスの強化、要介護状態にならないための予防の推進や、買い物、見守り等の生活支援、住まいづくりなど、一体的・体系的に提供する仕組みのこと。
	地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関。
	地方分権	国と地方との役割分担を明らかにし、それぞれの地域で自主的・個性的なまちづくりを進めていこうというもの。国にある権限や財源を市町村や都道府県に移したりすること。
	地産地消	「地元生産－地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味。
	デイサービス	通所介護。日帰りで受けられる入浴、食事の提供、機能訓練などのサービス。

た行	電子自治体	高度に電子化された市民サービス・業務システムを、インターネットなどを利用したオンラインで市民に提供できる自治体のことで、オンラインによる申請などが可能になることや、情報の電子化により効率的な業務の遂行が可能になり、より便利で質の高いサービスを市民に提供することが可能になる。
	特定健診(特定健康診査)	特定健康診査：生活習慣病の増加に対応し、平成20年度から健康保険組合、国民健康保険などにおいて、40歳以上の加入者を対象に行っているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査をいう。
	特定用途制限地域	都市計画法上の地域地区の一つであり、用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。
な行	長門みすゞ学園構想	地域の特性や子どもの実態を踏まえながら、市内6つの中学校区ごとに、共通の目標を設定し、小中学校9年間の一貫した教育を推進する構想。
	ニュースポーツ	柔軟性のある競技規則と適度な運動量を備えて、特別なトレーニングをしなくても、老若男女のハンディが少なく、簡易な用具でプレイを楽しめるスポーツのこと。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、他産業並の所得を実現する農業経営改善計画を策定し、市町村長の認定を受けた農業者。
は行	パートナーシップ	共同で何かを行うための対等な協力関係。提携。
	バイオマス	エネルギーや原料に使うことができる動植物資源及びそれらを起源とする廃棄物のこと。
	パブリック・コメント制度	行政機関などが政策立案にあたり、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度。
	バリアフリー	福祉のまちづくりを進めるためにさまざまな障壁をなくすこと。
	ファミリーサポートセンター	育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人が会員として登録し、子育てに関する有償の相互援助活動を行い、仕事と育児の両立支援を図る事業。
	フェスティバル	祭りや祭典のこと。
	ヘルス・ツーリズム	健康づくりを目的とした滞在型観光のことで、医療機関と連携し、その土地ならではの療法を受けながらゆっくりする旅行すること。

は行	ホームヘルパー	訪問介護員のこと。
	ボランティア	自分の意思で自発的に奉仕活動を行う人。
ま行	民生委員児童委員	民生委員児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、民生委員として、地域において、社会福祉の増進のため、相談、援助等を行うとともに、児童委員として、地域の子ども達が安心して暮らせるように、見守りや子育ての不安、妊娠中の心配ごと等の相談、支援等を行う。
や行	U・J・Iターン	Uターンは、地方から都会に出て、再び出身地に戻ることに。Iターンは、出身地以外の地域から流入して住み着くこと。Jターンは、出身地から、進学・就職等により転出した者が、出身地の近隣地域に戻ることに。
	用途地域	都市計画法上の地域地区の一つであり、目指すべき市街地像に応じて、用途別に分類される12種類の都市計画の総称。
ら行	ライフスタイル	仕事への取り組みや住まい方など、所属する集団の価値観に基づき、主体的に選択される生活の様式、生き方のこと。
	ライフステージ	人の一生を、幼少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階のこと。
	ライフライン	都市生活に欠かすことのできない、電気・水道・ガス・通信・輸送などの施設・設備のこと。
	リピーター	繰り返し来る人のこと。
	6次産業	第1次産業、第2次産業、第3次産業を融合させた新たな産業のたとえ。1+2+3=6であることに由来している。
わ行	ワークショップ	地域づくり活動において、住民参加の手法として、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で、地域の将来像を話し合う手法。

長門市総合計画  
基本構想

第 1 章	基本理念と将来像	
	1 基本理念	133
	2 将来都市像	133
	3 基本目標	134
第 2 章	土地利用構想	
	1 土地利用の方針	135
	2 地域別の方針	135
	3 連携の方針	135
第 3 章	施策の大綱	
	1 自然と人がやすらぐ安全なまち	137
	2 6次産業が栄えるまち	137
	3 生きがいと笑顔があふれるまち	137
	4 個性豊かに人が輝くまち	138
	5 みんなで創り、自分発信するまち	138
第 4 章	まちづくりの重点戦略	
	1 まちづくりの視点	139
	2 戦略プロジェクト	139
第 5 章	総合計画の推進のために	
	1 本市が目指す自治体経営	142
	2 計画推進のための取り組み	143

# 1 章 基本理念と将来像

## 1 基本理念

本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。人々の価値観の多様化、本格的な少子高齢化社会を迎える中で、「改革」の意識をもって地方分権にふさわしいまちをつくとともに、個性ある資源を活かしながら、まちを「再生」していくことが必要です。

そのため、これからの本市のまちづくりは、環境保全意識の高まりや健康志向・自然志向の高まりなど、本市の需要となりうる社会状況を踏まえながら、地域資源を有効活用した地域経営を実現することが重要となります。特に、日本海のきれいな海と大地の恵みを貴重な自然環境資源として、守り、活かし、育てていくことが重要です。そして、地域資源の活用と連携により、住む人、訪れる人みんなが健康で、笑顔あふれるまちを基本理念とします。

### ● 長門市が目指す方向

- 自然の恵み、**海と大地**を守り、
- 地域資源をみんなの**健康**な暮らしに活かし、
- 地域の**活力**と市民の**笑顔**あふれるまちを育てます。

## 2 将来都市像

本市は、青海島や千畳敷、棚田などの美しい自然と豊かな温泉、金子みすゞや香月泰男などの優れた文化に恵まれています。そして、何よりも人情味あふれる人々のふれあいがあります。

このすばらしい自然や文化を後世に大切に伝えていくとともに、地域の産業を最大限に活用したまちづくりに取り組みます。

また、市民や観光客が癒され、元気で生活できる喜びをわかちあえるまちづくりを進めます。そして、高齢者・障害者・児童などすべての市民が健康で笑顔あふれるように、生活環境や福祉の充実を図ります。さらには、Uターン者が集まり、未来に多くの夢をつなぐ地域を思い描きながら、新しいまちを創造していきます。

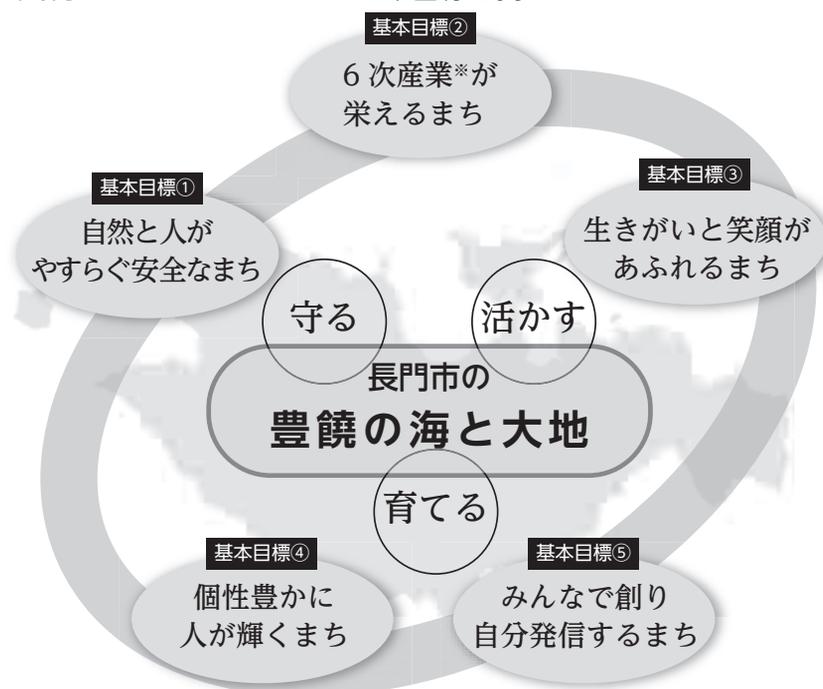
### ● 長門市の将来都市像

ほうじょう  
**豊饒の海と大地に抱かれた  
活力ある健康保養のまち**

～みんなの笑顔行き交う、未来のまちをめざして～

### 3 基本目標

豊饒の海と大地に恵まれた地域資源を「守る」「活かす」「育てる」の視点により、活力ある健康保養のまちを実現していくための5つの基本目標を掲げます。



\*6次産業…第1次産業、第2次産業、第3次産業を融合させた新たな産業のたとえ。1+2+3=6であることに由来している。

#### 基本目標① 自然と人がやすらぐ安全なまち

地域の誇りである恵まれた自然環境の保全と活用を図るとともに、暮らしやすい住環境を形成し、景観にも配慮した都市基盤を築き、市民が健康で安全・快適に生活できるまちを目指します。

#### 基本目標② 6次産業が栄えるまち

地域資源を活かしながら、農林水産業と商工業を融合し、新たな産業の創造を図ります。そして、長門らしい「おもてなしの心」あふれる観光地を市民とともに築き、賑わいあるまちを目指します。

#### 基本目標③ 生きがいと笑顔があふれるまち

まちぐるみで健康づくり・生きがいづくりに取り組むことにより、高齢者や障害者などを地域で見守り、子どもを育て、市民一人ひとりが生きがいに満ち、笑顔あふれるまちを目指します。

#### 基本目標④ 個性豊かに人が輝くまち

心の豊かさを実感できる生活の実現に向け、地域の歴史や伝統的な文化を継承するとともに、地域の個性を活かして新たな文化を創造し、市民一人ひとりが個性豊かに輝くまちを目指します。

#### 基本目標⑤ みんなで創り、自分発信するまち

新しい長門市の主人公は市民一人ひとりです。市民一人ひとりが、まちづくり活動に積極的に参加しながら、市民と行政がともに考え、行動するまちづくりを進めるとともに、自分発信できるまちを目指します。

# 2章 土地利用構想

## 1 土地利用の方針

### (1) 生活拠点ゾーン

本市の生活拠点として、公共施設や商業施設などの生活機能の集積を図るとともに、地域の伝統と文化を継承しながら、個性ある生活環境づくりを行い、地域の発展を図ります。

### (2) 生活自然共生ゾーン

周辺の自然環境と共生できる居住地の形成を図るとともに、無秩序な開発行為を抑制し、市民が健康で安全な暮らしができる住環境の整備を図ります。

### (3) 海の環境保全ゾーン

北長門海岸国定公園をはじめ、本市の貴重な資源である海の環境保全を図るとともに、海を活用したブルー・ツーリズム<sup>\*</sup>による体験型観光の振興を図ります。

### (4) 大地の環境保全ゾーン

市域を囲む山林など、恵まれた豊かな自然環境の保全を図るとともに、自然体験の場の創出や温泉観光施設との連携により、グリーン・ツーリズム<sup>\*</sup>による体験・滞在型観光の振興を図ります。

<sup>\*</sup>ブルー・ツーリズム…漁村地域で行われる滞在型の余暇活動。

<sup>\*</sup>グリーン・ツーリズム…緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

<sup>\*</sup>コミュニティ…地域社会の場において、構成員一人ひとりが、共通の帰属意識と共同の目標と役割意識をもつ集団。自治会や目的に応じて形成される複数の自主グループなどのこと。

## 2 地域別の方針

### (1) 東部地域

本市の行政・経済の中心として、中心市街地の活性化や集客施設の整備、港湾・漁港施設の整備、福祉拠点の整備などにより都市機能の集積を図るとともに、都市景観の誘導など、魅力ある生活環境づくりに努めます。また、文化・芸術事業と連携した観光の展開を図ります。

### (2) 南部地域

豊かな自然に恵まれた温泉観光地域として、自然環境の保全の取り組みや、林業の振興、観光地としての魅力化に積極的に取り組むとともに、地域の生活環境の整備・充実に努めます。

### (3) 西部地域

田園と森林、海岸が調和した美しい農漁村地域として、農漁業の振興に重点的に取り組むとともに、各集落の生活環境の整備やコミュニティ<sup>\*</sup>の育成を図ります。また、恵まれた自然を活用し、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムによる観光の振興を図ります。

## 3 連携の方針

### (1) 広域連携軸

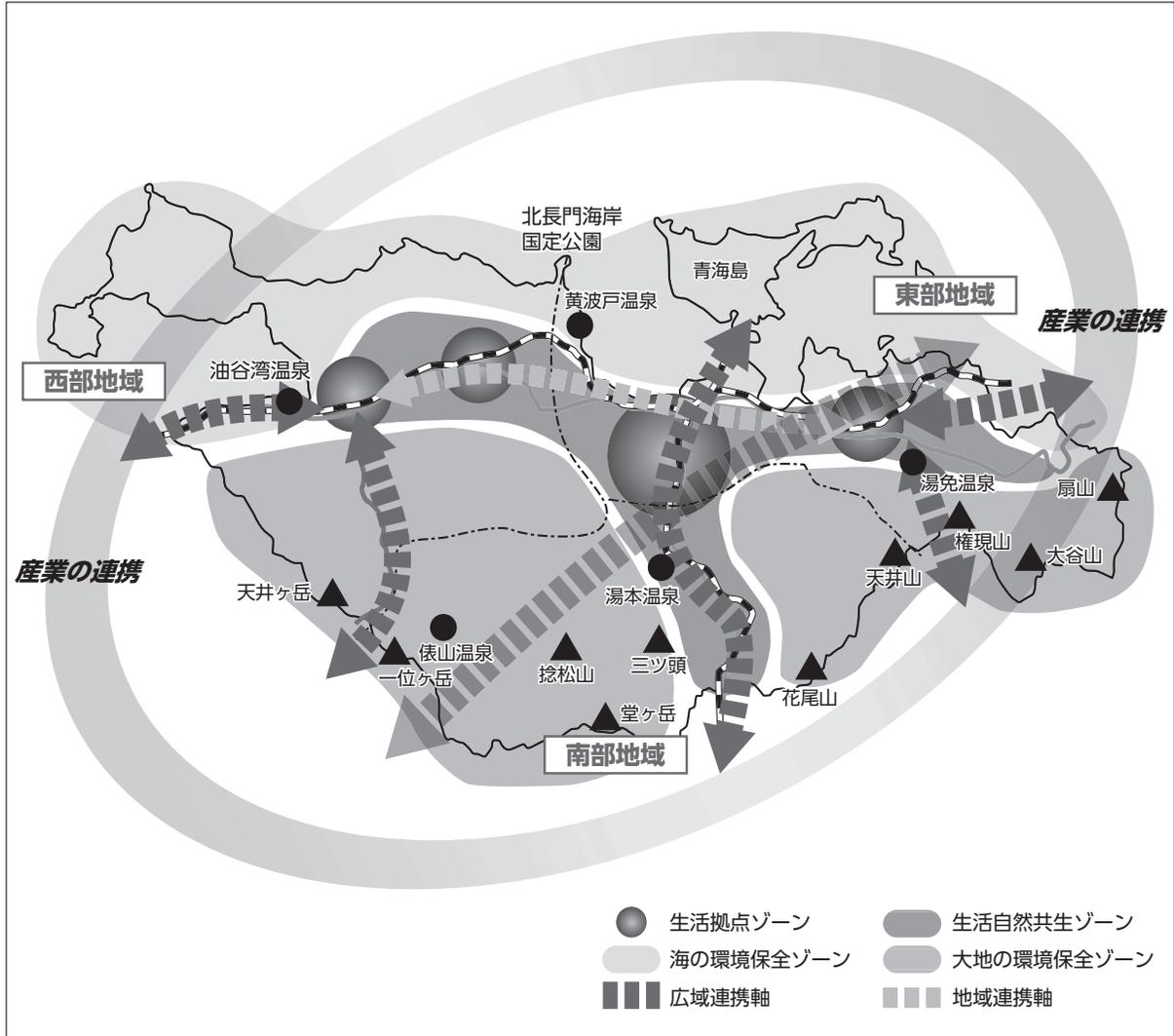
本市と周辺都市を結び、また広域交通網と接続する広域的な基軸として、観光や産業発展のための連携を強化します。

### (2) 地域連携軸

本市の生活拠点を結ぶ軸として、交通網と情報網の充実により、地域間の連携を図ります。

## 長門市土地利用構想図

恵まれた自然や地域特性を最大限活かし、広域連携・地域連携のもと、本市の新しいまちづくりを展開していきます。



# 3章 施策の大綱

## 1 自然と人がやすらぐ安全なまち

### ●自然と共生する循環型社会の形成

地域の美しい自然環境を後世にわたって保全し、まちづくりに活用していくために、計画的に土地利用を推進しながら乱開発を未然に防止するとともに、失われた自然を再生する取り組みを進めます。

ごみ対策については、減量・再使用・再利用というごみの3Rを推進するとともに、地球環境対策や地域エネルギーの活用などの環境問題にも積極的に取り組み、自然が循環するまちを形成していきます。

### ●やすらぎのある快適な暮らし

棚田景観の保全や沿道景観の統一などにより、本市の個性ある景観形成を図り、やすらぎのある暮らしを創出します。

また、住環境の整備や道路、公園などの都市機能の強化を計画的に進めるとともに、多様な商業・サービス業の集積を図り、快適な暮らしを創造します。

### ●人にやさしい安全な暮らし

道路交通網の充実とともに、人にやさしいユニバーサルデザインの普及に努め、地域の交通安全対策を進めます。

また、直下型地震や風水害などに備え、自主防災組織\*の強化など防災活動の促進や治山・治水対策など防災基盤の整備を図り、災害に強い安全な暮らしを創出します。

さらに、高度情報通信網を防災・福祉・産業などさまざまな分野に活用し、安全・安心・快適のための各種情報サービスの提供を推進します。 \*自主防災組織…住民が地域ごとに団結して、助け合いながら、まちぐるみで防災活動を行うための組織。

## 2 6次産業が栄えるまち

### ●はつらつとしてにぎわう健康のまちづくり

国際競争力の強化や産地間との連携により、継続的に発展していく産業を育成するため、時代の変化に対応できる柔軟な経営感覚と常に新しいものに挑戦していく経営意欲を尊重した振興策を図ります。

そのために、1次産業を中心に地産地消\*を促進し、地域特産品の創出やブランド化を図り、温泉資源や自然資源と連携することで、すべての市民がはつらつと働き、訪れる人でにぎわう健康なまちづくりを進めます。

### ●体験・滞在・反復の観光まちづくり

体験・滞在・反復型の観光が定着し、年間を通じ観光交流が活性化するよう、北長門海岸国定公園の自然や、湯本・俵山・湯免・黄波戸・油谷湾の豊富な温泉郷、金子みすゞ、近松門左衛門、香月泰男、楊貴妃、萩焼深川窯などの恵まれた文化資源のネットワーク化を図ります。

\*地産地消…「地元生産-地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味。

## 3 生きがいと笑顔があふれるまち

### ●人と人、地域と地域の助け合い

すべての市民が安心して暮らせる地域づくりを目指し、ボランティア活動の一層の活性化を図りながら、地域で支え合うまちづくりを進めていきます。

また、地域の人々が助け合い、気軽に楽しみながらスポーツを継続するまちづくりを目指し、ウォーキング、自転車、マリンスポーツなどの既存の身近なスポーツの活用やニュースポーツ\*の導入により、市民の自主的な健康づくり活動を促進していきます。

### ●健康で生きがいのある暮らし

市民一人ひとりが、若い頃から健康的な生活を営み、生涯健康で暮らせるまちづくりを進めます。

また、介護サービス基盤の一層の整備や、支援サービスの質の向上、支援制度の整備・充実、医療体制の充実を図るとともに、高齢者や障害者が自立し、社会参加することによって生きがいのある暮らしを創出します。

### ●未来の子どもの笑顔があふれる暮らし

多様化する保育ニーズに対応した保育機能の充実を図るとともに、子育てに関する相談・情報提供・交流活動の充実に努めます。

また、少子化問題への対応を図るため、安心して産み育てることができる環境を整えるとともに、地域でこれから親になる世代への啓発を図るなど、地域が一体となって、未来の子どもの笑顔があふれる暮らしを創出します。

※ニュースポーツ…柔軟性のある競技規則と適度な運動量を備えて、特別なトレーニングをしなくても、老若男女のハンディが少なく、簡易な用具で楽しめるスポーツのこと。

## 4 個性豊かに人が輝くまち

### ●豊かな心を育む暮らし

個性ある豊かな心を育むため、就学前教育・学校教育内容の充実やゆとりある教育環境づくりを行い、子どもの個性や創造性を引き出す学習指導に努めます。

また、体験学習の充実や家庭・地域との連携強化を図りながら、人権、環境、福祉、情報、国際理解、郷土教育など、今日的なテーマを積極的に取り入れた教育を推進します。

さらに、生涯学習・スポーツの推進を図るとともに、これまでの取り組みの拡大を図りながら、総合型地域スポーツクラブの育成、また、各地域単位で異世代が交流しながら学習やスポーツを行う仕組みづくりに努めます。

### ●個性が輝く文化の創造

市民が地域に誇りと愛着を持つとともに、地域で新たな文化が創造され、全国へも情報発信されるよう、伝統的な文化の保存・継承と市民の文化活動の活性化を図ります。

伝統文化については、地域にある有形・無形の文化財の顕彰や市民による保存・継承活動への支援を図ります。

また、新たな文化創造については、自然や歴史、産業など、地域資源をモチーフにしながらも、国際的な視野で、さらにはIT\*なども活用しながら、市民一人ひとりが個性的な文化・芸術活動を展開できる体制づくりに努めます。

※IT…情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピューターやインターネットの進化と広がり、工学技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法。

## 5 みんなで創り、自分発信するまち

### ●自分で考え、発信するまちづくり

地域のことは地域で決める「地方分権」社会への移行を受けて、市民が協働しながら、魅力ある地域を「手作り」で創っていきます。

地域におけるコミュニティ活動など市民活動の一層の促進を図れるよう、市民が地域活動に参加しやすいしくみづくりを推進し、自ら考え、自分発信するまちづくりを推進します。

### ●協働により、自立できるまちづくり

市民と行政のパートナーシップの確立により、外部を取り巻く社会状況に対して全市的に取り組み、自立できるまちづくりを進めます。

また、少子高齢化への対応や、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、財政基盤の安定・強化と広域的な事業実施、職員の適正配置による行政組織のスリム化により、効率的な行政運営を推進するとともに、地域ごとの個性を最大限に活かしたまちづくり施策の展開を図ります。

# 4章 まちづくりの重点戦略

## 1 まちづくりの視点

### ●地域資源を活かしたまちづくり

#### ①地域資源を活かす

- ・青海島などの自然資源、湯本、俵山などの温泉資源、金子みすゞ記念館や香月泰男美術館などの文化資源のほか、多くの地域資源があります。
- ・これらの資源が連携することによる相乗効果を活かし、観光のまちづくりを進めます。

#### ②観光スタイルの変化に対応する

- ・国内観光の主流は、従来の団体旅行から少人数、家族・グループ旅行に移りつつあります。
- ・グリーンツーリズムなどの学習型、体験型の観光を求める人が増えており、これらの観光スタイルの変化に対応したまちづくりを進めます。

### ●地域の意向に応えるまちづくり

#### ③健康志向に応える

- ・心身ともにバランスのとれた健康的な生活習慣の確立が求められています。
- ・また、人々の健康志向が高まっており、「自分の健康は自分で守る」という意識に応えるまちづくりを進めます。

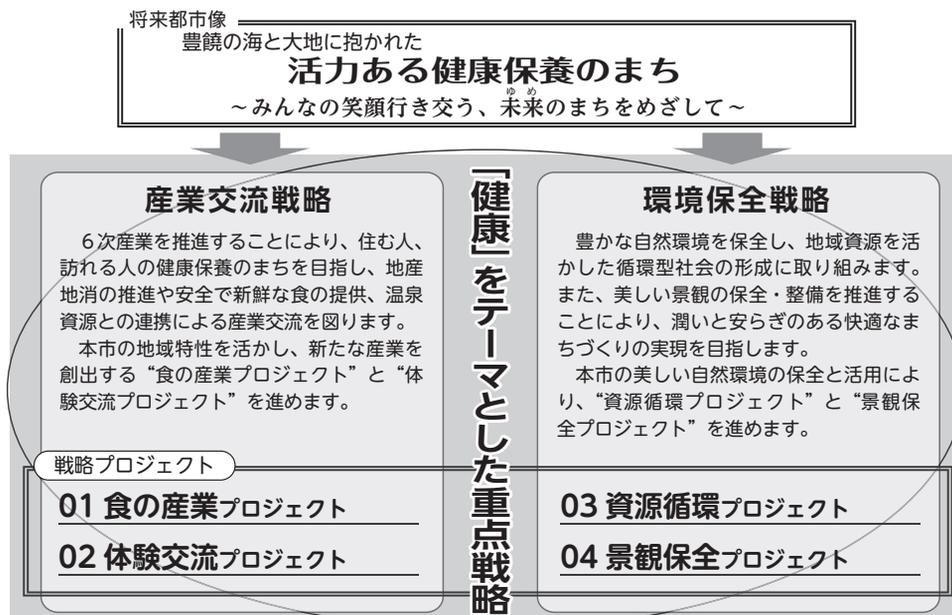
#### ④環境保全に貢献する

- ・環境問題意識が高まり、環境負荷の軽減やごみの再利用など循環型社会の形成に向けた取り組みが求められています。
- ・地球規模で問題になっている環境保全に対して貢献するまちづくりを進めます。

## 2 戦略プロジェクト

戦略プロジェクトは、将来都市像の「豊饒の海と大地に抱かれた 活力ある健康保養のまち ~みんなの笑顔行き交う、未来のまちをめざして~」の実現に向けて、地域の独自性と重要性が高く、本市における先導的なプロジェクトであり、今後10年間の取り組みの方向性を市内外に示すものです。

「まちづくり視点」を踏まえ、市民ニーズや地域需要を考慮しながら、「産業交流戦略」と「環境保全戦略」の2つの重点戦略を導き出し、4つの戦略プロジェクトを設定します。



## 01 食の産業 プロジェクト

### ◆ 新鮮な食材で安全な食をつくる

農林水産業や商工業などの地域産業が連携することにより、新鮮な食材で安全・安心な食を提供します。また、“健康”をテーマとした特産品開発、郷土料理の創作を行い、地域ブランドを確立します。

### ● 取り組みの方向

- 本市で生産する農産物や水産物の新鮮な食材を、安全で安心な食として市民が消費するよう、地産地消を推進します。
- 市内の飲食店関係者との連携により、個性ある商品・食品開発を図ります。
- “健康”をテーマとした地域ブランドを確立し、地域産業の連携により、特産品開発や郷土料理の創作に取り組みます。
- 安全・安心な食の提供とともに、市民の食生活の改善など、健康的な食育<sup>\*</sup>を推進します。

<sup>\*</sup>食育…市民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組み。

## 02 体験交流 プロジェクト

### ◆ 温泉滞在・自然体験により、心身を保養する

健康保養のための温泉地づくりや温泉間の連携を強化し、自然体験や農林漁業体験のできるツーリズムの推進により、市民や観光客の心身が保養できるまちとしてPRし、観光産業の活性化を目指します。

### ● 取り組みの方向

- 湯本・俵山・湯免・黄波戸・油谷湾温泉の“長門温泉郷五名湯”の連携を強化し、総合的な温泉地づくりを行います。
- 湯本温泉、俵山温泉を中心に、健康保養温泉地づくりに取り組みます。
- 温泉資源との連携により、ヘルス・ツーリズムを推進し、健康志向の高い観光客のリピーター<sup>\*</sup>化を目指します。
- 自然特性を活かした農林漁業体験やマリンスポーツ体験により、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムを推進し、交流機会の創出を図ります。
- 廃校など既存施設を滞在・体験の場として有効活用します。
- 自然体験プログラム等の作成により、地域資源のネットワーク化を図ります。

<sup>\*</sup>リピーター…繰り返し来る人のこと。

## 03 資源循環 プロジェクト

### ◆ 地域資源の循環により、環境にやさしい生活をおくる

本市の貴重な自然資源を保全するとともに、耕作放棄地の有効利用や風力、バイオマス<sup>※</sup>などの新エネルギー<sup>※</sup>活用の推進により、地球環境にやさしい循環型社会を構築します。

### ● 取り組みの方向

- 山林や優良農地などの貴重な自然環境資源を保全し、自然に恵まれた生活環境を守ります。
- 景観保全の観点や農業体験の場として、耕作放棄地を活用します。
- 風力発電をはじめとする地域新エネルギーの活用を推進し、環境保全意識の高い地域社会を構築します。

※バイオマス…エネルギーや原料に使うことができる動植物資源及びそれらを起源とする廃棄物のこと。

※新エネルギー…従来から使用している、石油、石炭、天然ガス、原子力、水力などに対して、今後、研究開発・導入が期待されている新規開発のエネルギーのこと。具体例として、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電など。

## 04 景観保全 プロジェクト

### ◆ 美しい景観の保全により魅力ある地域をつくる

本市の特徴である美しい海岸、棚田、まちなみなどの景観を保全することにより、貴重な地域資源を次世代へ継承し、人々の心を癒す景観形成と魅力ある地域づくりを推進します。

### ● 取り組みの方向

- 青海島や仙崎湾、油谷湾などで形成される北長門海岸国定公園の海岸美を保全し、本市の貴重な自然資源として次世代へ継承していきます。
- 日置から油谷に連なる、日本海の大自然と調和した棚田の風景を、本市のかけがえのないふるさと景観として保全します。
- 本市の伝統技術として継承されている、萩焼深川窯などの文化資源の保全を図ります。
- 仙崎みすゞ通りなど、文化資源と一体となったまちなみ景観の形成に取り組みます。

# 5章

## 総合計画の推進のために

### 1 本市が目指す自治体経営

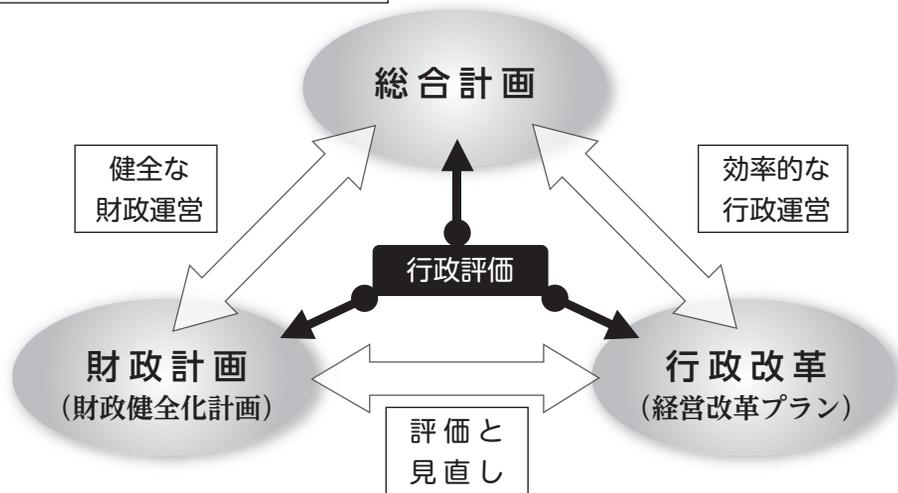
行政運営に「改革と再生への挑戦」という民間的な経営理念を導入し、健全な財政運営、効率的な行政運営のもと、総合計画の実現に向けて取り組みます。

#### ●総合計画・財政計画・行政改革の連携

総合計画を推進するためには、財政計画に基づく財政の裏付けが必要です。また、健全な財政運営のためには、成果志向に転換する行政改革と連携のもと、事業の適正な進行管理に取り組みます。

このように、総合計画・財政計画・行政改革が連動し、行政評価を行いながら、効率的な行政運営を目指します。

総合計画・財政計画・行政改革の連携



#### ●選択と集中による政策推進

地方分権が進展し、行政の果たすべき役割と責任が増大しており、個性豊かなまちづくりを推進しなければなりません。人口が減少する中で、財政計画や行政改革との連携のもと、政策の選択と集中により、将来像を実現していきます。

## 2 計画推進のための取り組み

### (1) 市民と行政の協働体制の確立

多くの市民の声をまちづくりに反映させるとともに、協働まちづくりの実現に向けて、情報の共有化やパブリック・コメント<sup>\*</sup>手続を推進します。また、既存の自治組織等との連携を深め、市民と行政の協働体制を確立します。

### (2) 行政評価システムの導入

計画 (PLAN) を実行 (DO) し、行政評価等による検証 (CHECK) に基づき改善 (ACTION) を行い、段階的かつ継続的なマネジメントサイクル (PDCAサイクル) を構築することで、業務改善や組織の見直しを行います。

### (3) 効率的・効果的な組織体制の整備

社会情勢や市民ニーズを的確に把握し、行政組織のスリム化を進め、効率的・効果的な市民サービスの体制整備を図ります。

### (4) 健全な財政基盤の確立

国の動向や社会情勢を踏まえ、財政健全化計画に基づき、計画的な財政運営を図ります。また、自主財源の確保や民間活力の積極的な導入等により、健全で効率的な財政基盤を確立します。

### (5) 国・県等との連携、広域行政の推進

広域的な共通課題の解決に向け、国や県、関係機関との連携を図っていきます。また、下関市や萩市などの近隣自治体とのネットワークを強化し、地域の特性や機能を活かした広域的行政運営を推進します。

※パブリック・コメント…行政機関などが政策立案にあたり、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度。

○長門市総合計画審議会条例

(平成17年7月11日条例第221号)

改正 平成19年12月20日条例第25号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、長門市総合計画の策定に関し基本的事項を調査審議するため、長門市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 審議会は、特別に調査審議する必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、市の関係機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月20日条例第25号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## 長門市総合計画審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属	
伊藤 和夫	学識経験者	
上田 高史	連合山口長門地域協議会	
上村 秀夫	公募委員	
内山 啓	元長門市行政改革懇話会	
大嶋 禮子	長門市連合婦人会	
岡田 泰彦	長門市社会福祉協議会	
梶山 公則	長門市体育協会	
河村ともよ	長門青年会議所	
岸田 弘稔	山口県長門農林事務所	
京野 馨	長門大津農業協同組合	
斎藤 隆志	山口県漁業協同組合長門統括支店	
嶋田 靖代	長門市教育委員会	副会長
末竹 靖伸	長門商工会議所	
末永 明典	長門市観光コンベンション協会	会長
高橋 幸広	山口県長門健康福祉センター	
橘 実千代	健康ながと21	
藤本 雄二	長門市快適環境づくり推進協議会	
松岡 芳文	長門市農業委員会	
松本 清治	山口県長門土木建築事務所	
安田 典正	ながと大津商工会	
山本 松雄	長門市自治会連絡協議会	

長企企第 131 号  
平成23年6月29日

長門市総合計画審議会長 様

長門市長 南 野 京 右

### 長門市総合計画＜後期基本計画＞の策定について（諮問）

長門市総合計画審議会条例第1条の規定の基づき「長門市総合計画＜後期基本計画＞」の策定について、貴審議会の意見を求めます。

#### 主旨

平成20年以降、日本は、人口減少社会に突入し、私たちを取り巻く環境は大きく変化しようとしています。

また、行政には、地方分権、財政健全化とともに、少子高齢化、高度情報化、グローバル化などへの対応も求められています。

さらに、本年3月の東日本大震災を契機に、価値観の変化、防災対策やエネルギー政策の再構築といった新たに見直しを迫る課題も生じております。

本市では、平成19年3月に、本市のまちづくりの基本指針である「第1次長門市総合計画（目標年度を平成28年度とする）」を策定しました。

本年度、この前期計画が終了するに当たり、私たちを取り巻くこうした環境変化を踏まえた今後5年間の後期基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

平成24年3月28日

長門市長 大西倉雄様

長門市総合計画審議会  
会長 末永明典

長門市総合計画＜後期基本計画＞の策定について（答申）

平成23年6月29日付け長企企企第131号により諮問を受けました標記につきまして、下記のとおり答申します。

記

1. 答申内容

慎重に審議を行った結果、おおむね妥当であると認めます。

添付「長門市総合計画後期基本計画（案）」

# 第1次長門市総合計画 後期基本計画

平成24年3月

発行：山口県長門市

編集：山口県長門市企画総務部企画政策課

〒759-4192 長門市東深川1339番地2

Tel 0837-23-1229 / Fax 0837-22-0135